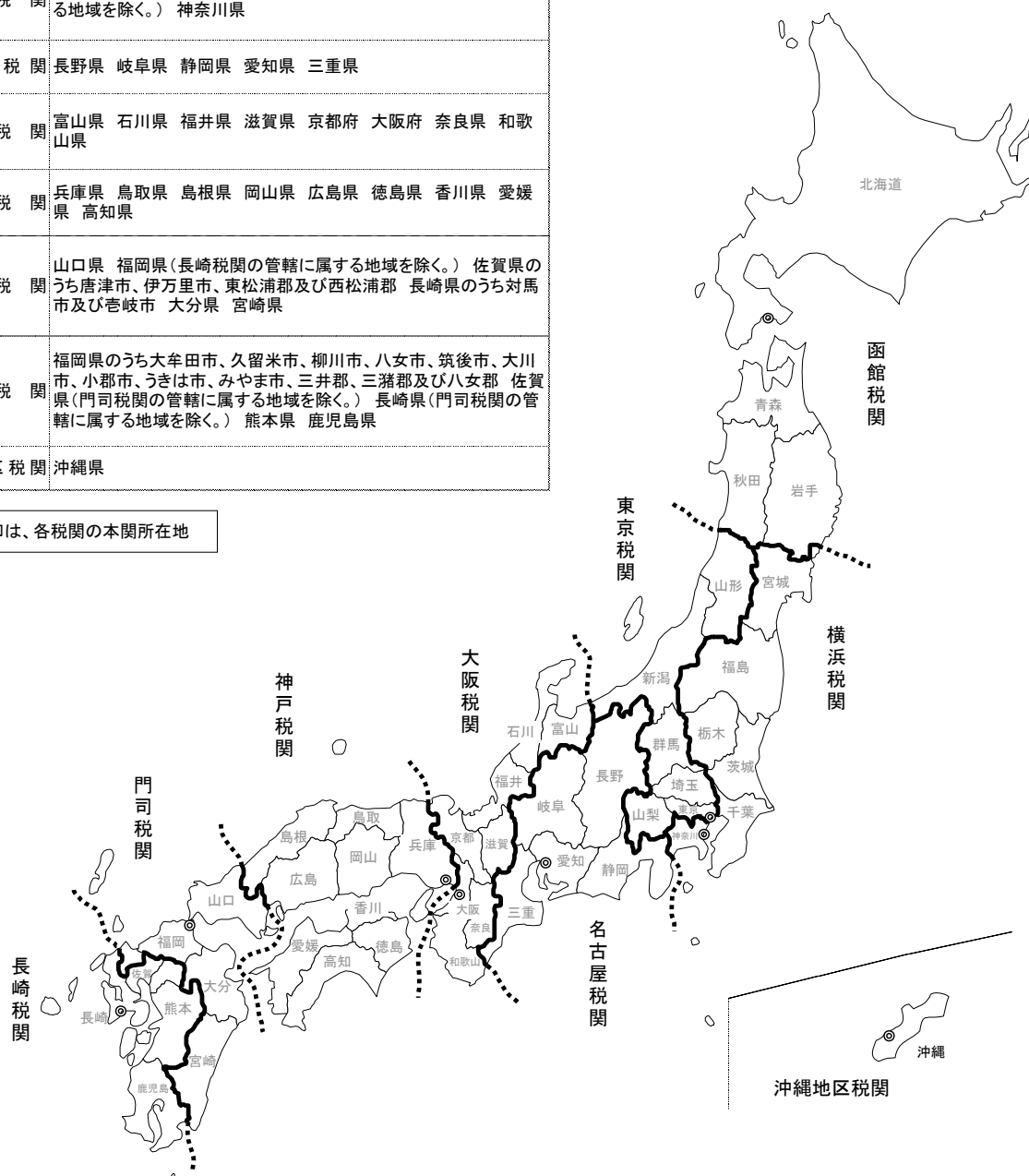


【資料編】

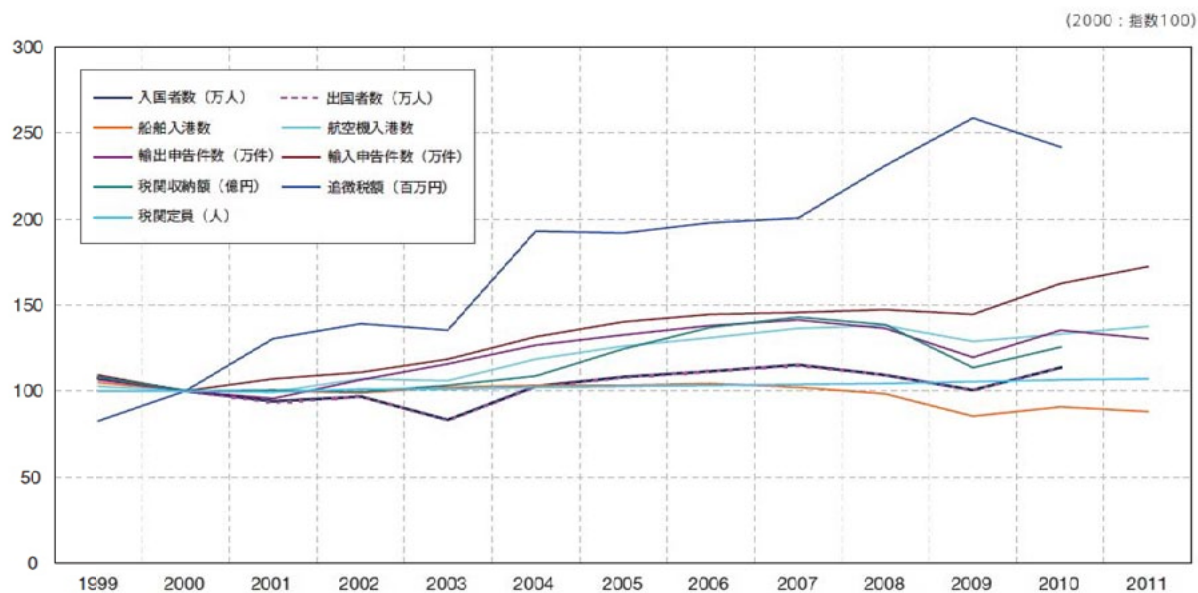
税関の管轄区域（平成23年7月1日現在）

税関名	管轄区域
函館税関	北海道 青森県 岩手県 秋田県
東京税関	山形県 群馬県 埼玉県 千葉県のうち市川市原木及び原木一丁目から原木四丁目まで、成田市、香取郡多古町及び山武郡芝山町 東京都 新潟県 山梨県
横浜税関	宮城県 福島県 茨城県 栃木県 千葉県（東京税関の管轄に属する地域を除く。） 神奈川県
名古屋税関	長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
大阪税関	富山県 石川県 福井県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県
神戸税関	兵庫県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
門司税関	山口県 福岡県（長崎税関の管轄に属する地域を除く。） 佐賀県のうち唐津市、伊万里市、東松浦郡及び西松浦郡 長崎県のうち対馬市及び壱岐市 大分県 宮崎県
長崎税関	福岡県のうち大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、みやま市、三井郡、三潴郡及び八女郡 佐賀県（門司税関の管轄に属する地域を除く。） 長崎県（門司税関の管轄に属する地域を除く。） 熊本県 鹿児島県
沖縄地区税関	沖縄県

◎印は、各税関の本関所在地

税関HP「税関の管轄区域」より <http://www.customs.go.jp/zeikan/zeikan-kankatsu.pdf>

主要業務量と定員推移



事務取扱件数

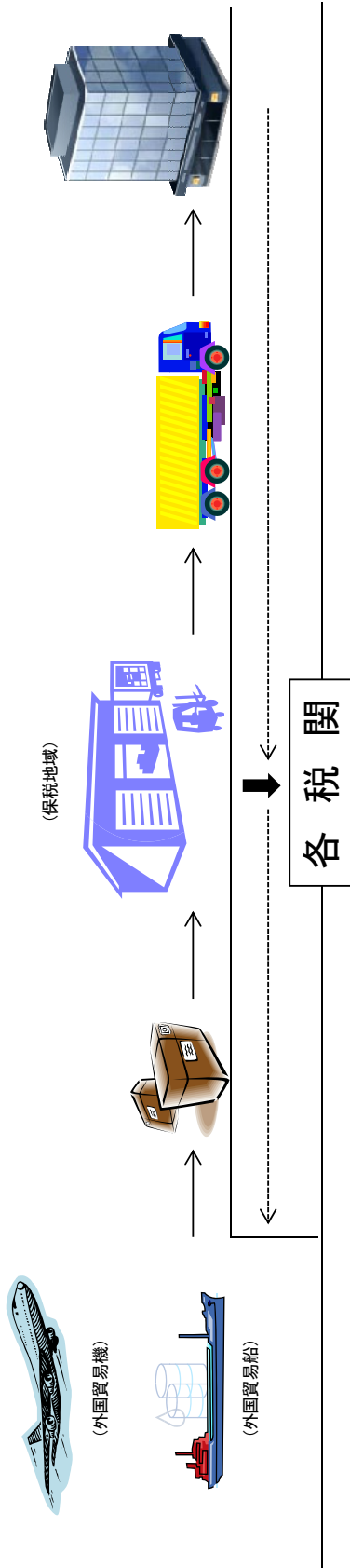
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
入国者数 (万人)	2,146	2,305	2,167	2,231	1,915	2,370	2,491	2,570	2,649	2,520	2,316	2,620	—
出国者数 (万人)	2,132	2,309	2,151	2,234	1,905	2,364	2,490	2,568	2,647	2,521	2,318	2,623	—
船舶入港数 (隻)	125,894	131,821	131,923	130,082	134,879	136,326	135,927	137,935	134,827	129,890	112,756	119,344	116,264
航空機入港数 (機)	122,978	126,527	126,041	135,357	133,994	150,110	159,615	165,526	172,864	174,386	163,148	168,436	173,893
輸出申告件数 (万件)	1,002	1,067	1,023	1,136	1,234	1,354	1,413	1,474	1,507	1,458	1,276	1,445	1,391
輸入申告件数 (万件)	1,190	1,214	1,302	1,348	1,439	1,599	1,704	1,753	1,767	1,789	1,752	1,969	2,092
税関収納額 (億円)	36,416	39,479	39,659	39,361	40,793	42,998	49,147	54,036	54,467	54,768	44,800	49,634	—
追徴税額 (百万円)	6,791	5,612	7,326	7,818	7,603	10,844	10,750	11,097	11,240	12,968	14,526	13,579	—
税関定員 (人)	8,259	8,240	8,218	8,315	8,334	8,427	8,465	8,520	8,565	8,620	8,713	8,794	8,799

(注1) 空港出入国者数は、法務統計による。

(注2) 追徴税額は事務年度集計。

税関HP「関税レポート」より <http://www.customs.go.jp/zeikan/pamphlet/report/index.htm>

関税法の構成(主要規定)



【監視取締】 (第3章)

- 船舶等の入出港
 - 入港届、積荷目録等の提出 (第15条)
 - 出港届 (第17条) 税関長の許可
- 貨物の積卸し
 - 積荷目録の提出後 (第16条)
 - 執務時間外の貨物の積卸し (第19条) 届出

【保税制度等】 (第4章及び第5章)

- 外国貨物を置く場所の制限 (第30条)
- 原則として保税地域に入れなければならない。

○ 保税地域の種類

- ・ 指定保税地域 (第37条)
- ・ 保税蔵置場 (第42条)
- ・ 保税工場 (第56条)
- ・ 保税展示場 (第62条の2)
- ・ 総合保税地域 (第62条の8)

○ 保税運送 (第63条) 税関長の承認

《関税法全体を通じて、処分の権限主体は各税関長とされている。》

(財務省作成資料参照)

【通関】 (第6章)

- 輸出入申告⇒検査⇒許可 (第67条)
- 輸出入申告の時期 (第67条の2) 原則として貨物の保税地域への搬入後
- 他法令の証明又は確認 (第70条) [注]
- 関税等の納付と輸入の許可 (第72条)
- 関税等の納付が許可の要件 (納期限延長に係るものは納付前に許可)
- 輸入の許可前における貨物の引取り (第72条) 税関長の承認

【注】

法 令	所轄官庁
○ 食品衛生法	厚生労働省
○ 植物防疫法	農林水産省
○ 家畜伝染病予防法	農林水産省
○ 外為法	経済産業省
○ 薬事法	厚生労働省
etc	etc

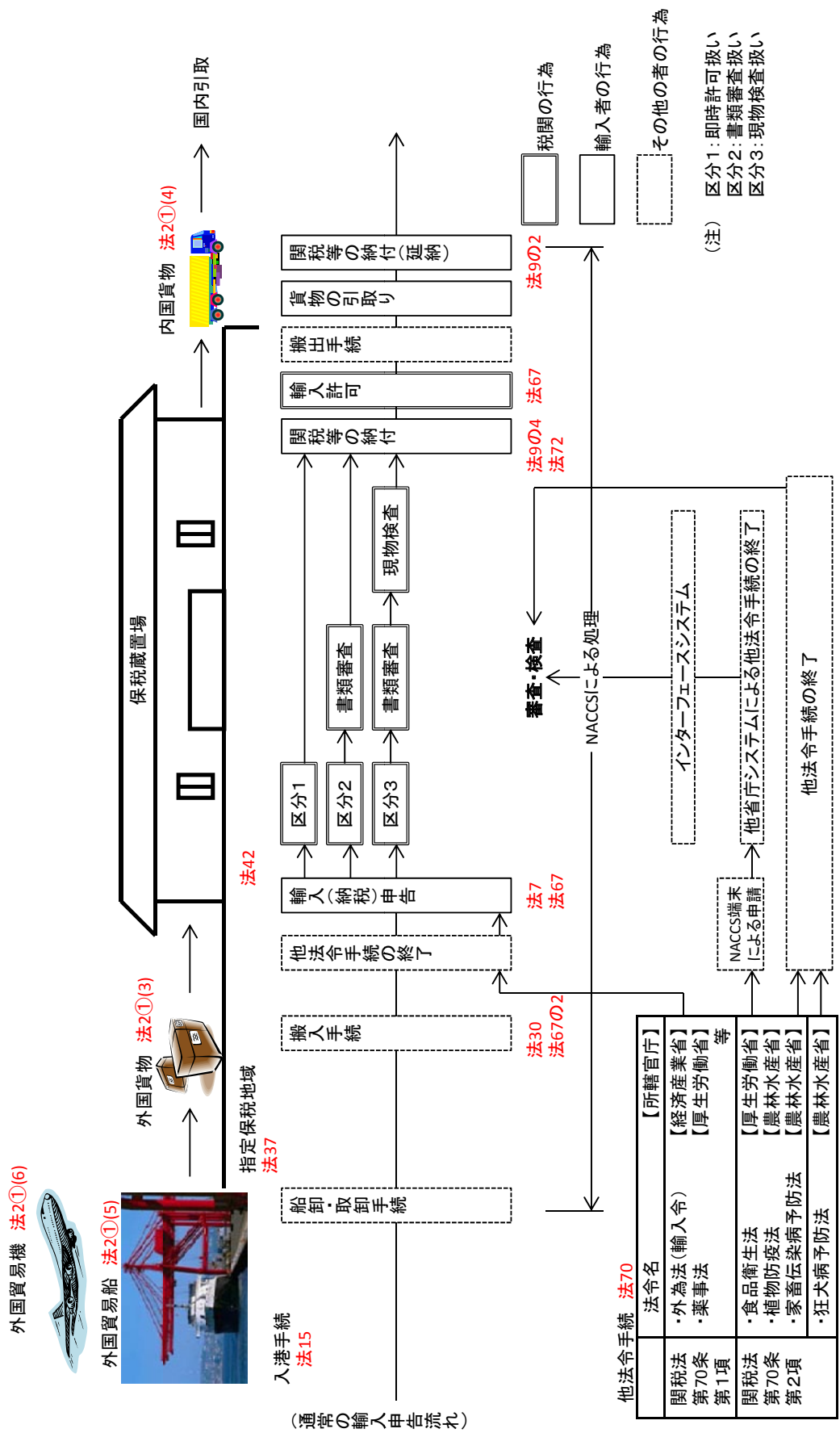
【不服申立て】 (第8章)

- 税関長への異議申立て (第89条)
- 処分を知ってから2月以内
- 大臣への審査請求 (第90条)
- 異議申立ての決定を知ってから1月以内

【税の確定、納付等】 (第2章)

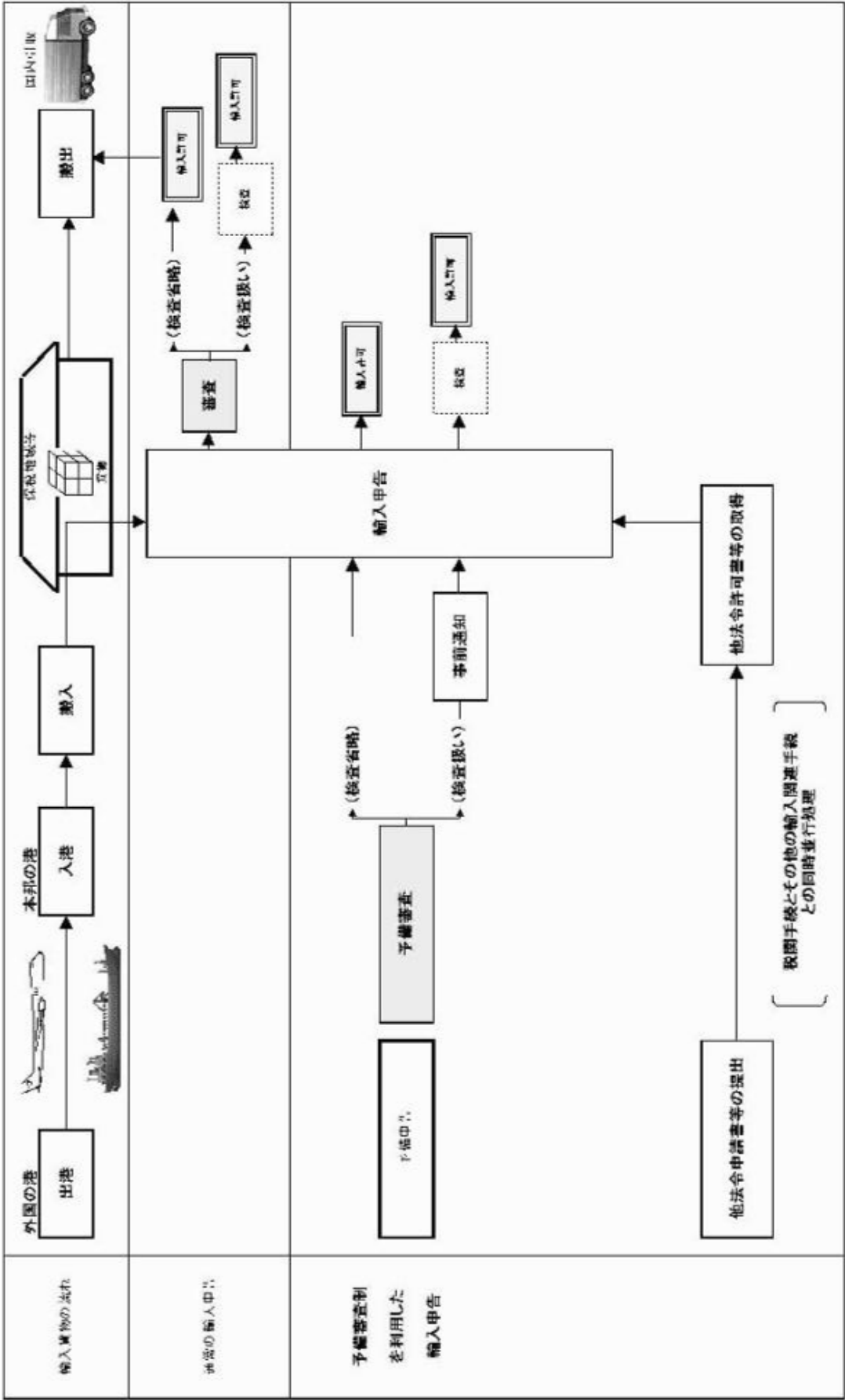
- 納税申告 (第7条)
- 課税物件 (第3条) 輸入貨物
- 課税物件の確定の時期 (第4条)
- 原則として輸入申告の時における現況
- 関税を課する場合の適用法令 (第5条)
- 原則として輸入申告の日において適用される法令
- 納税義務者 (第6条) 貨物を輸入する者
- 税額の確定の方式 (第6条の2)
- 申告納税方式と賦課課税方式 (原則は申告納税方式)
- 修正申告、更正の請求、更正及び決定
- (第7条の14, 第7条の15, 第7条の16)
- 輸入者
 - 税額に不足・・・修正申告
 - 税額が過大・・・更正の請求
- 税関長
 - 調査と異なるとき・・・更正
 - 輸入時まで申告なし・・・決定
- 関税の納期限 (第9条) 原則として輸入する日まで
- 納期限の延長 (第9条の2)
- 個別 (3月以内) 包括 (1月分をまとめて3月以内)
- 納付の手續 (第9条の4)

輸入通関の流れ (NACCS)

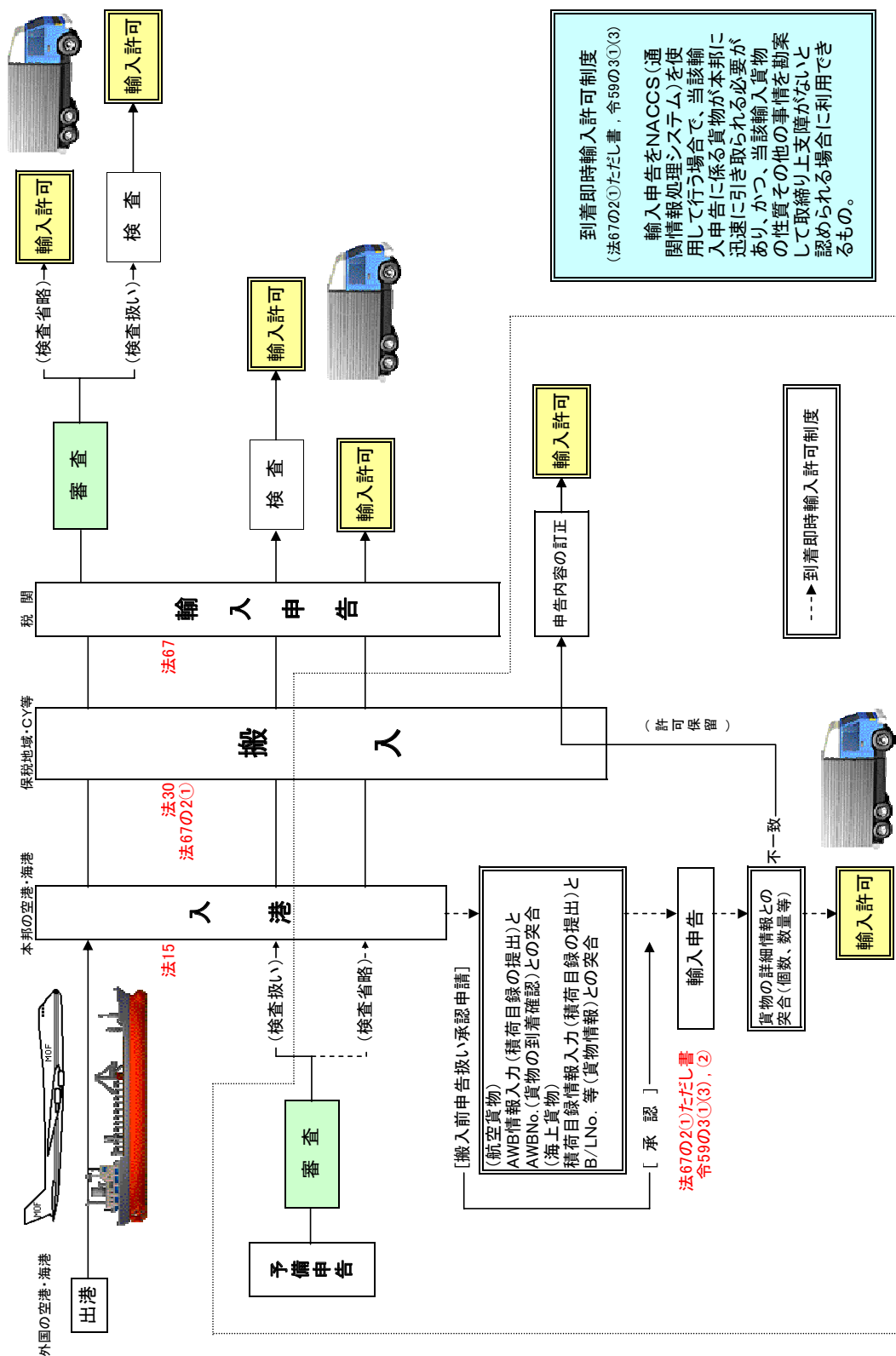


(注) NACCS: Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System (輸出入・港湾関連情報処理システム)
(財務省作成資料を一部変更して転載)

予備審査制(輸入)のフローチャート

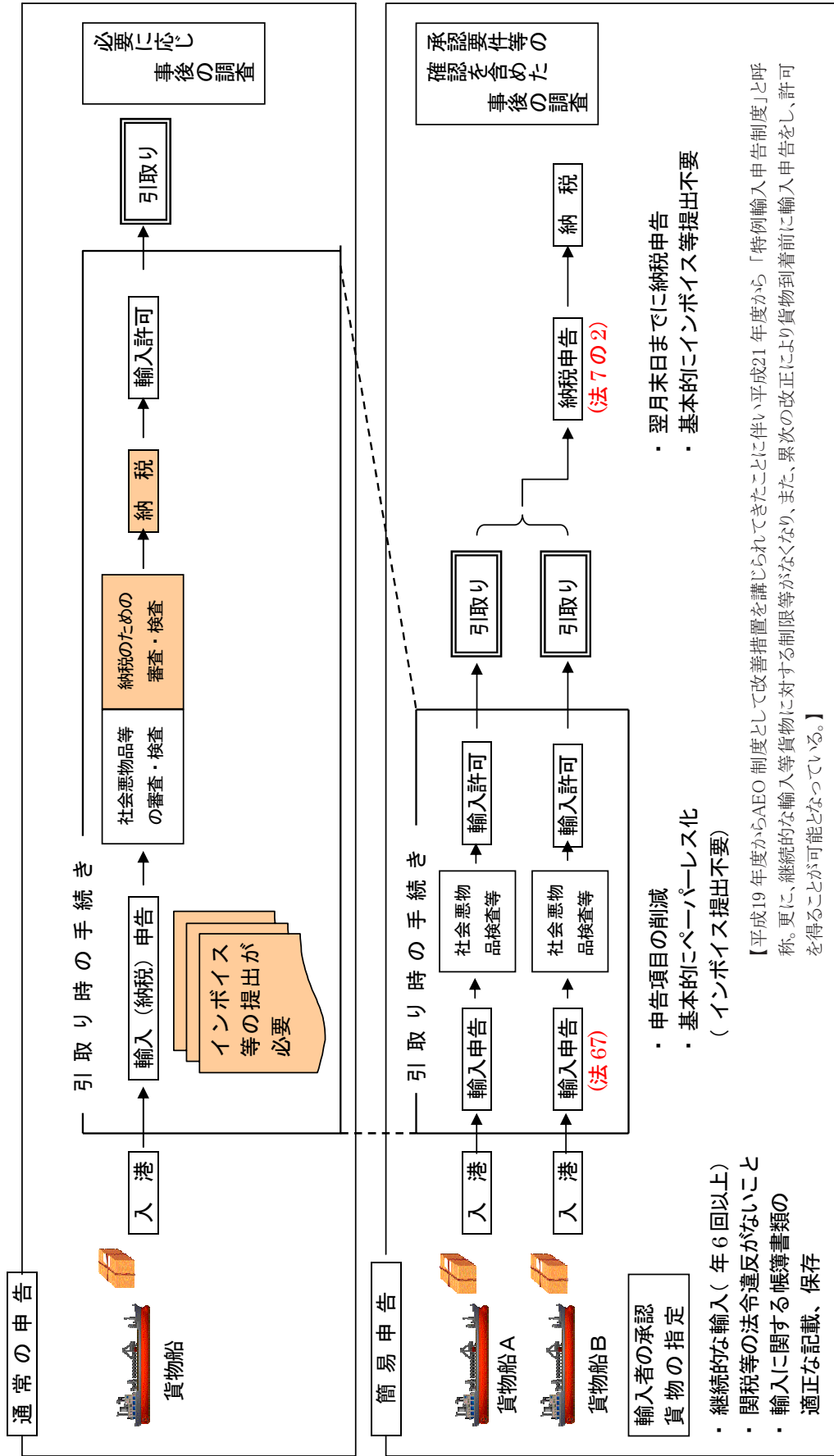


税関 HP 「1108 予備審査制の利用による迅速通関のすすめ 通常の輸入申告と予備審査制を利用した輸入申告との比較の図 (カスタムアンサー)」
http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imitsukan/1108-2_jr.htm



(財務省関税法研究会とりまとめ (H18.6.23) : http://www.mof.go.jp/about/_mof/council/customs_act/report/torimatome180623a.pdf)

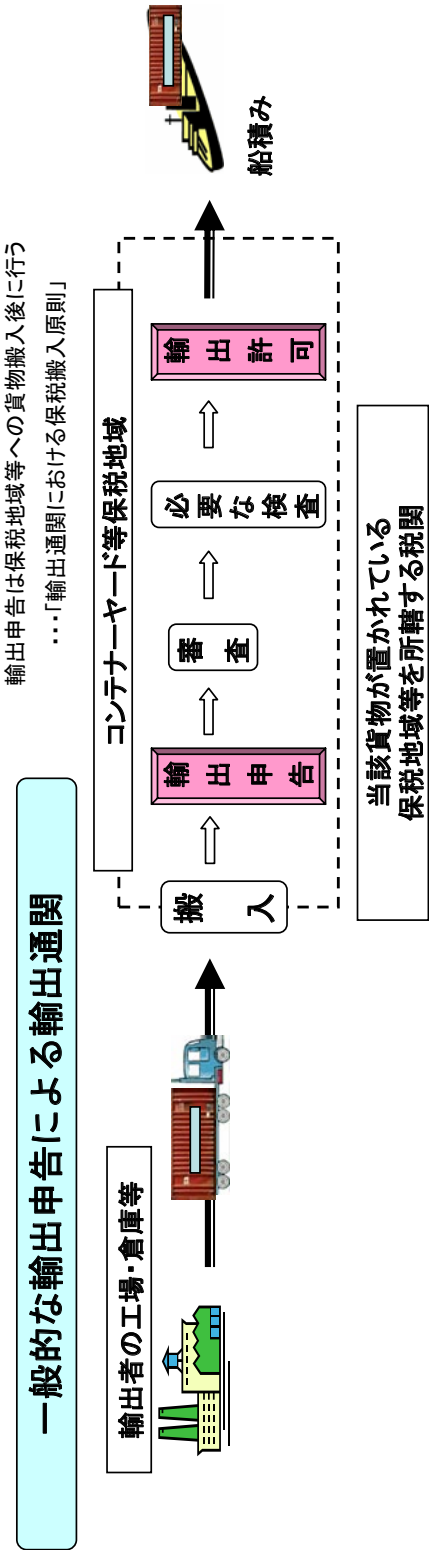
簡易申告制度の概要（法第7条の2～法第7条の13）



(財務省関税法研究会とりまとめ (H18.6.23) : http://www.mof.go.jp/about/_mof/council/customs_act/report/torimatome180623a.pdf)

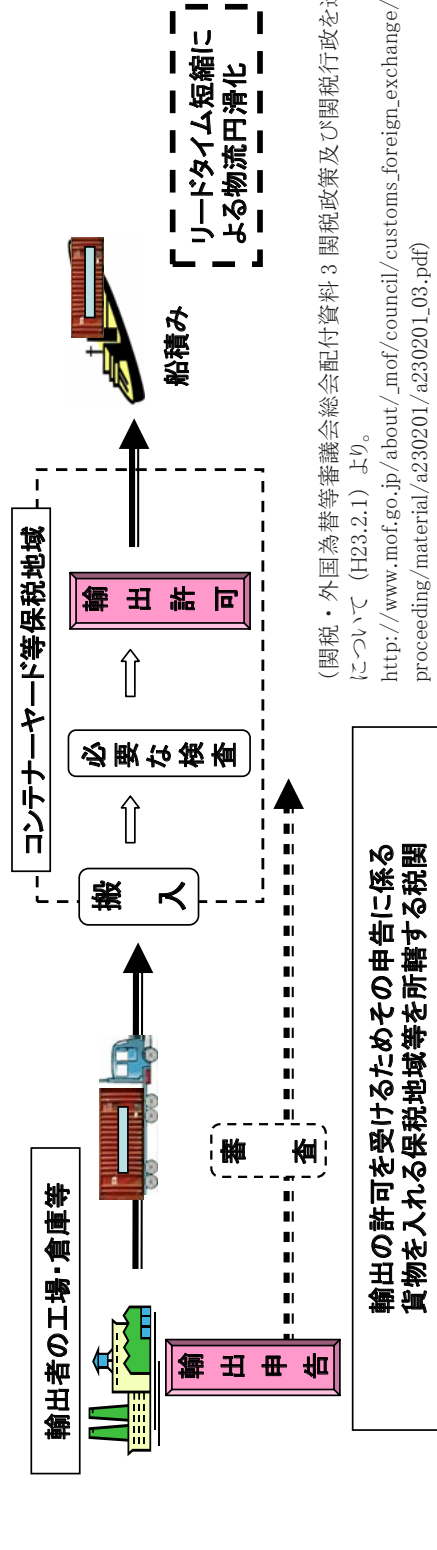
輸出通関における保税搬入原則の見直し

(平成 23 年度改正 平成 23 年 10 月 1 日 施行)



輸出申告を保税地域等への貨物搬入前に行えるようにする

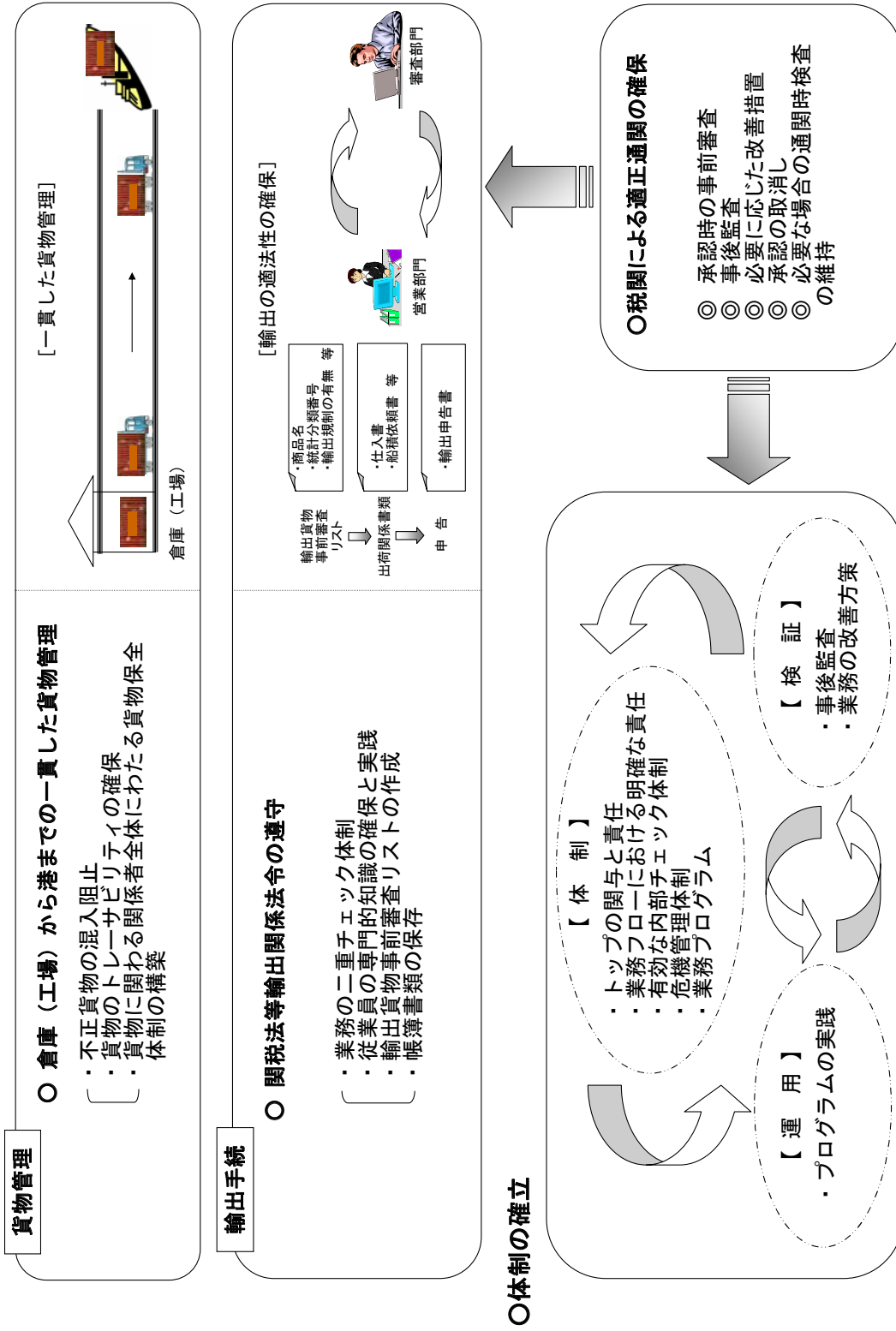
輸出通関における保税搬入原則の見直し(案)



(関税・外国為替等審議会総会配付資料 3 関税政策及び関税行政を巡る動きについて (H23.2.1) より。
http://www.mof.go.jp/about/mof/council/customs_foreign_exchange/soukai/proceeding/material/a230201_a230201_03.pdf)

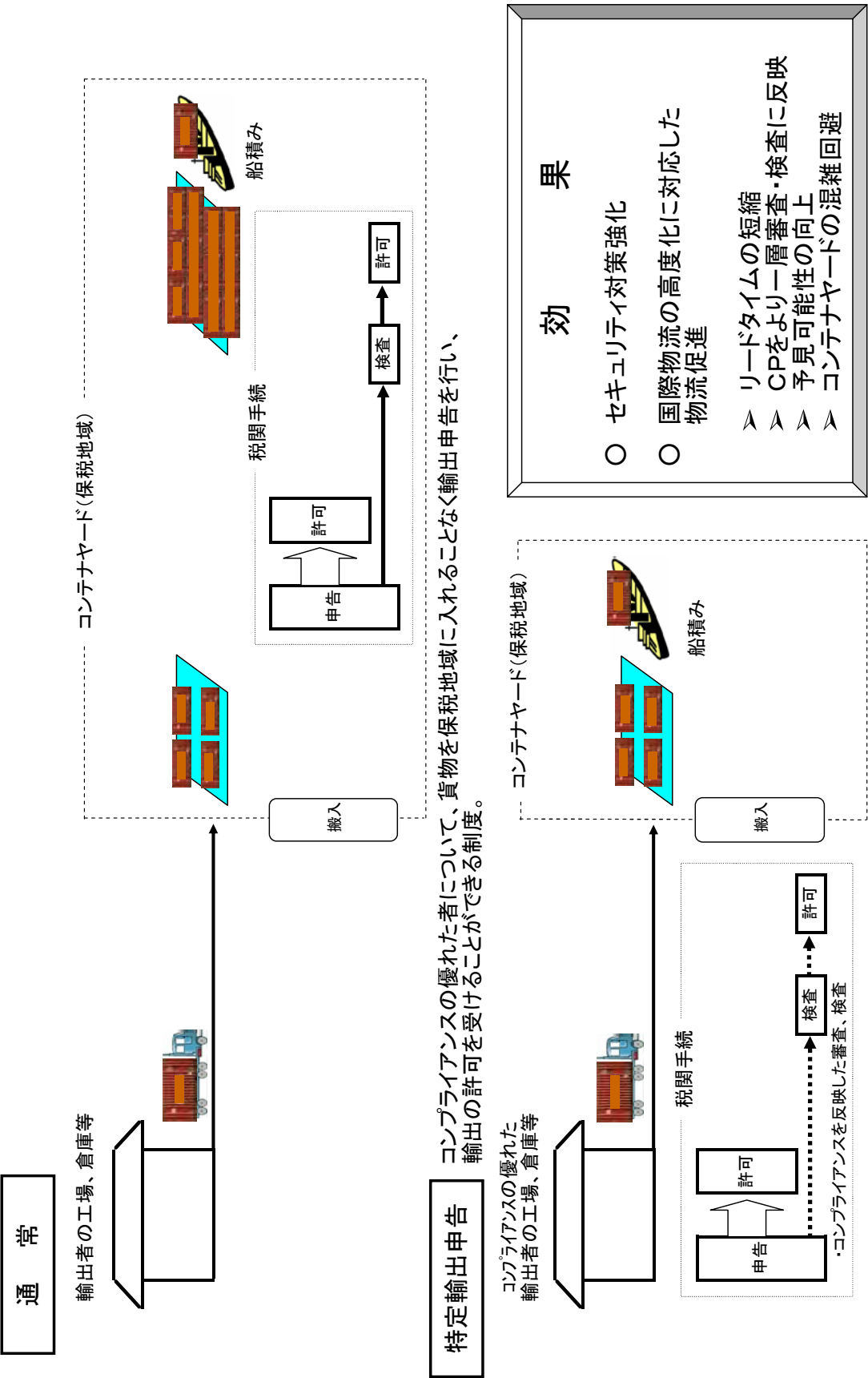
コンプライアンスの優れた者のイメージ

○内 容



財務省作成「関税法研究会資料3」（H17.11.7）より。 http://www.mof.go.jp/about_mof/council/customs_act/proceedings/material/ka171107d.pdf

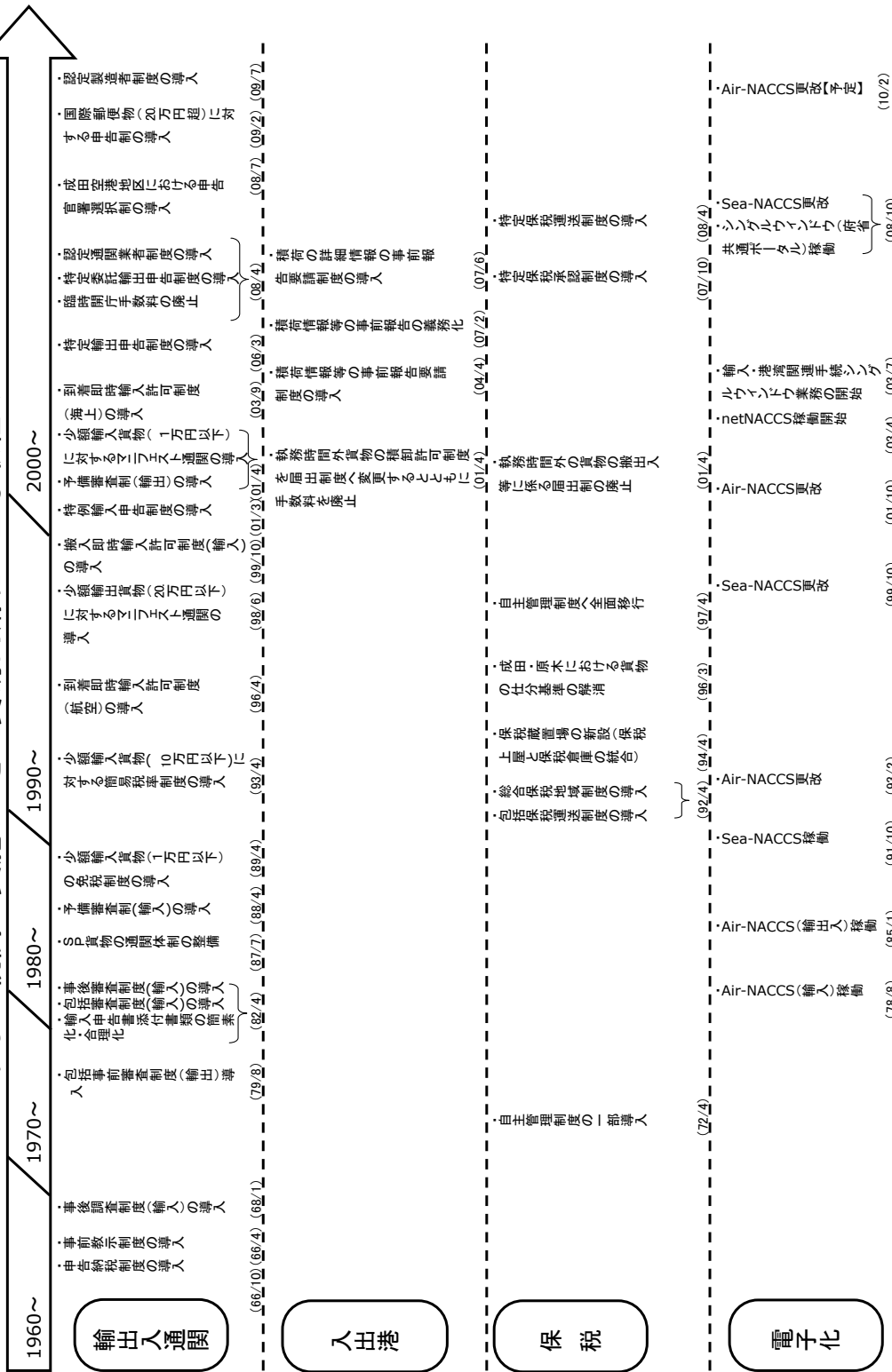
コンプライアンス(法令遵守)の優れた者に対する輸出通関制度(特定輸出申告制度)の概要 ～セキュリティ対策強化と国際物流の高度化に対応した物流促進の両立～



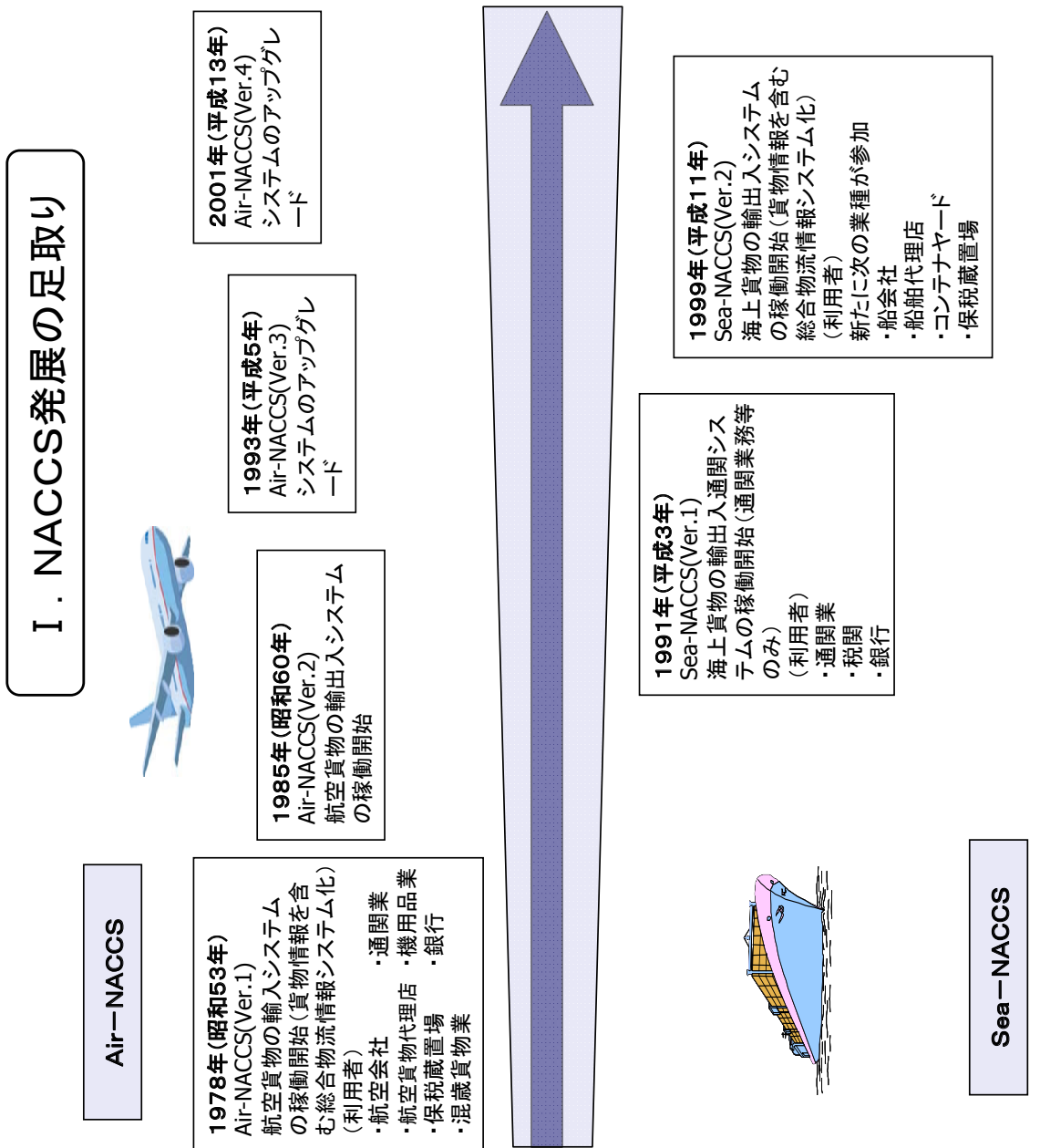
コンプライアンスの優れた者について、貨物を保税地域に入れることなく輸出申告を行い、輸出の許可を受けることができる制度。

3. 貿易円滑化

これまで税関が実施してきた貿易円滑化の主な取組み



(貿易円滑化と関税行政)に関する懇談会 第1 回会合 (H22.1.29) 配付資料 2
http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/trade_facilitation/proceedings/material/ka220129s/ka220129s_2.pdf



(関税・外国為替等審議会関税分科会企画部会貿易円滑化ワーキンググループ (H23.6.17) 配付資料より。
http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/proceedings_plan/material/kana230617d.pdf)

V. NACCSと関係省庁システムとの統合

1. 統合対象システム

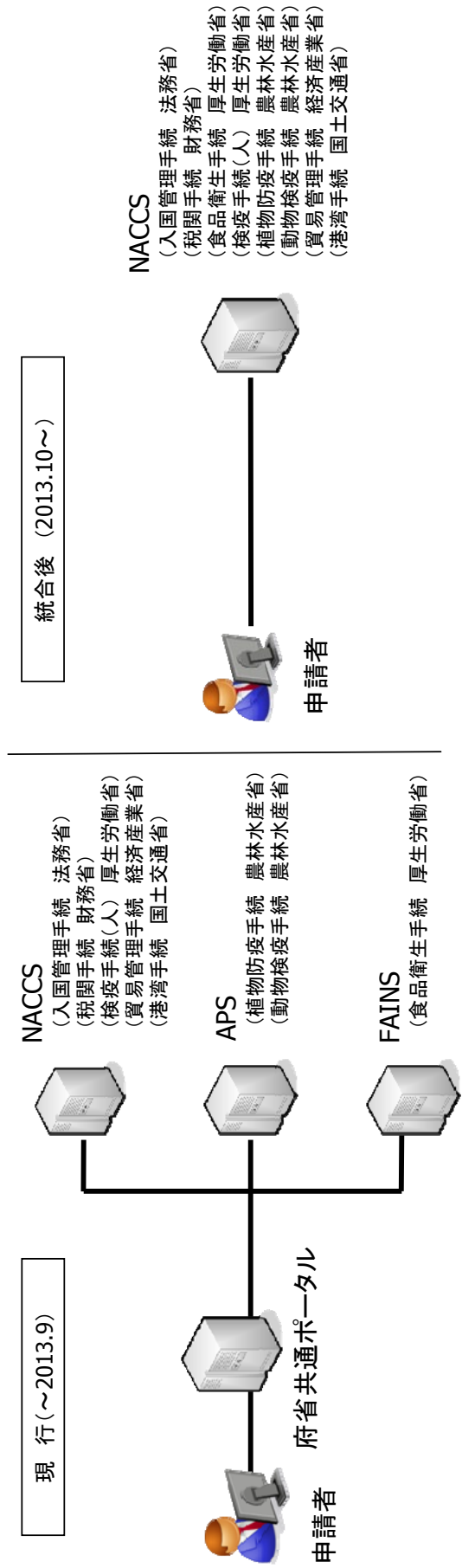
- ① 府省共通ポータル
- ② 動物検疫及び植物検疫関連業務システム(APS)(農林水産省)
- ③ 輸入食品監視支援システム(FAINS)(厚生労働省)

2. 統合予定時期

- ・ 平成25年(2013年)10月予定

3. 統合による主な効果

- ① 業務・機能の統廃合、ハードウェアの集約により、システムをスリム化することができる。
- ② データベースの統廃合、情報の相互活用により、効率的な運用・情報管理を行うことができる。
- ③ 申請等の各業務プログラムが、一元管理されることにより、横並びの改善等が可能となる。
- ④ ハードウェアの設置場所の集約、運用・保守の一元化により、システムの安定性の向上が期待できる。



(1) AEO (Authorized Economic Operator (認定事業者)) 制度

AEO制度とは、セキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された貿易関連事業者を税関が認定し、通関を円滑にする制度

要件	○ 高い業務遂行能力を有している → 税関手続に関する知識及び経験が十分である等 ○ 法令遵守規則を定めている → 税関手続を適正に履行するための体制及び手順が規則により整備されている等 ○ 一定期間法令違反がない等 → 関税法等の法令違反がない等												
概要	<table><tr><th>輸入者 (平成13年3月～)</th><th>輸出者 (平成18年3月～)</th><th>倉庫業者 (平成19年10月～)</th><th>通関業者 (平成20年4月～)</th><th>運送者 (平成20年4月～)</th><th>製造者 (平成21年7月～)</th></tr><tr><td> ○ 貨物到着前に輸入申告を行い、許可を受け、貨物の引取りが可能 ○ 貨物引取り後の納税申告が可能 ○ 一括(1月分)での納税申告が可能 ○ コンプライアンスの反映による審査・検査率の軽減 </td><td> ○ 貨物を保税地域に搬入することなく輸出申告を行い、許可を受けることが可能 ○ コンプライアンスの反映による審査・検査率の軽減 </td><td> ○ 新たに保税蔵置場等を設置する場合の許可が不要(届出により設置が可能) ○ 保税蔵置場の許可手数料の免除の反映による検査率の軽減 </td><td> ○ 貨物到着前に輸入申告が可能 ○ 貨物引取り後の納税申告が可能 ○ 一括(1月分)での納税申告が可能 ○ AEO運送者による運送等を要件に、保税地域への貨物搬入前の輸出申告が可能 </td><td> ○ 保税運送毎の承認が不要 ○ 当該運送者が運送を行った場合、AEO通関業者は保税地域への貨物搬入前の輸出申告が可能 </td><td> ○ 当該製造者が製造した貨物を輸出する場合、保税地域への貨物搬入前の輸出申告が可能 </td></tr></table>	輸入者 (平成13年3月～)	輸出者 (平成18年3月～)	倉庫業者 (平成19年10月～)	通関業者 (平成20年4月～)	運送者 (平成20年4月～)	製造者 (平成21年7月～)	○ 貨物到着前に輸入申告を行い、許可を受け、貨物の引取りが可能 ○ 貨物引取り後の納税申告が可能 ○ 一括(1月分)での納税申告が可能 ○ コンプライアンスの反映による審査・検査率の軽減	○ 貨物を保税地域に搬入することなく輸出申告を行い、許可を受けることが可能 ○ コンプライアンスの反映による審査・検査率の軽減	○ 新たに保税蔵置場等を設置する場合の許可が不要(届出により設置が可能) ○ 保税蔵置場の許可手数料の免除の反映による検査率の軽減	○ 貨物到着前に輸入申告が可能 ○ 貨物引取り後の納税申告が可能 ○ 一括(1月分)での納税申告が可能 ○ AEO運送者による運送等を要件に、保税地域への貨物搬入前の輸出申告が可能	○ 保税運送毎の承認が不要 ○ 当該運送者が運送を行った場合、AEO通関業者は保税地域への貨物搬入前の輸出申告が可能	○ 当該製造者が製造した貨物を輸出する場合、保税地域への貨物搬入前の輸出申告が可能
輸入者 (平成13年3月～)	輸出者 (平成18年3月～)	倉庫業者 (平成19年10月～)	通関業者 (平成20年4月～)	運送者 (平成20年4月～)	製造者 (平成21年7月～)								
○ 貨物到着前に輸入申告を行い、許可を受け、貨物の引取りが可能 ○ 貨物引取り後の納税申告が可能 ○ 一括(1月分)での納税申告が可能 ○ コンプライアンスの反映による審査・検査率の軽減	○ 貨物を保税地域に搬入することなく輸出申告を行い、許可を受けることが可能 ○ コンプライアンスの反映による審査・検査率の軽減	○ 新たに保税蔵置場等を設置する場合の許可が不要(届出により設置が可能) ○ 保税蔵置場の許可手数料の免除の反映による検査率の軽減	○ 貨物到着前に輸入申告が可能 ○ 貨物引取り後の納税申告が可能 ○ 一括(1月分)での納税申告が可能 ○ AEO運送者による運送等を要件に、保税地域への貨物搬入前の輸出申告が可能	○ 保税運送毎の承認が不要 ○ 当該運送者が運送を行った場合、AEO通関業者は保税地域への貨物搬入前の輸出申告が可能	○ 当該製造者が製造した貨物を輸出する場合、保税地域への貨物搬入前の輸出申告が可能								
事業者数	<table><tr><td>83者</td><td>245者</td><td>98者</td><td>52者</td><td>4者</td><td>—</td></tr></table>	83者	245者	98者	52者	4者	—						
83者	245者	98者	52者	4者	—								

関税・外国為替等審議会総会 配付資料3 関税政策及び関税行政を巡る動きについて (H.23.2.1) より (一部修正。2012年7月2日現在)。
http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/soukai/proceedings/material/a230201/a230201_03.pdf

(別添1)

第10回輸入手続所要時間調査集計結果(海上貨物)

調査期間：平成24年3月12日(月)～18日(日)

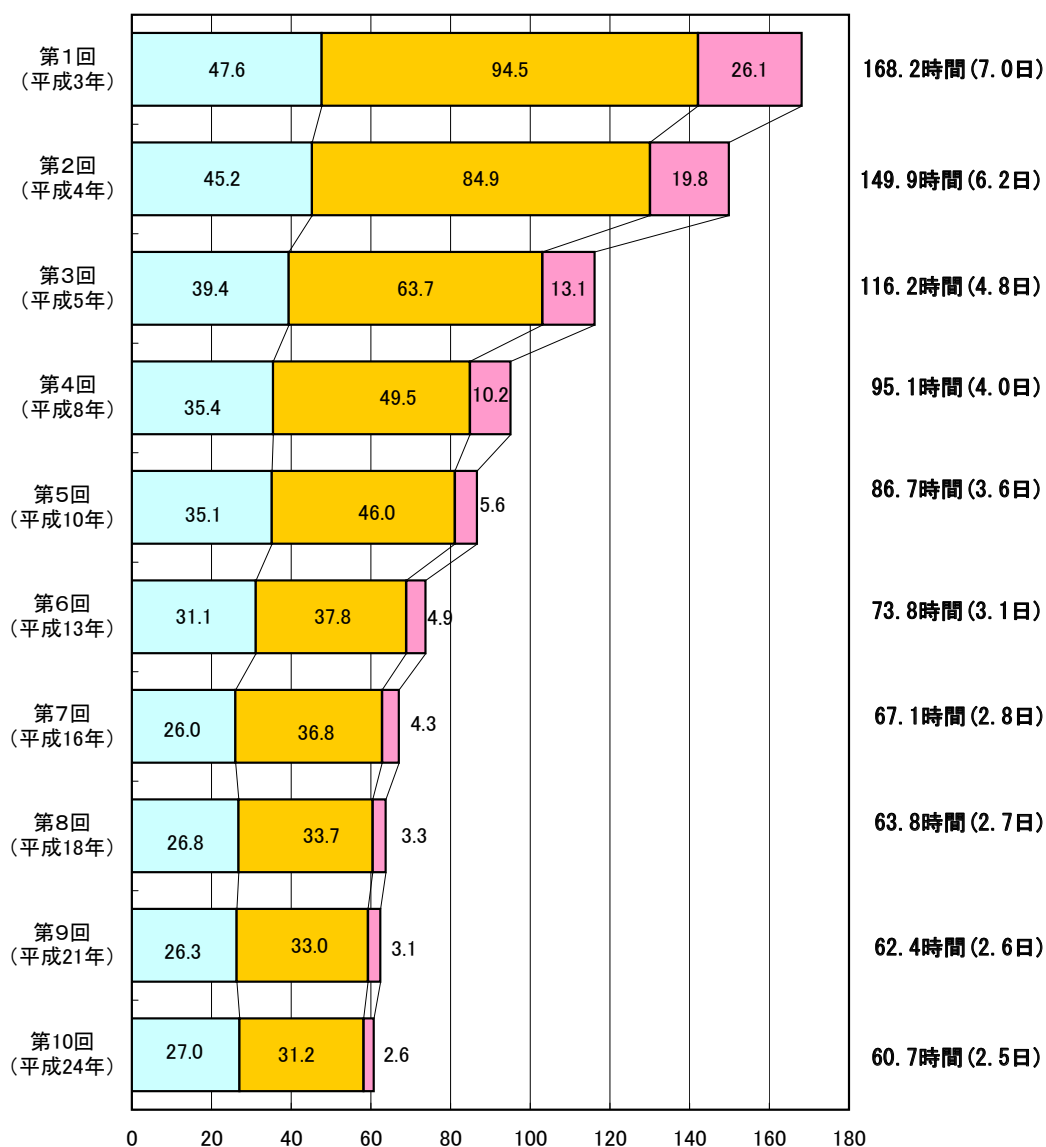
凡例：入港～搬入 搬入～申告 申告～許可(通関所要時間)

(単位：時間)

I. 一般貨物

1. 一般貨物の平均所要時間の推移

総所要時間



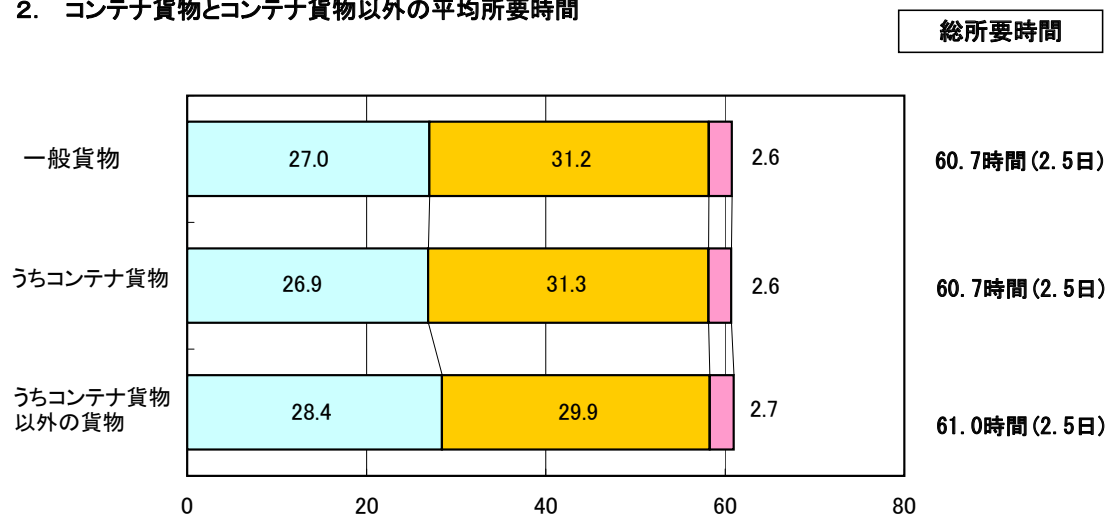
(注1)一般貨物は、II. 1. の注にある「AEO貨物」以外の貨物である。

(注2)端数処理(単位未満四捨五入)の関係で「入港～搬入」、「搬入～申告」、「申告～許可」の合計時間と総所要時間は必ずしも一致しない。(※以下、同様)

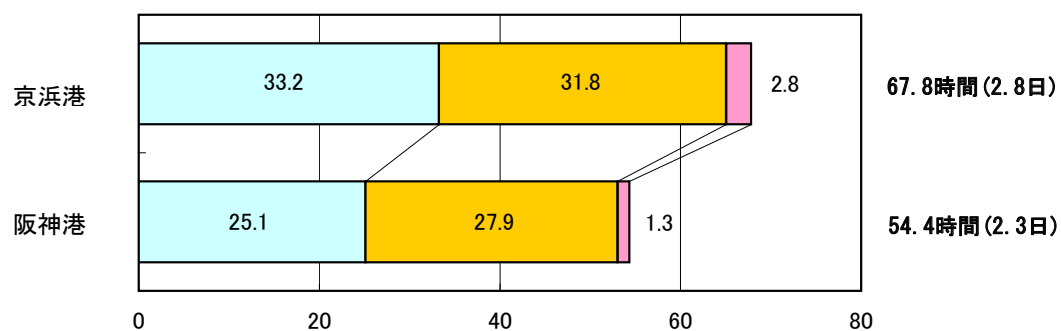
(第10回 輸入手続の所要時間調査 http://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/facilitation/ka20120921.htm)

(別添1)

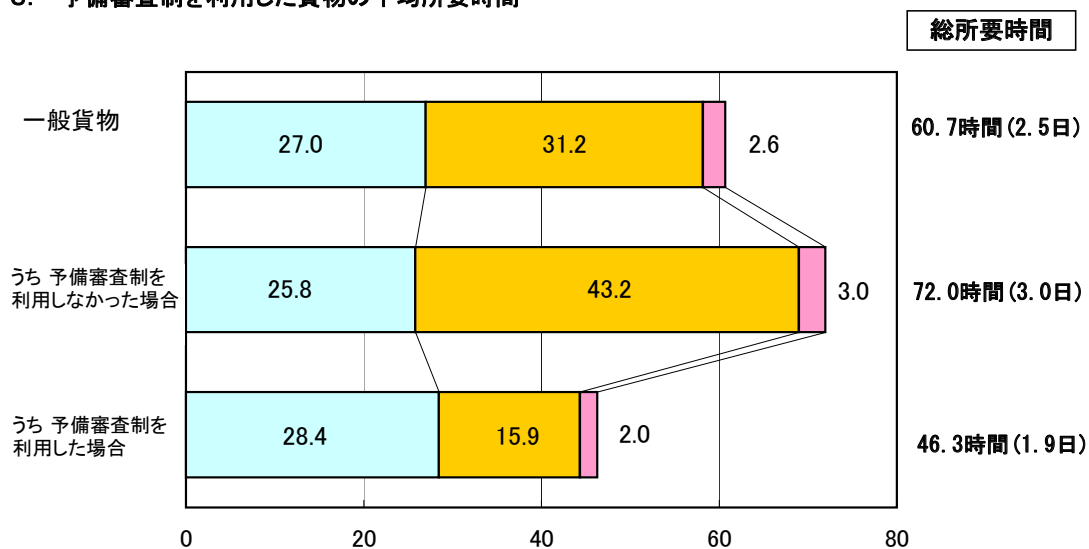
2. コンテナ貨物とコンテナ貨物以外の平均所要時間



【参考】 京浜港及び阪神港におけるコンテナ貨物の平均所要時間



3. 予備審査制を利用した貨物の平均所要時間



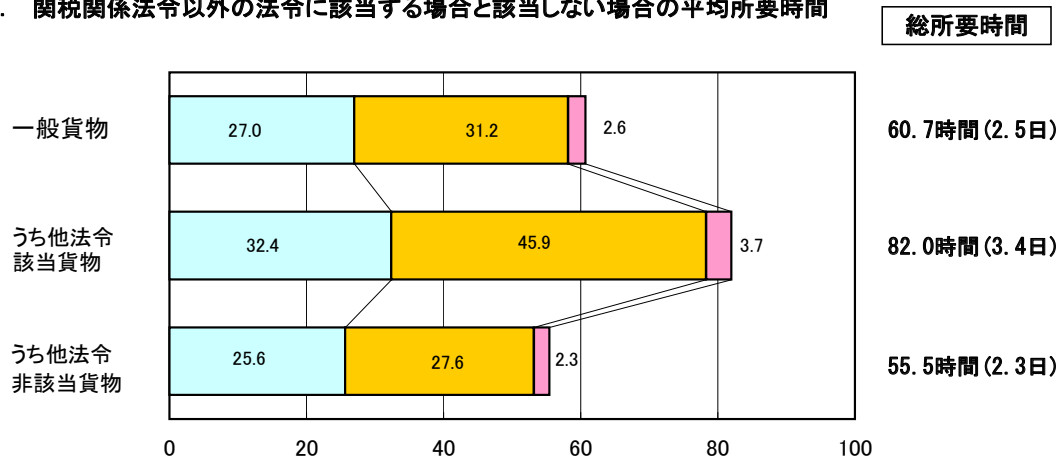
(注) 予備審査制

予備審査制とは、貨物が本邦に到着等する前に、予め税関に予備的な申告(予備申告)を行い、税関の審査(予備審査)を受けておくことができる制度である。

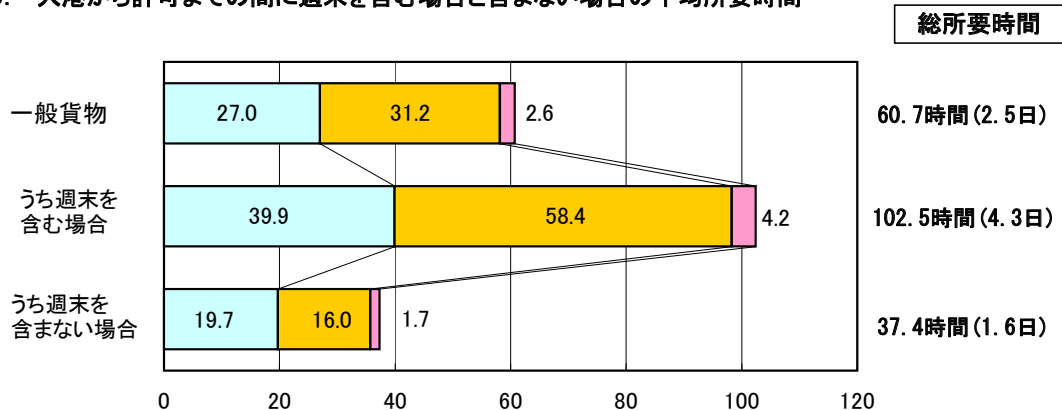
この制度を利用すれば、輸入に関する他法令手続が終了した後に税関への輸入申告及び審査が行われる貨物について、このような他法令手続と同時並行的に税関の審査を受けられるほか、保税地域への搬入後に正式な輸入申告を行った時点では、既に税関の審査が終了し、又は審査が行われていることから、輸入許可までの時間を短縮できるという効果がある。

(別添1)

4. 関税関係法令以外の法令に該当する場合と該当しない場合の平均所要時間

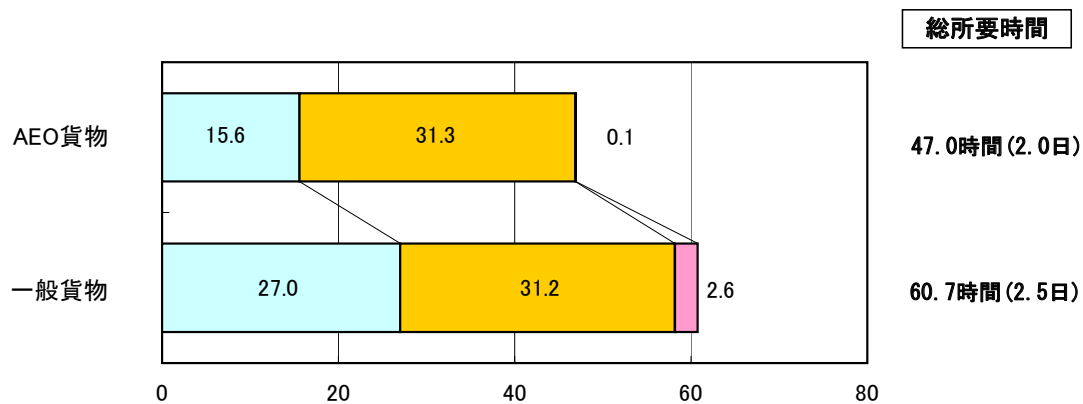


5. 入港から許可までの間に週末を含む場合と含まない場合の平均所要時間



II. AEO貨物

1. AEOを利用した貨物の平均所要時間

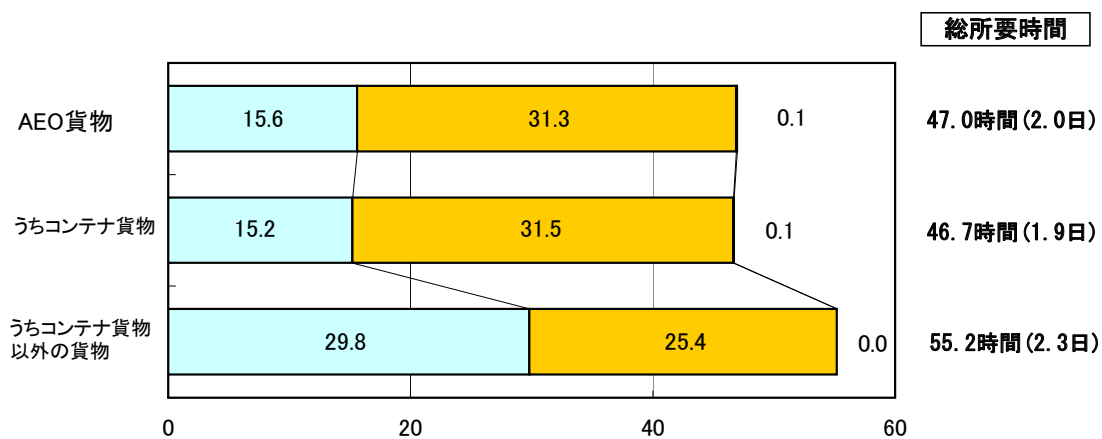


(注)AEO貨物

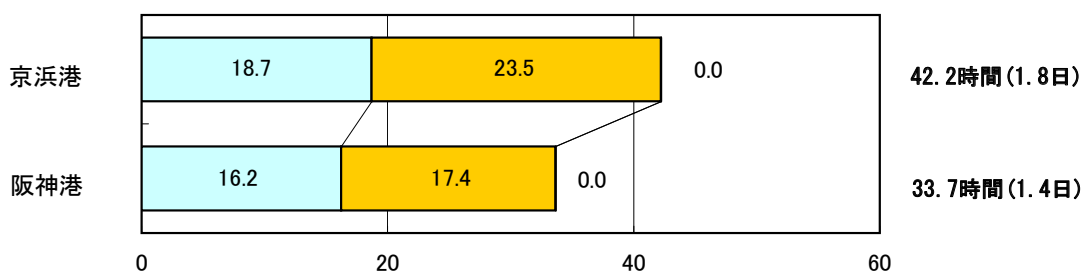
貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された者として税関長の承認を受けた輸入者について、貨物の引取り後に納税申告を行えること、コンプライアンスを反映した審査、検査が受けられる等の特例措置を付与する特例輸入申告制度(輸入者のAEO制度)が導入されており、この制度を利用して輸入申告される貨物(特例申告貨物)をいう。

(別添1)

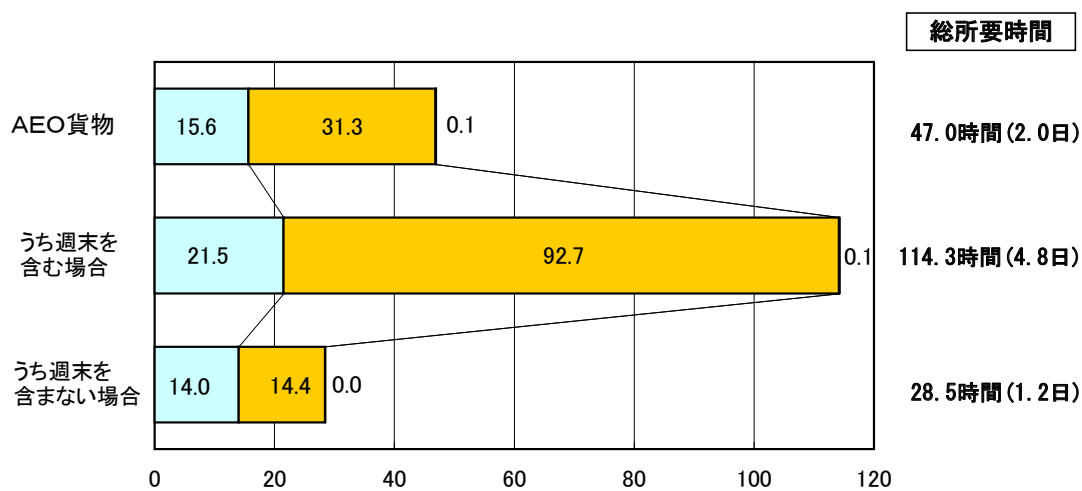
2. コンテナ貨物とコンテナ貨物以外の平均所要時間



【参考】 京浜港及び阪神港におけるコンテナ貨物の平均所要時間



3. 入港から許可までの間に週末を含む場合と含まない場合の平均所要時間



(別添2)

第10回輸入手続所要時間調査集計結果(航空貨物)

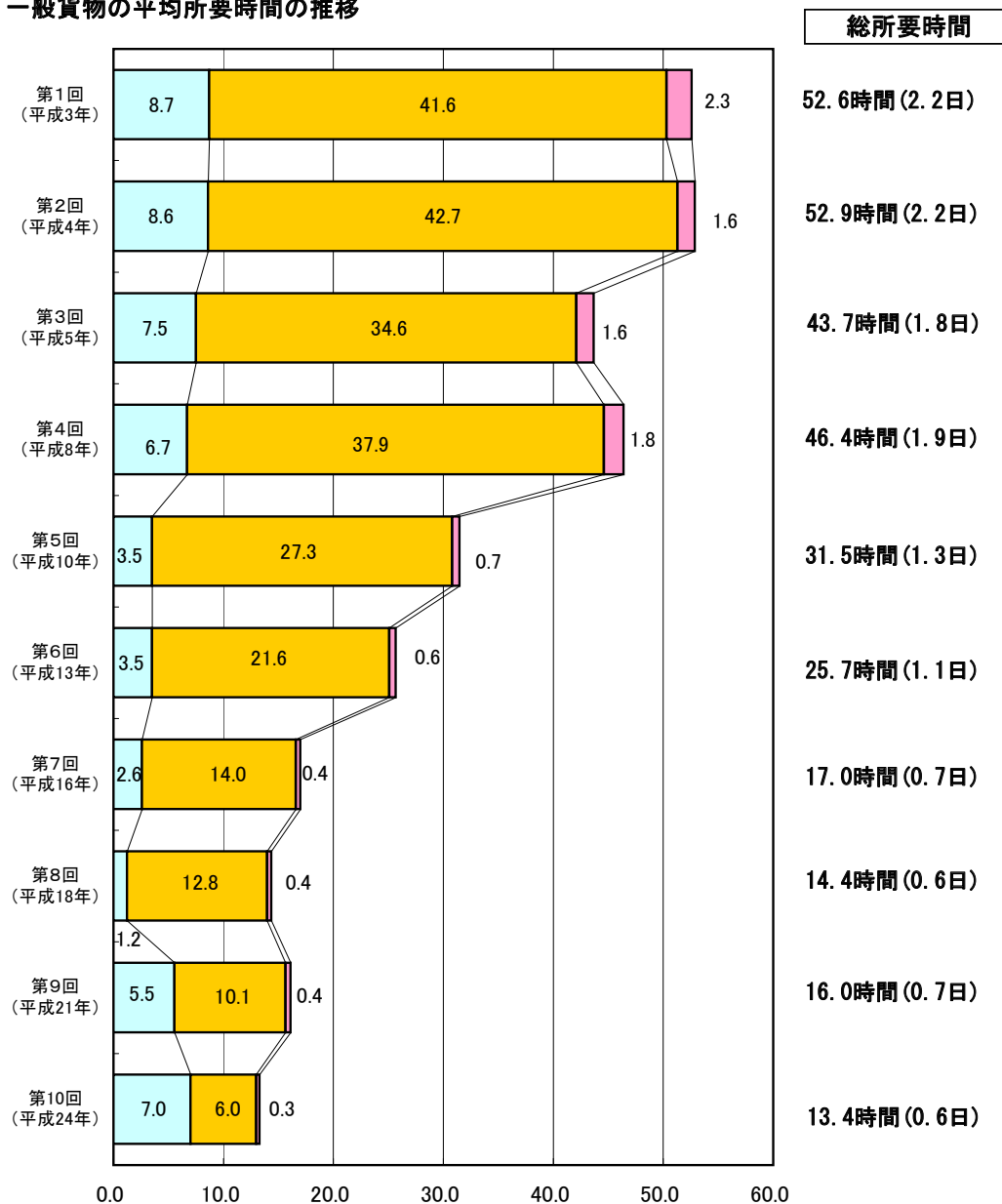
調査期間：平成24年3月12日(月)～18日(日)

凡例： 入港～搬入 搬入～申告 申告～許可(通関所要時間)

I. 一般貨物

(単位：時間)

1. 一般貨物の平均所要時間の推移



(注1) 一般貨物は、2. の注にある「AEO貨物」以外の貨物である。

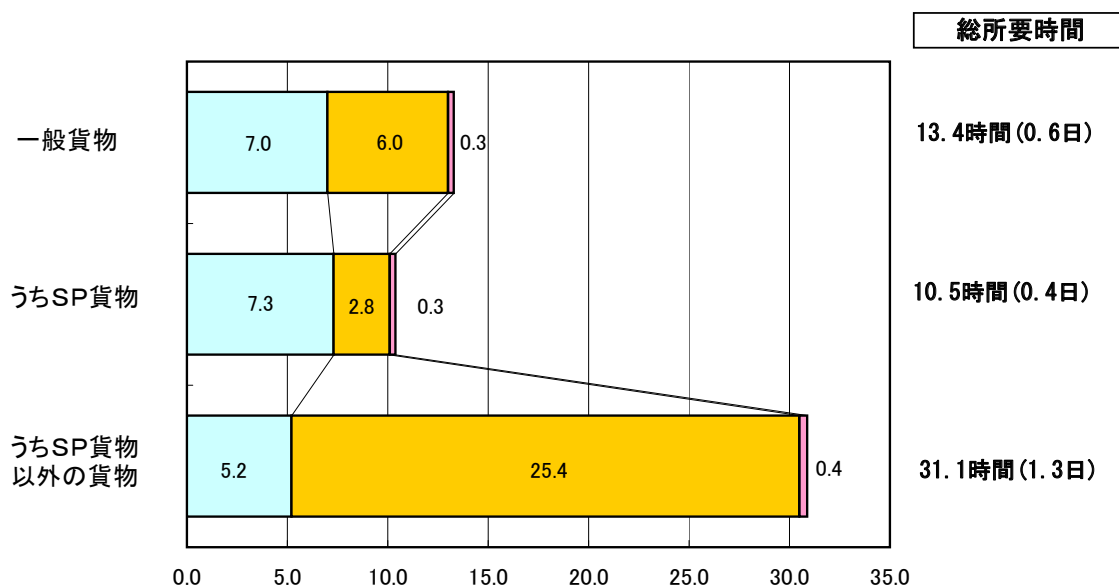
(注2) 端数処理(単位未満四捨五入)の関係で「入港～搬入」、「搬入～申告」、「申告～許可」の合計時間と総所要時間は必ずしも一致しない。(※以下、同様)

【参考】一般航空貨物について、入港から搬入までに要する時間が、前回調査(第9回：平成21年)に比べ1.5時間長くなり7.0時間となっているが、これは、SP貨物に係る輸入申告が増加し、航空貨物に占める割合も高い(約85%)ことによるものと考えられる。

SP貨物の輸入申告件数は年々増加傾向にあるが、平成19年より、成田地区で通関されていたものが東京都内に運送されて通関されるようになったことから、入港から搬入までの所要時間が一般的に長くなる傾向にある。

(別添2)

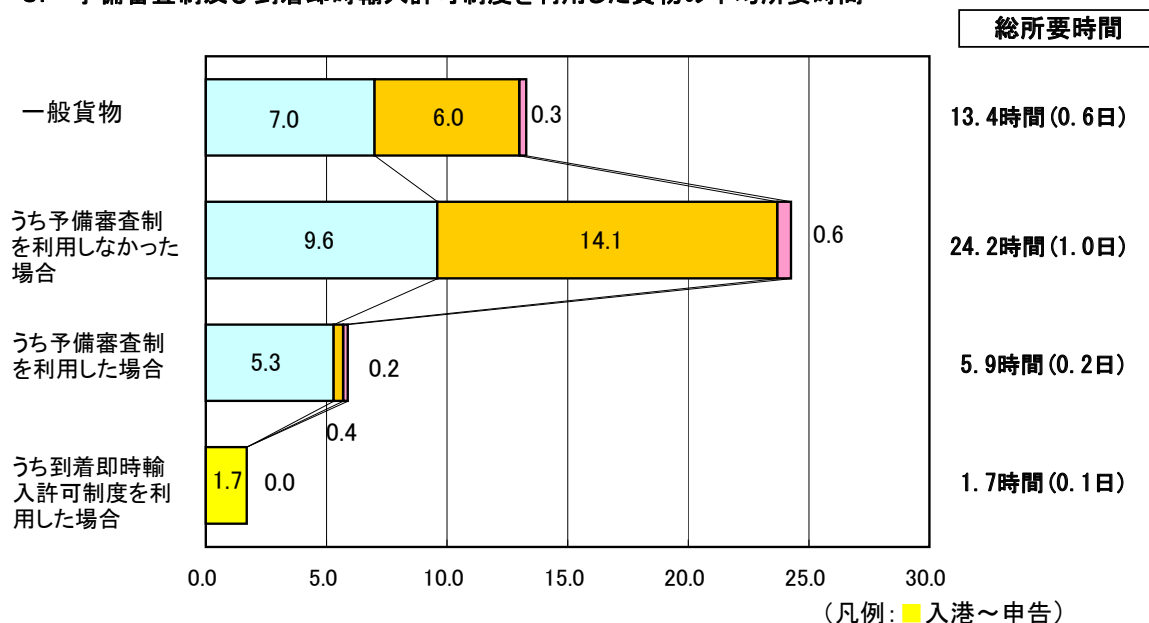
2. SP貨物とSP貨物以外の貨物の平均所要時間



(注) SP貨物

SP貨物とは、輸出者(荷送人)の戸口から輸入者(荷受人)の戸口までの一貫輸送を基本とする貨物であり、国際エクスプレス貨物・国際宅配便といわれている小口急送貨物をいう。

3. 予備審査制及び到着即時輸入許可制度を利用した貨物の平均所要時間



(注1) 予備審査制

予備審査制とは、貨物が本邦に到着等する前に、予め税関に予備的な申告(予備申告)を行い、税関の審査(予備審査)を受けておくことができる制度である。

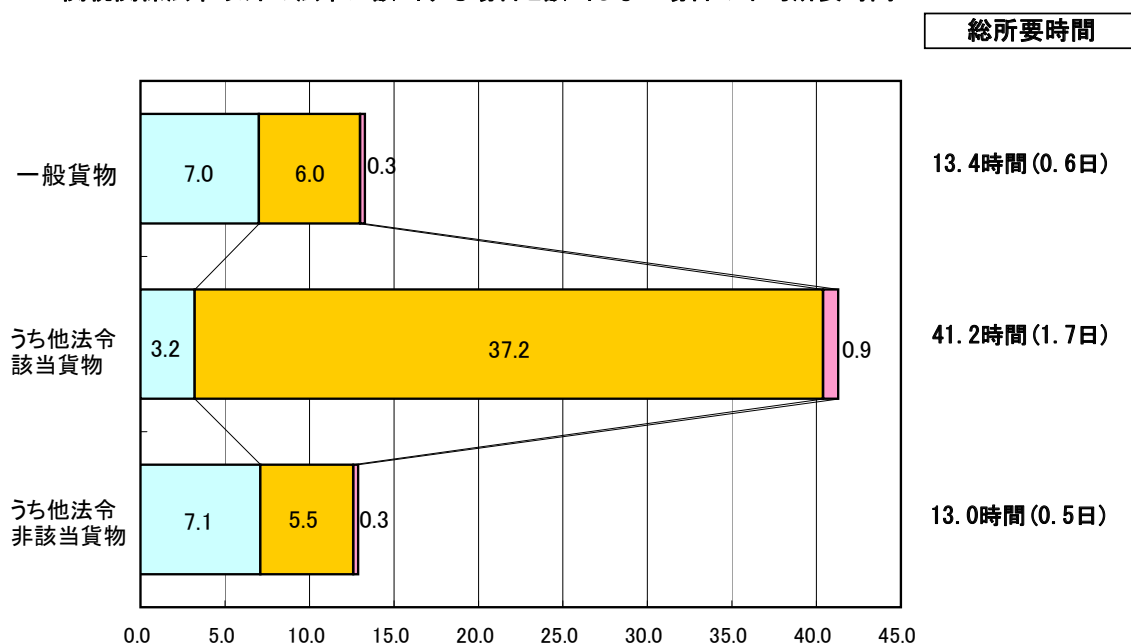
この制度を利用すれば、輸入に関する他法令手続が終了した後に税関への輸入申告及び審査が行われる貨物について、このような他法令手続と同時に並行的に税関の審査を受けられるほか、保税地域への搬入後に正式な輸入申告を行った時点では、既に税関の審査が終了し、又は審査が行われていることから、輸入許可までの時間を短縮できるという効果がある。

(注2) 到着即時輸入許可制度

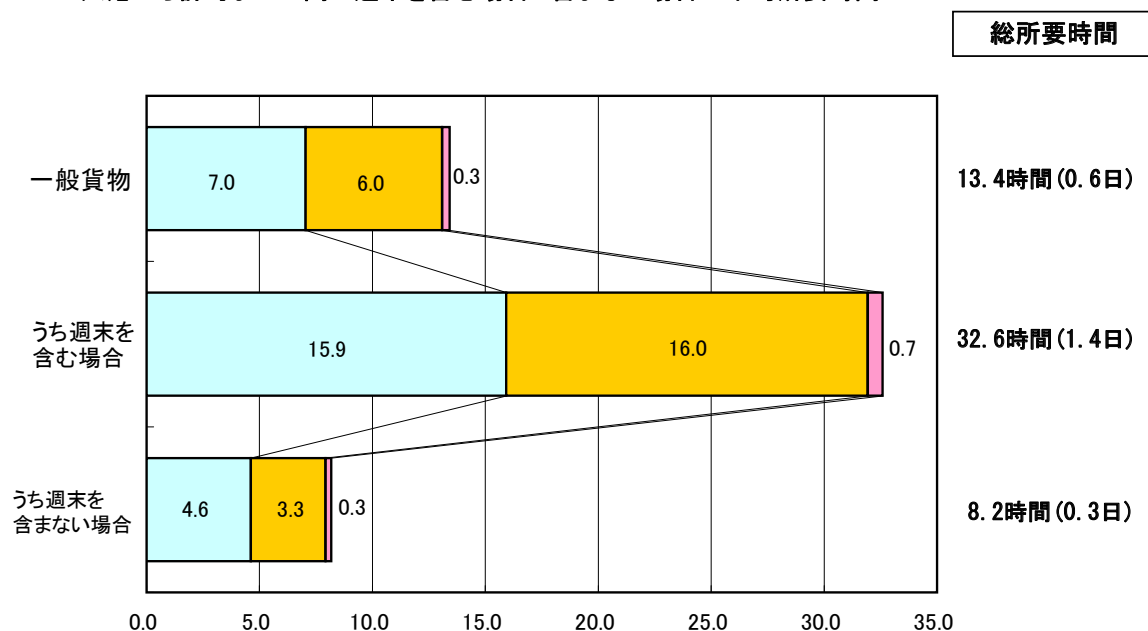
輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)を利用して予備申告を行った貨物のうち、取締り上支障のないものとして検査が不要とされた貨物について、当該貨物の到着が確認されれば、保税地域へ搬入する前に輸入申告を行い、輸入の許可を受けることができる制度。

(別添2)

4. 関税関係法令以外の法令に該当する場合と該当しない場合の平均所要時間



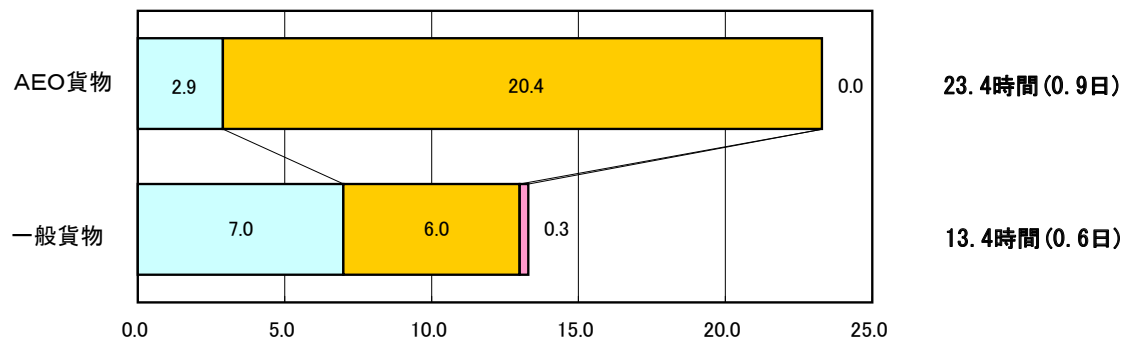
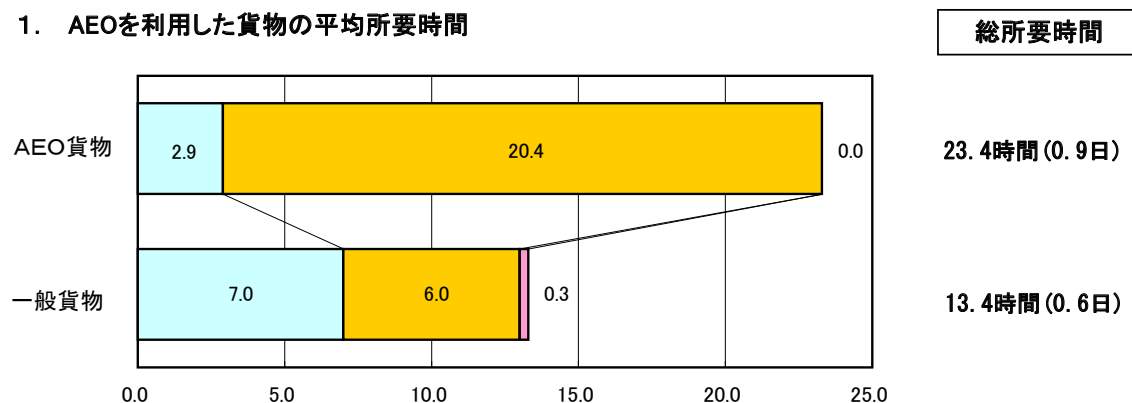
5. 入港から許可までの間に週末を含む場合と含まない場合の平均所要時間



(別添2)

II. AEO貨物

1. AEOを利用した貨物の平均所要時間

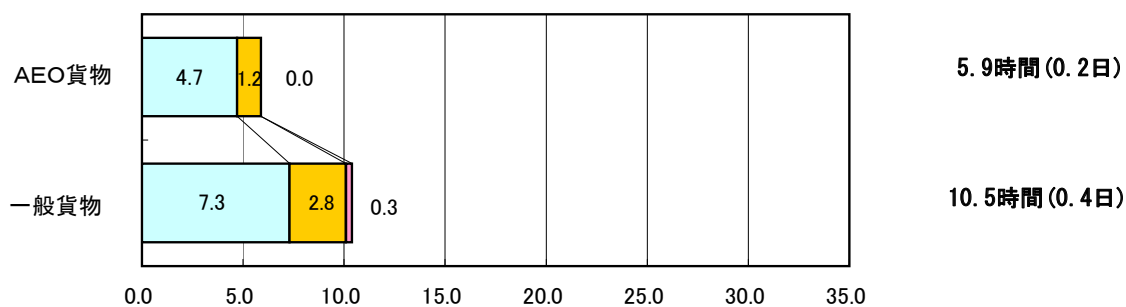


【参考】AEO貨物の所要時間が長い理由

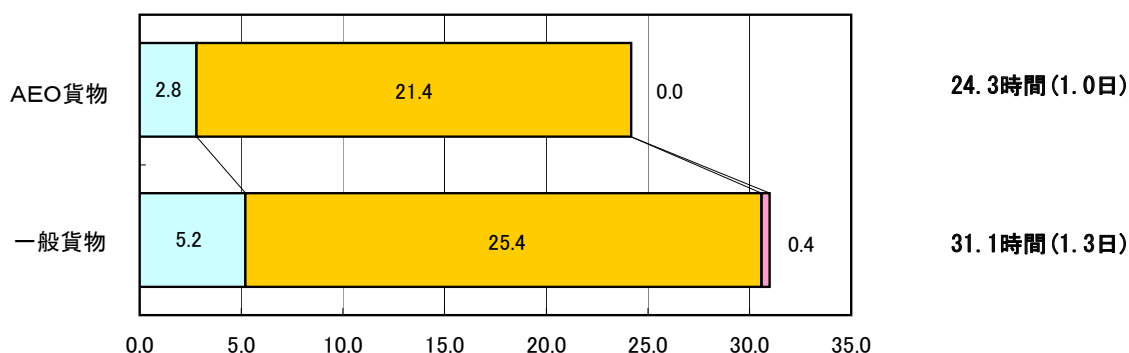
一般航空貨物については所要時間が短いSP貨物が約85%を占めている一方で、AEO貨物についてはSP貨物の占める割合が約5%と非常に少ないため、一般航空貨物とAEOを利用した貨物の所要時間を比較するとAEO貨物が長くなっているものと考えられる。

なお、SP貨物とSP貨物以外の貨物のそれぞれについてAEO貨物と一般航空貨物の所要時間を比較すると、以下のグラフのとおりSP貨物ではAEO貨物の方が4.6時間、SP貨物以外の貨物ではAEO貨物の方が6.8時間、それぞれ短くなっている。

○ SP貨物による比較



○ SP貨物以外の貨物による比較



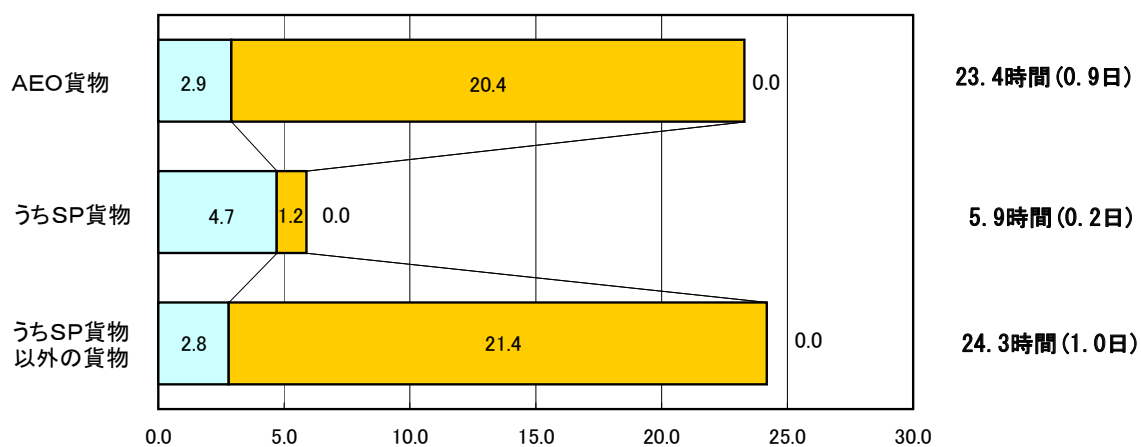
(注)AEO貨物

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された者として税関長の承認を受けた輸入者について、貨物の引取り後に納税申告を行えること、コンプライアンスを反映した審査、検査が受けられる等の特例措置を付与する特例輸入申告制度(輸入者のAEO制度)が導入されており、この制度を利用して輸入申告される貨物(特例申告貨物)をいう。

(別添2)

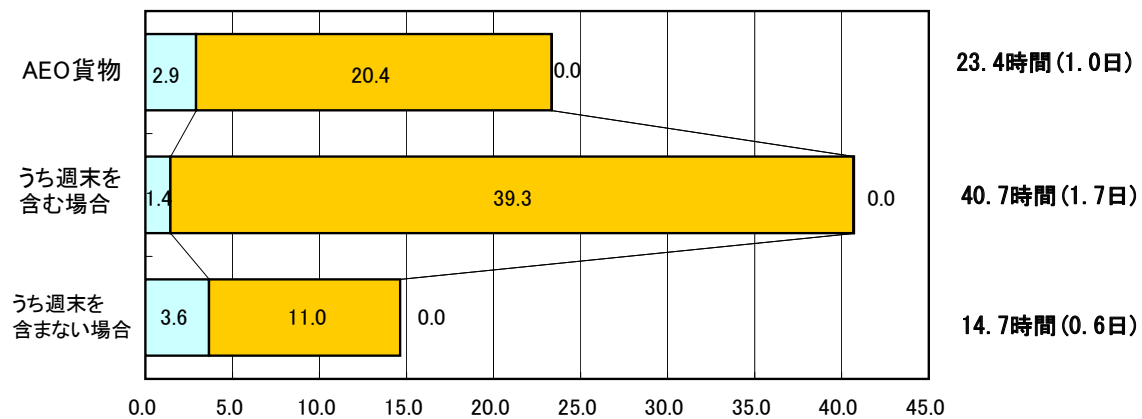
2. SP貨物とSP貨物以外の貨物の平均所要時間

総所要時間



3. 入港から許可までの間に週末を含む場合と含まない場合の平均所要時間

総所要時間



通関関連手続の電子化等に向けた取組み

目標

- 通関関係書類のペーパーレス化の促進
⇒通関関係書類の提出の省略、電子化又はPDF等による提出
- NACCSにおける貿易手続全般に係る国際物流情報プラットフォームとしての機能強化
⇒ 民間の貿易取引の電子化の推進・NACCSとの連携

平成25年度のNACCS等の更改時までの取組み

- 通関関係書類の簡素化
- NACCSの「電子インボイス業務」の利用促進
⇒ 企業・関係業界等へのセールス
⇒ インボイス業務のプログラム変更の実施（桁数・欄数の増加等）
- 通関関係書類のPDF等によるNACCSでの提出

平成29年度の次期NACCS等の稼動時までの取組み

- 他法令手続等の電子化の推進
- 民間の貿易取引の電子化の推進・NACCSとの連携（海上運送状、保険料明細書等）
- 通関手続に係る電子手続の原則化

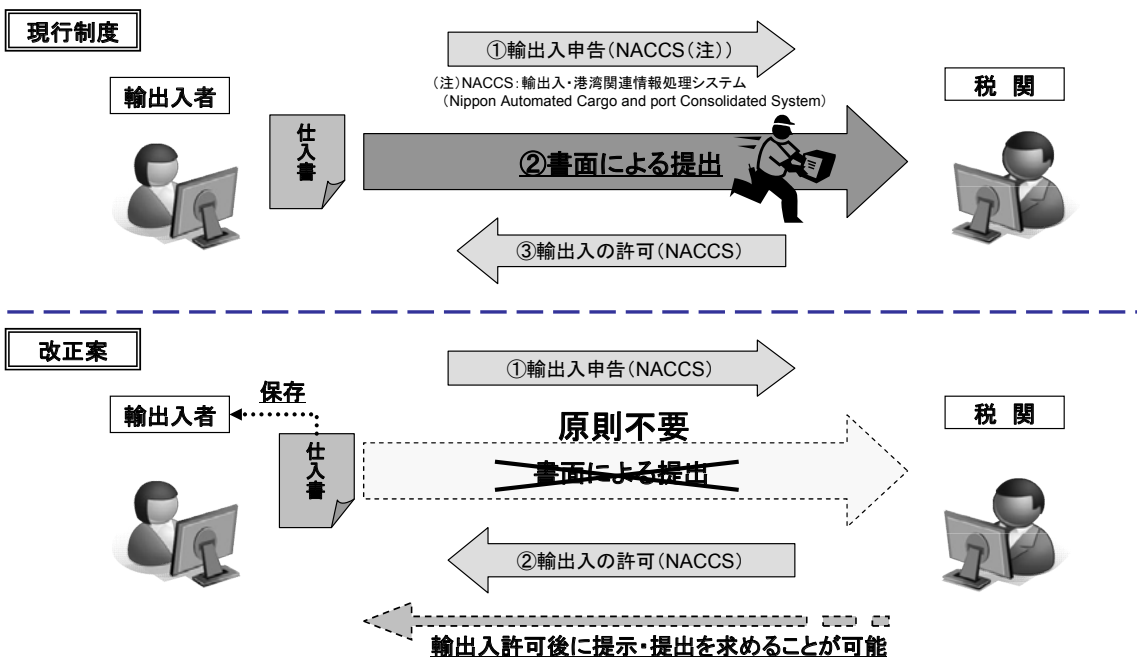
（注）国際的な電子化の状況及び民間の電子化の状況等を踏まえ、必要な場合には、前倒しも検討。

（関税・外国為替等審議会関税分科会配付資料 5-2（H23.11.9）より。

http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/proceedings_customs/material/kana231109/kana231109k.pdf

通関関係書類の簡素化

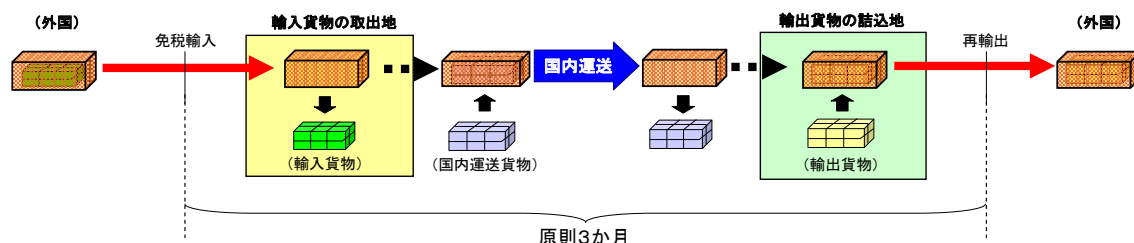
更なる貿易の円滑化の観点から、通関関係書類についてのペーパーレス化を推進するため、まず、通関関係書類の簡素化を図る。このため、仕入書について原則として提出を求めないこととし、併せて所要の措置を講ずる。



免税コンテナの国内運送条件等の緩和

再輸出されることを条件として関税及び消費税の免除を受けて輸入されたコンテナについて、国内運送への使用に係る条件を廃止し（現行1回限りの制限を撤廃する等）、再輸出までの期間を延長する（現行3ヶ月を1年）。

○ 免税コンテナの使用イメージ



○ 現状と改正案の比較

	現 状	改 正 案
空コンテナの国内運送への使用	不 可 貨物を詰めて輸入されたコンテナである必要がある。	制 限 な し
国 内 運 送 の 経 路	制 限 あ り 貨物の取出地から詰込地までの通常の経路である必要がある。	制 限 な し
国 内 運 送 の 使 用 回 数	1 回 に 限 る	制 限 な し
国 内 運 送 使 用 の 事 前 申 請	必 要	不 要
再 輸 出 期 間	原 則 3 か 月	原 則 1 年

第 589 回貿易実務研究部会（H24.2.15）配付資料より

我が国の積荷情報の事前報告制度の推移

〔平成15年度まで〕 ⇨ 〔平成16年度改正〕 ⇨ 〔平成18年度改正〕 ⇨ 〔平成19年度改正〕 ⇨ 〔平成24年度改正〕

出
港
前

入
港
前

入
港
後

出港前報告の義務化
（電子報告の義務化）
➢ 積荷に関する事項
（マスター積荷情報）
（ハウス積荷情報）

入港前報告の義務化
➢ 積荷に関する事項
（マスター積荷情報）

求めることができる
➢ 積荷の詳細情報
（ハウス積荷情報）

入港前に求める
ことができる
➢ 積荷目録
（マスター積荷情報）

入港後の提出義務
➢ 積荷目録
（マスター積荷情報）

入港後の提出義務
➢ 積荷目録
（マスター積荷情報）

（入港前に税関の求めに応じて提出した場合は省略）

（注）マスター積荷情報とは、運航者（船会社等）が発給する船荷証券（マスター-B/L）の情報を基とした積荷情報を言う。

ハウス積荷情報とは、利用運送事業者が当該貨物の荷主に発給する船荷証券（ハウス-B/L）の情報を基とした積荷情報を言う。

利用運送事業者（NVOCC：Non Vessel Operating Common Carrier）とは、自らは船舶の輸送手段を保有せず、船社のサービス（船舶輸送）を使って貨物を輸送する事業者を言う。

8

（東京税関開催説明会資料 出港前報告制度について（H24.6）

http://www.kanzei.or.jp/tokyo/sites/www.kanzei.or.jp.tokyo/files/cus_info/pdf/zeikan240601.pdf

諸外国における水際取締りの強化を目的とした事前報告の早期化及び拡充

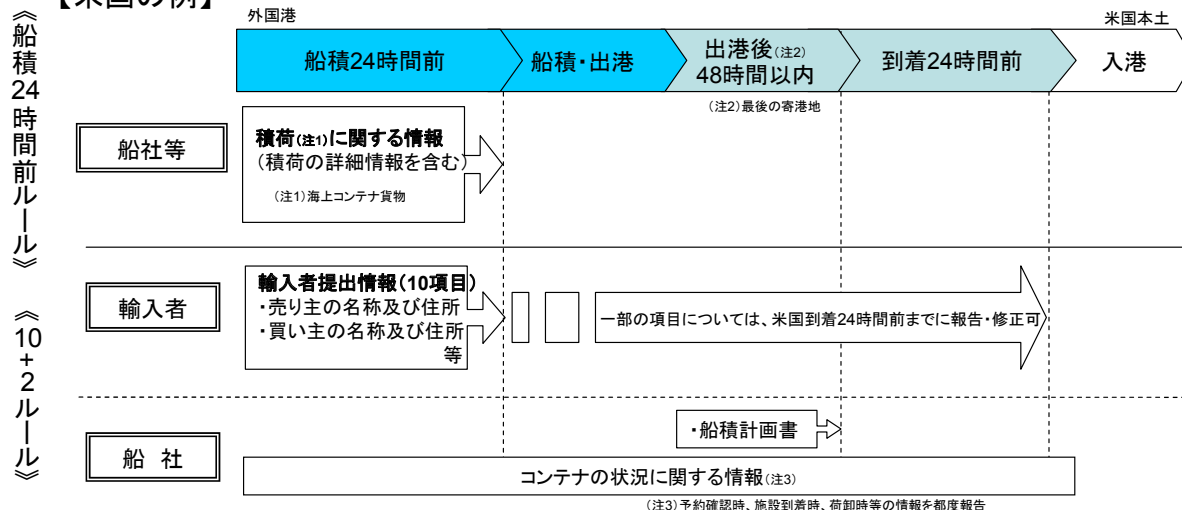
《船積24時間前ルール》（本格実施：米国・カナダ、中国、本格実施に向けて準備中：EU）

自国向け海上コンテナ貨物について、船社等に対し、外国港での船積24時間前までに積荷に関する情報の提出義務を課すもの。

《10+2ルール》（本格実施：米国）

船積24時間前ルールで要求する情報に加えて、輸入者に対し、米国向け海上コンテナ貨物に関する10項目の情報を船社に対し、更に2項目の情報を船積24時間前までに提出義務を課すもの。

【米国の例】



貿易円滑化と関税行政に関する懇談会 第1回会合（H22.1.29）配付資料2

http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/trade_facilitation/proceedings/material/ka220129s/ka220129s_2.pdf

諸外国における海上コンテナに係る事前報告制度の概要

	米国	カナダ	メキシコ	EU	トルコ	中国	韓国	日本(参考)
実施時期	2002.12.2	2004.4.19	2007.9.1	2011.1.1	2012.1.1	2009.1.1 一部実施	未定 (輸出のみ 2012.4実施)	2014.3(予定)
報告期限	船積 24時間前	船積 24時間前	船積 24時間前	船積 24時間前	船積 24時間前	船積 24時間前	船積 24時間前	出港 24時間前
近海の 例外措置	—	米国 (プエルトリコ (米国自治連邦区) を含む) 入港24時間前	—	グリーンランド、 モロッコ等 入港2時間前	黒海及び 地中海に位置 する外国港 入港2時間前	—	中国・日本等 出港前	韓国、中国等の 港から本邦の特定の 港に入港する場合 出港前
報告義務者	船社 NVOCC	船社	船社 NVOCC	船社	船社	船社 NVOCC 船舶代理店 等	船社 NVOCC	船社 NVOCC
代行	船社 船舶代理店 サービス プロバイダー	NVOCC 船舶代理店 サービス プロバイダー	—	NVOCC サービス プロバイダー等	NVOCC サービス プロバイダー等	—	船舶代理店	船社等 サービス プロバイダー
報告方法	電子的報告を原則義務化							電子的報告を 原則義務化

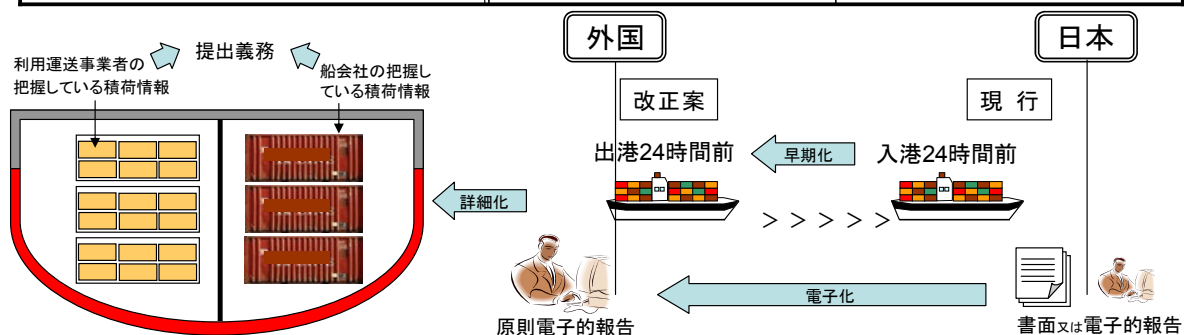
(東京税関開催説明会資料 出港前報告制度について (H24.6))

http://www.kanzei.or.jp/tokyo/sites/www.kanzei.or.jp.tokyo/files/cus_info/pdf/zeikan240601.pdf

海上コンテナ貨物に係る積荷情報の事前報告制度 の早期化、詳細化及び電子化

我が国に入港しようとする船舶に積み込まれた海上コンテナ貨物に係る積荷情報について、原則として当該コンテナ貨物の船積港を当該船舶が出港する24時間前に、詳細な情報を、電子的に報告することを義務付ける。

		現行	改正案
報告期限 (早期化)		原則、本邦に入港する24時間前	原則、外国を出港する24時間前
報告内容 (詳細化)	船会社の把握している積荷情報	提出義務	提出義務
	利用運送事業者の把握しているより詳細な積荷情報	税関長が必要と認める場合にのみ提出	提出を義務化
報告方法 (電子化)		書面又は電子的報告	電子的報告を原則義務化



第 589 回貿易実務研究部会 (H24.2.15) 配付資料より

平成24年6月27日

日本関税協会－貿易の円滑化と税関手続に関する研究会－

我が国のAEO制度

－サプライチェーンの安全と貿易円滑化－

東京税関業務部

総括認定事業者管理官 (AEOセンター)

AEO制度とは

AEO (Authorized Economic Operator:
認定された経済事業者) 制度

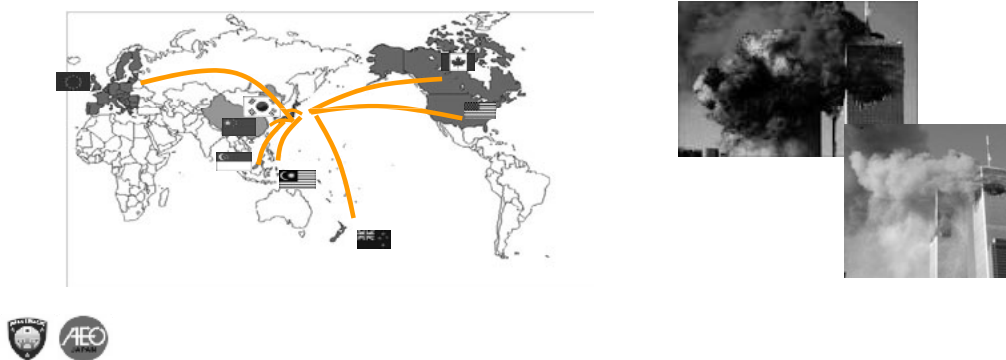
国際的な背景

- ・ 米国同時多発テロ事件以降、国際貿易における安全確保と貿易円滑化の両立が世界的な課題として浮上
→ テロ対策の側面からのサプライチェーン全体の取締りの強化
- ・ 貨物管理 (セキュリティ) とコンプライアンスの優良な貿易関連事業者を税関が認定し、通関の円滑化措置を講じる制度
- ・ 民間企業と税関の信頼関係 (パートナーシップ) によって国際貿易におけるセキュリティの確保と効率化の双方を実現する取組み

AEO制度の導入経緯・制度の目的

- ☑ 2001年にアメリカで発生した「9.11同時多発テロ」が契機
- ☑ 2006年に世界税関機構(World Customs Organization)において「AEOガイドライン」採択
- ☑ AEO制度は、「サプライチェーンの安全を確保」しながら、貿易の円滑化を実現することが大きな目標
- ☑ AEOガイドラインに準拠して各国がAEO制度を導入、我が国もAEO制度を導入・推進中

我が国AEO制度との相互承認の現状



2

AEO事業者となるための要件

法令要件

- ☑ 一定期間法令違反がないこと
- ☑ 暴力団員等が関与していないこと
- ☑ 業務を適正に遂行する能力を有していること
- ☑ 法令遵守規則を定めていること
- ☑ NACCSを利用して業務を行う能力を有していること

具体的に取り組むべき事項

- 社内体制の整備
- 適正な税関手続きを実施するための各種手順の整備
- セキュリティ確保のための貨物管理体制の整備
- 監査体制の整備
- 教育研修体制の整備
- 業務委託先の的確な選定・指導・管理
- 報告連絡体制(社内・税関)の整備
- 帳簿書類の適正な作成・保管

- ↓
- ✓ これらの体制・手順の確実な運用、必要に応じた見直し
 - ✓ 各分野(輸出入、倉庫、通関業等)に応じたアプローチが必要

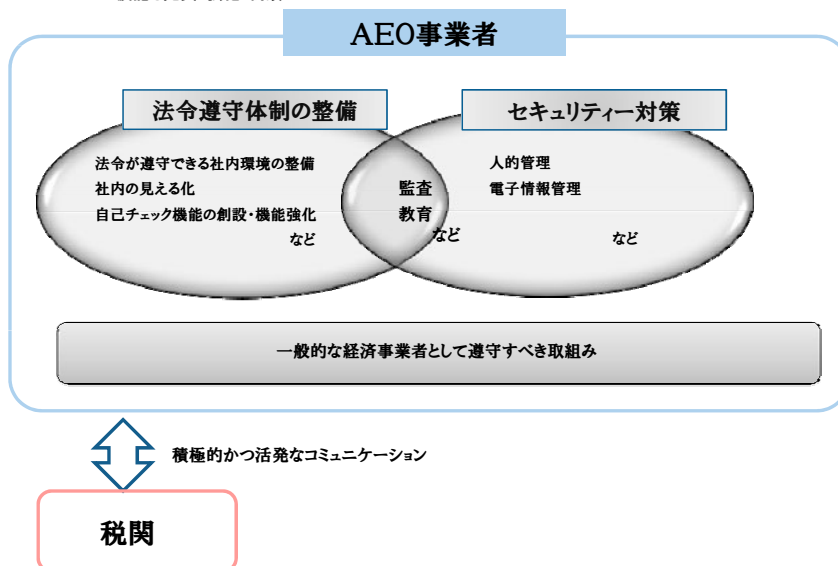
3

AEO事業者としての取組み

目指すところ：自己完結型の社内体制・社内環境を整備することで、安全なサプライチェーンを確保する

⇒ そのために…

- ① 事故を未然に防ぐこと ② 事故の存在を感知し、適切なリカバリー ③ 実効性・持続性のある改善措置
 - ④ ①～③が機能しているか自己点検
- などの機能を充実・強化・創設



4

AEO制度の基本的な考え方

- ・ AEO制度はテロ対策を目的としたボランティアプログラム
- ・ AEO事業者に求められる法令遵守体制とセキュリティが実現
 - ⇒税関による取締りの必要性が低くなる
 - ⇒審査・検査率の低減、手続きの簡素化、手数料の免除が発生
 - ⇒制度の目的を実現するための取組みが行われた結果、
 - メリット(と呼ばれるもの)が生じるに過ぎない
 - ＝メリットありきの制度ではない

5

テロ・盗難のリスクの高まり 1

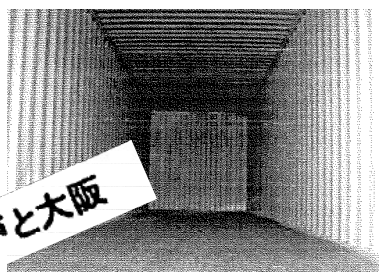
コンテナ盗難(関西地区)

- ▶ 平成21年春以降、連続して8件発生
運送の中継基地等からコンテナを丸ごと窃盗

テレビなど掲載

神戸、大阪港
昨年以降6件
1億2000万円被害
コンテナ丸ごと盗難
トレーラー乗り付けけん引

大阪や神戸港で
コンテナ盗まれ
被害額1億円超



コンテナごと盗難続発 1億円超被害 神戸と大阪



6

テロ・盗難のリスクの高まり 2

コンテナ改造(東京港)



扉面 左上部



扉面 右上部



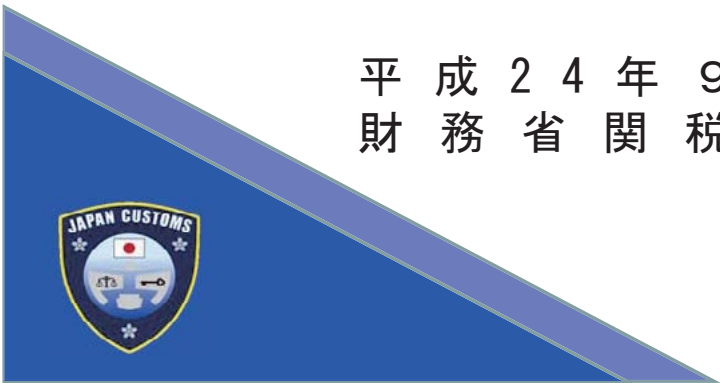
扉面 左上部



8

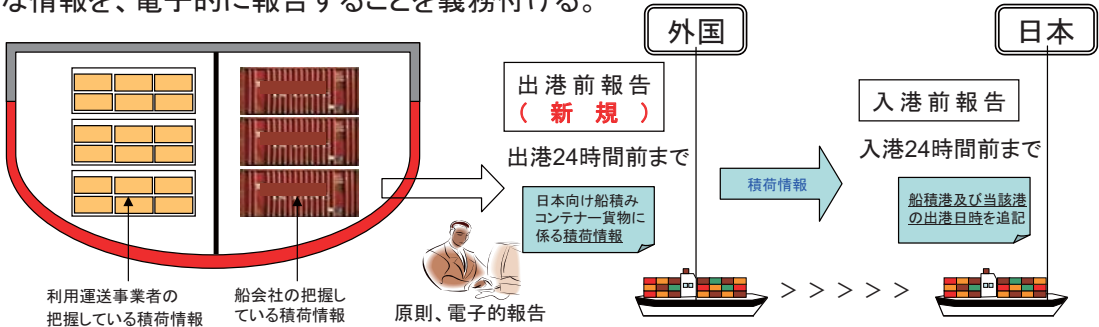
出港前報告制度にかかる制度説明

～海上コンテナ貨物に係る積荷情報の事前報告制度の早期化、詳細化及び電子化～



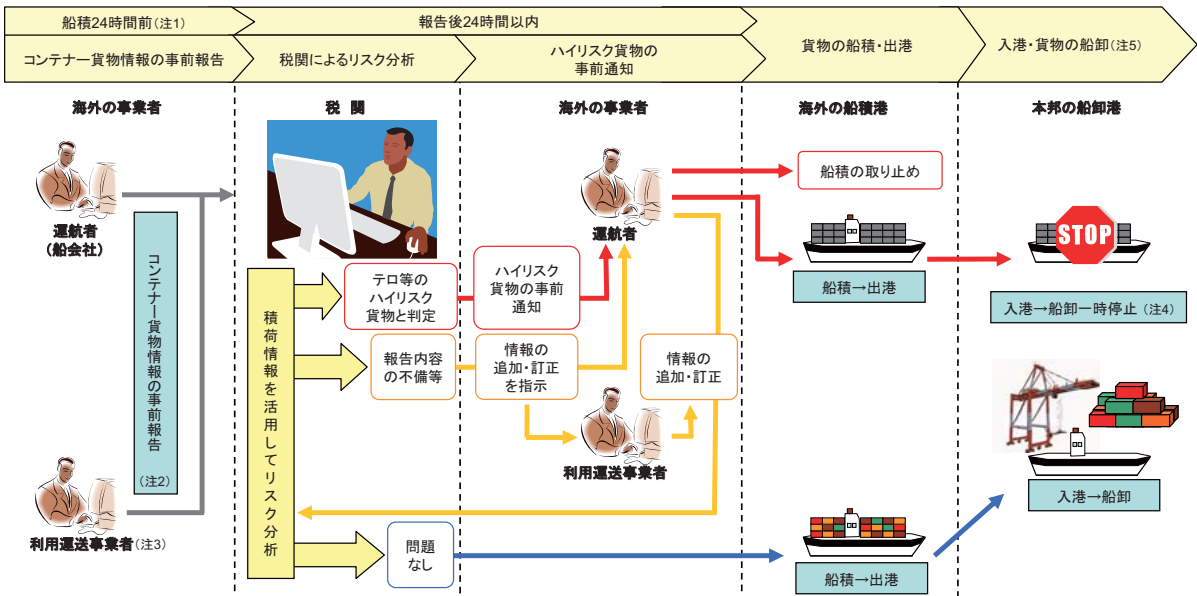
出港前報告制度の概要

我が国に入港しようとする船舶に積み込まれる海上コンテナ貨物に係る積荷情報について、原則として当該コンテナ貨物の船積港を当該船舶が出港する24時間前に、詳細な情報を、電子的に報告することを義務付ける。



報告対象	我が国の港に入港する外国貿易船に積み込まれる海上コンテナ貨物 (注)ただし、空コンテナ及びプラットフォームコンテナのほか、導入当初においては我が国で船卸ししない通過貨物を対象外とする。	
報告義務者及び内容	船会社	船会社が把握している積荷情報(オーシャン(マスター)B/Lを基にした積荷情報)
	利用運送事業者	利用運送事業者が把握している積荷情報(ハウスB/Lを基にした積荷情報)
報告方法(電子的報告を原則義務化)	NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)を活用した電子的報告	
報告期限	原則、外国の船積港を出港する24時間前までに報告 (注)ただし、韓国及び中国等の近隣諸国の港を船積港とする一定の範囲内の近海航路については、制度定着までの当面の間、報告期限を船積港における外国貿易船の出港時までとする。	
罰則	報告期限までに報告がなされない場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	

出港前報告制度の概念図



(注1) 出港前報告制度により報告された積荷情報のリスク分析を実施した結果、テロ等のハイリスク貨物と判定した場合は、原則として報告から24時間以内に事前通知を行うことから、法令に規定する報告期限は出港の24時間前までであるものの、諸外国同様に船積24時間前までに税関へ報告することにより、船積み前までにハイリスク貨物の事前通知を受取ることが可能となり、当該通知を受けた貨物については船積みを取り止めることができる。

(注2) 輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を活用した電子的報告を義務化。

(注3) 利用運送事業者(Non Vessel Operating Common Carrier(NVOCC))とは、自らは船舶の輸送手段を保有せず、運航者等のサービス（船舶輸送）を使って貨物を輸送する事業者。

(注4) 検査体制を整備した後、厳重検査を実施。

(注5) 報告期限までに積荷情報の報告がなされなかった場合には、罰則の適用を受ける場合があるほか、当該報告がなされなかった積荷については、船卸しについて税関の許可を受けなければならない。

2

リスク分析結果の事前通知（案）

（平成24年8月現在）

1. 出港前報告制度により報告された積荷情報のリスク分析を実施した結果、我が国のセキュリティ上、船卸一時停止等の措置が必要と判断した場合には、原則として報告から24時間以内に、次に掲げる事前通知を行う。
なお、当該通知が行われた積荷について、追加情報の報告や情報の訂正が行われ、リスクの再評価を実施して問題が無いと判断した場合には、当該通知を解除する。

通知コード	事前通知の概要
DNL	船積24時間前までに税関へ報告される積荷情報について、税関のリスク分析の結果、我が国のセキュリティ上、ハイリスク貨物であると判断した場合、当該積荷の船積みを取り止めることができるようにするために行う事前通知
HLD	報告された積荷のリスク評価を完了するために、追加の情報又は情報の訂正を要請する必要がある場合に行う事前通知
DNU	外国貿易船が船積港を出港した後において、税関のリスク分析の結果、我が国のセキュリティ上、ハイリスク貨物であると判断した積荷について、本邦入港時に当該積荷の船卸一時停止を行う事前通知 船積港出港前に「HLD」のコードの事前通知が行われた積荷について、当該事前通知が解除されることなく、当該積荷を積載した外国貿易船が船積港を出港した場合に行う事前通知

2. 船積港出港24時間前（緩和措置対象地域の場合には出港前）までに積荷情報の報告がなされなかった場合には、税関より次に掲げる事前通知を行う。

通知コード	事前通知の概要
SPD	積荷情報の報告が行われなかった場合に行う事前通知 ※ 報告が行われなかった積荷情報の報告を行った上で、税関による船卸許可を受けなければならない。（また、罰則の適用を受ける場合がある。）
	積荷情報の報告が報告期限を遅れた場合に行う事前通知 ※ 税関による船卸許可を受けなければならない。（また、罰則の適用を受ける場合がある。）

3

出港前報告制度における報告項目①

出港前報告制度における積荷に関する事項の報告項目（必須項目）は、以下のとおりとする。

出港前報告制度			〈参考〉入港前報告
	オーシャン（マスター）B/L 積荷情報	ハウスB/L 積荷情報	
1	荷送人名	荷送人名	荷送人名
	荷送人住所又は居所	荷送人住所又は居所	
	荷送人電話番号	荷送人電話番号	
	荷送人国名コード	荷送人国名コード	
2	荷受人名	荷受人名	荷受人名
	荷受人住所又は居所	荷受人住所又は居所	
	荷受人電話番号	荷受人電話番号	
	荷受人国名コード	荷受人国名コード	
3	着荷通知先名	着荷通知先名	着荷通知先名
	着荷通知先住所又は居所	着荷通知先住所又は居所	
	着荷通知先電話番号	着荷通知先電話番号	
	着荷通知先国名コード	着荷通知先国名コード	
4	品名	品名	品名
5	代表品目番号（HSコード（6桁））	代表品目番号（HSコード（6桁））	
6	個数・個数単位コード	個数・個数単位コード	個数・個数単位コード
7	総重量・重量単位コード	総重量・重量単位コード	総重量・重量単位コード
8	容積・容積単位コード	容積・容積単位コード	容積・容積単位コード
9	記号・番号	記号・番号	記号・番号
10	船会社コード	船会社コード	船会社コード

4

出港前報告制度における報告項目②

出港前報告制度			〈参考〉入港前報告
	オーシャン（マスター）B/L 積荷情報	ハウスB/L 積荷情報	
11	船舶コード（信号符号）	船舶コード（信号符号）	船舶コード（信号符号）
12	航海番号	航海番号	
13	船積港コード	船積港コード	船積港コード
14	船積港の出港予定日時		船積港の出港確定日時（注2）
15	仕出港コード	仕出港コード	
16	船卸港コード	船卸港コード	船卸港コード
17	船卸港の入港予定年月日	船卸港の入港予定年月日	
18	荷渡地名	荷渡地名	
19	B/L 番号	B/L 番号（マスター）	B/L 番号
20		B/L 番号（ハウス）	
21	コンテナ番号	コンテナ番号	コンテナ番号
22	シール番号	シール番号	
23	空/実入りコンテナ表示	空/実入りコンテナ表示	空/実入りコンテナ表示
24	コンテナサイズコード	コンテナサイズコード	コンテナサイズコード
25	コンテナタイプコード	コンテナタイプコード	コンテナタイプコード
26	コンテナ所有形態コード	コンテナ所有形態コード	コンテナ所有形態コード
27			コンテナオペレーション会社コード
28			コンテナ条約適用識別
29	IMDGクラス	IMDGクラス	
	国連番号	国連番号	
30	緩和措置対象地域識別		
31	マスターB/L 識別（注1）		

（注1）ハウスB/Lの有無を判別するためのコード

（注2）出港前報告制度導入後からの報告項目

5

報告項目「品名」欄について(案)

(平成24年8月現在)

出港前報告制度の報告項目のうち品名欄については、税関がリスク分析を実施する上で、積荷内容が容易に特定できるよう、具体的かつ詳細な品名を入力する。また、複数の品目がある場合、品名欄には複数の品名を入力し、代表品目番号欄には複数ある品目の中から代表品目のHSコード(6桁)を入力すること。

なお、下記表に掲げるような積荷の内容が容易に特定できない品名を入力した場合には、報告を受理しないことを検討中。(例えば、「Parts」は受理不可とし、「Motorcycle parts」は受理可とする。)

【受理不可とする具体的な品名の例示】

Apparel Wearing Apparel Ladies Apparel Mens Apparel	Foodstuffs Iron Steel	STC(Said to Contain) General Cargo FAK(Freight of All Kinds) No Description
Appliances	Leather Articles	Tiles
Auto Parts Parts	Machinery Machines	Tools Wires
Caps	Pipes	
Chemicals hazardous Chemicals non-hazardous	Plastic Goods	
Electronic Goods Electronics	Polyurethane Rubber Articles	
Equipment	Rods	
Flooring	Scrap	

6

出港前報告制度における報告期限の緩和措置

制度定着までの当面の間、下記表のとおり、外国貿易船が「本邦以外の地域」欄に該当する港で船積して、最初に入港しようとする開港が「本邦の地域」欄に該当する場合、報告期限は船積港の出港時までとする。

本邦以外の地域(外国とみなす地域を含む。)	本邦の地域	報告期限
東経百二十八度及び東経百五十六度の線並びに北緯四十度及び北緯五十四度の線で囲まれた地域(中華人民共和国及びロシアの区域並びに令第九十四条(外国とみなす地域)に定める地域(歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島。以下この表において同じ。))に限る。)	北海道	船積港を出港する時
東経百二十八度及び東経百五十二度の線並びに北緯三十四度及び北緯五十度の線で囲まれた地域(大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域並びに令第九十四条に定める地域に限る。)	青森県、秋田県、山形県及び新潟県	
東経百三十三度及び東経百五十二度の線並びに北緯四十三度及び北緯四十七度の線で囲まれた地域	岩手県及び宮城県	
東経百四十五度及び東経百四十九度の線並びに北緯四十三度及び北緯四十七度の線で囲まれた地域	福島県及び茨城県	
東経百二十二度及び東経百四十度の線並びに北緯三十三度及び北緯四十六度の線で囲まれた地域(大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域に限り、東経百二十二度及び東経百二十七度の線並びに北緯三十七度及び北緯四十六度の線で囲まれた地域を除く。)	富山県、石川県、福井県、京都府及び兵庫県(日本海に面する地域に限る。)	
東経百十七度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十度三十分及び北緯四十一度の線で囲まれた地域(大韓民国及び中華人民共和国の区域に限り、東経百三十度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十八度及び北緯四十一度の線で囲まれた地域を除く。)	大阪府、兵庫県(瀬戸内海に面する地域に限る。))及び和歌山県	
東経百十七度及び東経百四十度の線並びに北緯三十度三十分及び北緯四十六度の線で囲まれた地域(大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域に限る。)	鳥取県及び島根県	
東経百十七度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十度及び北緯四十二度の線で囲まれた地域(大韓民国及び中華人民共和国の区域に限り、東経百十七度及び東経百二十二度の線並びに北緯三十度及び北緯三十度三十分の線で囲まれた地域を除く。)	岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	
東経百十七度及び東経百三十五度の線並びに北緯二十六度及び北緯四十四度の線で囲まれた地域(大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域に限る。)	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県(奄美市及び大島郡を除く。)	
東経百十七度及び東経百三十一度の線並びに北緯十七度及び北緯三十八度の線で囲まれた地域(大韓民国、中華人民共和国、台湾及びフィリピン共和国の区域に限る。)	鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県(石垣市、宮古島市、宮古郡多良間村並びに八重山郡竹富町及び与那国町を除く。)	
東経百十四度及び東経百二十八度の線並びに北緯十五度及び北緯三十四度の線で囲まれた地域	沖縄県石垣市、宮古島市、宮古郡多良間村並びに八重山郡竹富町及び与那国町	

7

主要船積港別報告期限一覧(参考)

出港前報告制度において、下記主要船積港別報告期限一覧のとおり、韓国及び中国等の港を船積港とする一定の範囲内の近海航路については、制度定着までの当面の間、報告期限を船積港における外国貿易船の出港時までとする。

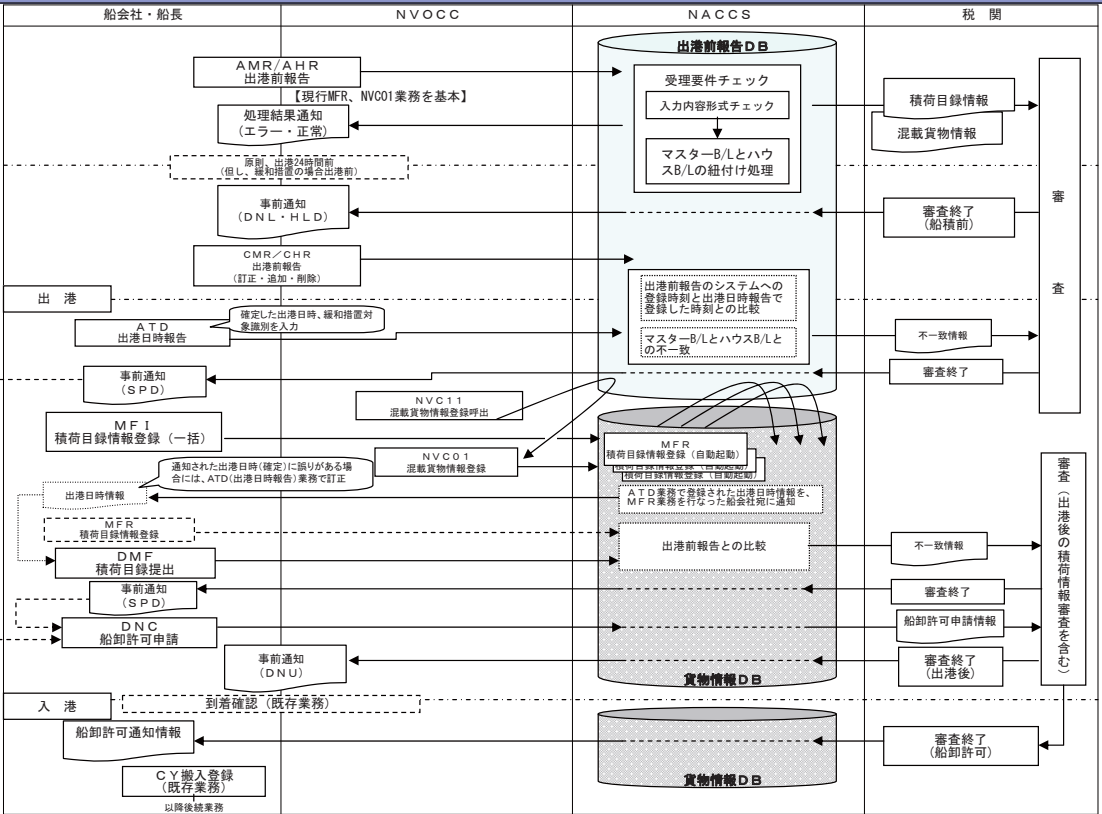
海外の主要船積港 本邦第一到着港の地域	極東ロシア		韓国			中国					台湾	
	コルサコフ	ウラジオストク	釜山	浦項	仁川	新港(天津)	大連	青島	上海	香港	高雄	基隆
北海道	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
青森県、秋田県、山形県、新潟県	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
岩手県、宮城県	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
福島県、茨城県	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
富山県、石川県、福井県、 京都府、兵庫県(日本海側)	24h前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
東京都、神奈川県、千葉県	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
静岡県、愛知県、三重県	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
鳥取県、島根県	24h前	出港前	出港前	出港前	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
和歌山県、大阪府、 兵庫県(瀬戸内海側)	24h前	24h前	出港前	出港前	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
徳島県、高知県	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
岡山県、広島県、香川県、愛媛県	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
山口県、福岡県、佐賀県、 長崎県、大分県、熊本県	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
宮崎県	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
鹿児島県	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
奄美群島	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	出港前	出港前	24h前	出港前	出港前
沖縄県	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	出港前	出港前	24h前	出港前	出港前
先島諸島	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前

※ 網掛けの部分が、出港前報告制度において報告期限の緩和措置(出港前)を適用する航路。

8

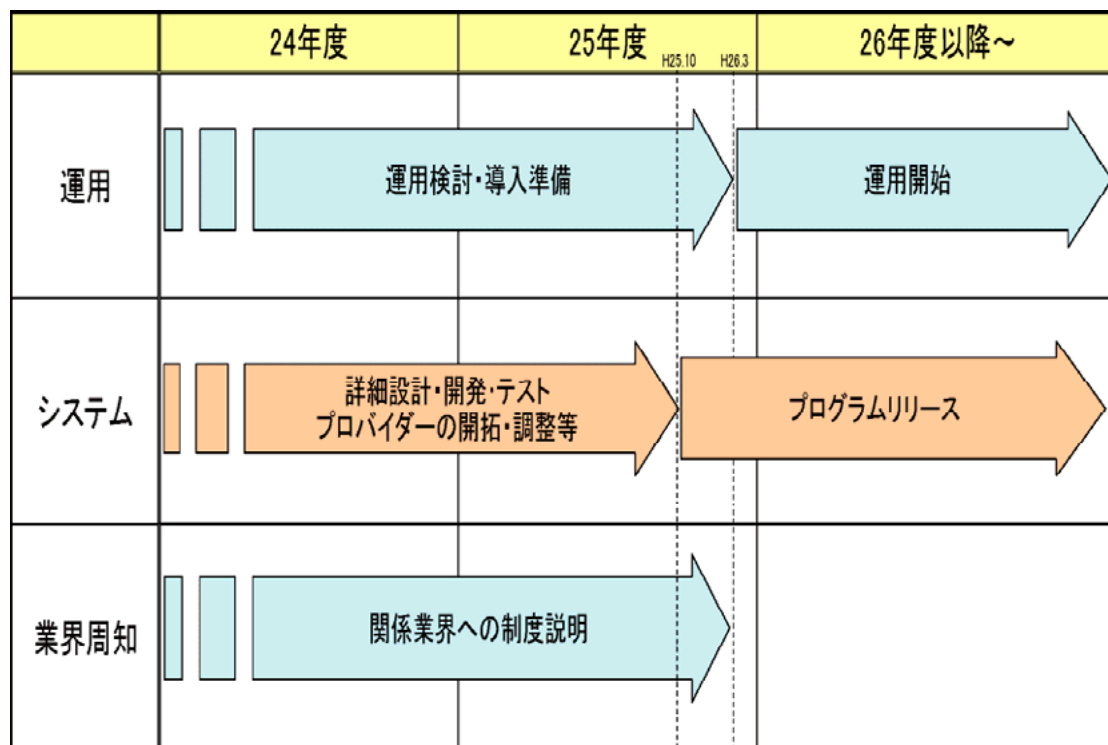
出港前報告制度における業務フロー

(平成24年8月現在)



9

今後の予定



10

ご清聴ありがとうございました。



- 出港前報告制度の概要について(税関ホームページ)
《日本語版》 http://www.customs.go.jp/news/news/advance3_j/index.htm
《英語版》 <http://www.customs.go.jp/english/summary/advance/index.htm>
- 本件に関するお問い合わせ先
財務省関税局監視課 警務係
TEL 03-3581-4111(内線)5568

表 1. 主要国の積荷情報の事前提出（24時間ルール）の比較（輸出）

	アメリカ	EU (EXS)	中国	韓国	日本
積荷情報の提出者	輸出者又は代理人（フォワーダー）	船社や航空会社などの キャリア ・フォワーダーや荷主などの 第三者が申告する場合は船 社の合意が必要	キャリア、NVO、フォワーダ ー、船舶代理店、郵便事業者、 エクスプレスクリエなど	海運と航空キャリア ・混載貨物の場合、キャリア がフォワーダーから情報を 収集する	未制定
提出期限	AES（輸出申告）受理の確認 番号ITNをキャリアへ提出 ・本船出港の24時間前 ・航空機出発の2時間前 ・鉄道の国境到着2時間前 ・トラックの国境到着1時間 前	・遠海コンテナ貨物は船積み が開始する24時間前 ・遠海非コンテナ貨物は出港 の4時間前 ・近海輸送の場合は出港の2 時間前 ・航空輸送は航空機出発の30 分前 ・鉄道と内陸水運輸送は出国 税関出発の2時間前 ・トラック輸送は出国税関出 発の1時間前	・コンテナ貨物はコンテナ船 に積み込まれる24時間前 ・非コンテナ貨物は積み込みの 2時間前 ・航空機へ積み込む4時間前 ・鉄道に積み込む2時間前 ・トラックに積み込む1時間前	・積込港で積荷が開始される 24時間前 ・近海輸送は出港の30分前 ・バルク、積替貨物は出港前 ・航空貨物は積み込む前出発の 30分前	
積込禁止 Do Not Load	重大な誤り（Fatal Errors）な どの通知はあるが Do Not Load の通知はみあたらない	税関は船社に対してEXS提出 後24時間以内に貨物を積みま ないよう（not to be released） 通知する	税関が積荷／旅客マニフェス トを受領後積み込み又は乗船の 許可をしないことを決定した 場合その旨マニフェストの送 信者に通知する	マニフェストが積み込みの24時 間前に提出された遠海コンテ ナ貨物について適用する	
実施日	2008年10月以降	2011年1月以降	実施？	・海運と航空の輸出は2012年 4月1日から ・罰則適用は2012年11月30日 から	

出所：各国該当法令などより平田義章作成、2012年4月23日

表 2. 主要国の積荷情報の事前提出（24時間ルール）の比較（輸入）

	アメリカ	EU (ENS)	中国	韓国	日本
積荷情報の提出者	船社及びNVO、ただしNVOは船社経由で申告も可、航空会社、輸入者、フォワード一、フォワード、郵便事業者、エクスプレスクリエなど	船社などのキャリアフォワードや荷主などの第三者が申告する場合は船社の合意が必要	キャリア、NVO、フォワード一、船舶代理店、郵便事業者、エクスプレスクリエなど	海運と航空キャリア混載貨物の場合、キャリアがフォワード一から情報を収集する	運航者（船社等）と利用運送事業者（NVOCC）
提出期限	- コンテナ貨物は船積み日の24時間前（出航日に統一） - 非免除ブレイクバルクは船積み日の24時間前 - 航海24時間以上のバルクは到着24時間前 - 航海24時間以内のバルクは出港時まで、など - 航空は到着4時間前／近距離は航空機の離陸まで - 鉄道は到着2時間前 - トラックは到着1時間前（FASTは30分前）	- 遠海輸送のコンテナ貨物は船積み日の24時間前 - 非コンテナ貨物はEUの最初の港に到着する4時間前 - 近海輸送はEUの最初の港へ到着する2時間前 - 飛行時間4時間以内は離陸時まで - その他は空港到着4時間前 - 鉄道と内陸水運は到着する2時間前 - トラックは到着1時間前	- コンテナ貨物はコンテナ船に積み込まれる24時間前 - 非コンテナ貨物は最初の中国の港へ到着する24時間前 - 飛行4時間以内は離陸前 - 飛行4時間以上は空港到着4時間前 - 鉄道は到着2時間前 - トラックは到着1時間前	- 積込港で積荷が開始される24時間前 - 近海輸送は積荷港で出港する前 - バルクは入国港へ到着する4時間前 - 航空は到着の4時間前 - 近距離は航空機の離陸時まで - エクスプレスは都着1時間前	- 外国貿易船に積み込まれているコンテナ貨物の情報を同本船が船積港を出港する24時間前までにその入港しよとする開港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない - ハウスB/Lを発行する利用運送事業者も同様情報を外国貿易船が出港する24時間前までに報告する - 近隣諸国からのコンテナについては物流実態へ配慮する
積込禁止 Do Not Load	データ送信後24時間経過すれば船積みができる	- データ送信後24時間経過すれば船積みができる - 対象は遠海航路コンテナ貨物にのみ適用	マニフェストに輸入禁止品目が見えた場合キャリアにDo Not Load を通知	積込の24時間前にマニフェストが提出された遠海航路のコンテナ貨物にのみ適用	船卸しの禁止 報告の受領後24時間以内に報告義務者及び船会社へ通知
実施日	2004年3月以降 （海上コンテナについては2002年12月以降）	2011年1月以降 （罰則適用、税関間のシステム接続状況等運用詳細不明）	未実施 （実態詳細は不明）	- 航空輸入は2012年6月1日から - 罰則適用は2012年11月30日から	- 法律の公布の日から2年程度を置いて施行 - 制度の運用について関係者と十分な協議を進める

出所：各国該当法令などより平田義章作成、2012年4月23日

表3. 日本、アメリカとEUの輸出手続

	日本	アメリカ	EU
申告手続	• AEO輸出者は自社施設などで申告し許可を受ける • 一般輸出者は何処でも輸出の申告ができるが、再審査・許可は保税地域へ貨物の搬入後となる • 「コンテナ詰め」の規制は廃止されない	• AES (Automated Export System) が強制使用され、申告の受理番号 (ITN: Internal Transaction Number) を各キャリアに指定の期限までに通知する • 規制貨物以外は輸出者の施設を含め何処でも何時でも申告することができる	• 輸出者の施設を管轄する税関に申告し許可を受け船積港に配送する • イギリスでは何処でも何時でも申告ができるが貨物が税関管轄地域へ搬入後審査・許可を受ける
船積後申告などの簡素化手続	船積後申告の制度は導入されていない	船積10日後に申告する制度があるが目下新規の申請は受け付けていない	• 認定輸出者は、船積時に少数の基本データのみを申告、船積後詳細申告を行う • 認定輸出者は自社施設で通関ができる
コンテナのCYカットオフ (搬入締切時間)	• CYカットオフは通常本船入港の1日前 • アメリカ向け、EU向けは書類、コンテナとも本船入港の3日前が締切り (日本発全船社同一ルールを適用)	• CYカットオフは各港により異なる • EU向けについても本船入港の1日前などが標準 • 書類の提出期限は各船社ごとに異なる	• CYカットオフは各港により異なるが通常本船入港の1日前 • アメリカ向けについても本船入港の1日前などが標準であり、書類の提出期限は各船社ごとに別途取決める
セキュリティと税関手続	• 関税法、関係法令及びセキュリティ規程の遵守がAEOの承認要件 • 荷主を除き免許基準ごとにAEOを認定	C-TPATなどのセキュリティ・プログラムと税関手続は直接関係しない (目下C-TPATは輸入にのみ関連)	EU関税法によりAEOは ①税関手続簡素化、②セキュリティ、③税関手続簡素化とセキュリティに分類
今後の方向	• AEO輸出貨物及び一般輸出貨物のリードタイム短縮とコストの削減 • AEO輸出者へのさらなるベネフィット • フォワーダーなどAEO事業者の新たなビジネス拡大 • 内陸輸送の効率化と港頭集中の排除 • NACCSとColinsの連結により輸出貨物はCY搬入即許可となる	• 規制品目は別途厳しく管理されているが一般貨物については貨物の蔵置場所、コンテナ詰め、申告時期など一切規制されていない • 輸出者又は代理人はAESが受理された証拠であるITNを定められた期限までにキャリアに通知する	今後の関税法の改正に関しMCC (Modernised Customs Code) かUCC (Union Customs Code) かの問題はああるが双方とも現物単位からシステムベースの管理へと移行する • 集中通関、自己査定、申告者の記録による申告が共通する方向である • AEOC、AEOFが上記特典を受ける

出所：各国関係法令及び現地調査より平田義章作成、2012年4月23日

表 4. 日本、アメリカとEUの輸入手続

	日本	アメリカ	EU
輸入通関の場所 (貨物到着前の通関が可能か)	・貨物到着前の通関は可能 (特例輸入申告及び特例委託輸入申告の場合のみ) ・納税申告の前に貨物を引き取る	・貨物到着前の通関は通常の申告で可能 ・貨物の引取り後納税申告を行うが、この時点で支払う関税は確定関税ではない	・貨物到着前の通関は通常の申告で可能 ・少数の基本データで申告し貨物の引取後詳細申告する簡素化手続は認定が必要
内陸地点での通関	・ほとんどが港頭地域の保税蔵置場又はCYで通関を行う (貨物の港頭集中化) ・港頭地域で通関後内陸地点へ内貨輸送される (45ft コンテナは一部地域を除き内陸輸送ができない)	・基本的には輸入者が所在する内陸地点で通関する (港頭集中ではない) ・内陸地点までは保税運送となり、内陸地点での通関は鉄道ターミナルやCFSなどの保税地域で行なう ・荷主の非保税施設で通関はできない	・各加盟国の輸入者が所在する内陸地点まで保税運送し内陸地点の税関で通関する ・認定を受けた輸入者は自社施設で通関ができる ・鉄道ターミナルなどは必ずしも保税地域ではないが、加盟国で保税管理は異なる
保税地域の許可手数料	保税蔵置場、保税工場などの許可手数料を税関に支払う	税関への手数料の支払いはない	税関への手数料の支払いはない
通関手続料、その他料金の支払い	NACCSへ使用料を支払う	Merchandise Processing Fee 及び Harbor Maintenance Feeの支払い (輸入のみに適用)、ただし、通関システムの使用料はない	通関システムの使用料はない
税関ボンド	ボンド制度は導入されていない	・関税収入を確保し該当する法規の遵守を保証する制度ですべての輸入者には保険会社とのボンドの設定が義務付けられている ・これにより関税の清算が可能となり、非居住者通関 (VMI) の手続も容易になる	ボンド制度は導入されていない
今後の方向	・内陸輸送の効率化と港頭集中の排除 ・ボンド制度導入の検討 ・VMI (非居住者通関) 拡大の可能性 ・輸入通関の全国一元化	・遠隔地申告 (Remote Location Filing) ・簡易申告 (ACE Simplified Entry) ・輸入者自己査定プログラム (Importer Self-Assessment Program) など いずれも法令遵守を条件として手続簡素化の方向へ向かう	今後の関税法の改正に関しMCCかUCCかの問題はあるが双方とも現物単位からシステムベースの管理へと移行する ・集中通関、・自己査定、・申告者の記録による申告が共通する方向である ・AEOC、AEOFは上記特典を受ける

出所：各国関係法令及び現地調査より平田義章作成、2012年4月23日

表5. 日本、アメリカとEUのセキュリティ

	日本 AEO	アメリカ C-TPAT	EU AEO
準拠法	関税法、実施細則および同法施行令など	SAFE Port Actなど	EU関税法および施行規則
対象者	輸出入者、倉庫業者、通関業者、運送業者、製造業者	輸入者、キャリア、フォワーダー、通関業者、3PL、外国メーカーなど	メーカー、輸出入者、キャリア、フォワーダー、通関代理人など
認定要件	法令の違反がない 業務の遂行能力 法令遵守規則の制定	セキュリティ基準の査定 実地調査	法令遵守、記録保持と財務の健全性およびセキュリティ基準
ベネフィット	税関検査・審査の減少 輸出手続の「申告手続き」、輸入手続きの「輸出入通関の場所」の項目も参照。これらAEO輸出入者に対するベネフィットは米国の場合、一般的に利用できる制度。	税関検査・審査の減少、簡易申告の資格条件	税関検査・審査の減少、税関検査・審査の事前通知、税関簡素化手続の審査の省略、ENS、EXS申告データの削減など
通関手続との関係	すべて通関手続と関係する	輸入貨物のセキュリティが対象 通関手続とは直接関係しない	輸出入通関手続とセキュリティは分離 通関手続は各加盟国税関の管理
認定者数	特例輸入者 80 特定輸出入者 241 特定保税承認者 97 認定通関業者 48 特定保税運送者 4 (2012年4月現在)	輸入者 4,367 キャリア 2,878 通関業者 868 外国製造者 1,176 混載業者・3PL 841 港湾局・ターミナル 61 ティア3輸入者 327 (Pisani/Roll 10/19/11)	AEOC (税関手続簡素化) 4,419 AEOS (セキュリティ) 267 AEOF (簡素化/セキュリティ) 4,819 (EC 04/2012)
今後の方向	・保税管理をベースとした現行関税法の改正を検討すべき ・わが国の輸出入にかかわる物流コストを低減し近隣諸国との国際競争力の強化をはかるためには、税関手続の改革のみならずわが国の内陸輸送ならびに港湾システムの構造的改革が求められる	・C-TPATに加えCSI、24時間ルール、10+2 ルール、100%スキャンなどはアメリカ固有のコンテナを重視した輸入セキュリティ対策である ・輸出のセキュリティは？ ・セキュリティの相互承認の方向は？	・上記実績が示すように産業界はAEOの認定に際してAEOCの資格を求めている ・AEOSではなくAEOC、AEOFの資格取得により集中通関、自己査定、申告者の記録による申告が可能となる

出所：各国関係法令及び資料より平田義章作成、2012年4月23日

公益財団法人 日本関税協会様

「貿易円滑化と税関手続に関する研究会」(仮称)

資 料

日本機械輸出組合
部会・貿易業務グループ

1

◆ 貿易円滑化: Trade Facilitation

- 貿易に関係する手続(税関手続を含む)を簡素化することにより、物流が迅速化され、貿易関連コストが下がる等、貿易全体にメリットをもたらす。
 - 不必要な貿易上の負担の撤廃、輸出入手続の簡素化・効率化、国内制度の透明性といった、関税以外の措置・手続で、貿易を妨げる要因を取り除き、貿易の促進を図ること。貿易手続のワンストップ化、ITを利用した手続きの電子化etc。
 - WTO、WCO、APEC、OECDなどの多国間の枠組みで検討されている。TPP交渉でも貿易円滑化の検討作業部会がある。
- 1.物品市場アクセス、2.原産地規制、3.貿易円滑化、4.SPS(衛生植物検疫措置)、5.TBT(貿易の技術的障害)、6.貿易救済措置、7.政府調達、8.知的財産、9.競争政策、10.越境サービス貿易、11.電気通信サービス、12.商用関係者の移動、13.金融サービス、14.電子商取引、15.投資、16.環境、17.労働、18.制度的事項、19.紛争解決、20.協力、21.分野横断的事項

2

課題と管理原則

課題

- 原材料から最終製品までの製造過程の背後に、膨大な回数の貿易手続きが隠されている。
- 複雑化したサプライチェーンネットワークが長くなるにつれ、種々の脆弱性が付きまとうことになる。⇒ 密輸、大量破壊兵器・テロリストの輸送、盗難、その他違法行為、etc.
- 各国の税関は、それぞれ固有の問題とセキュリティ・リスクに直面している。

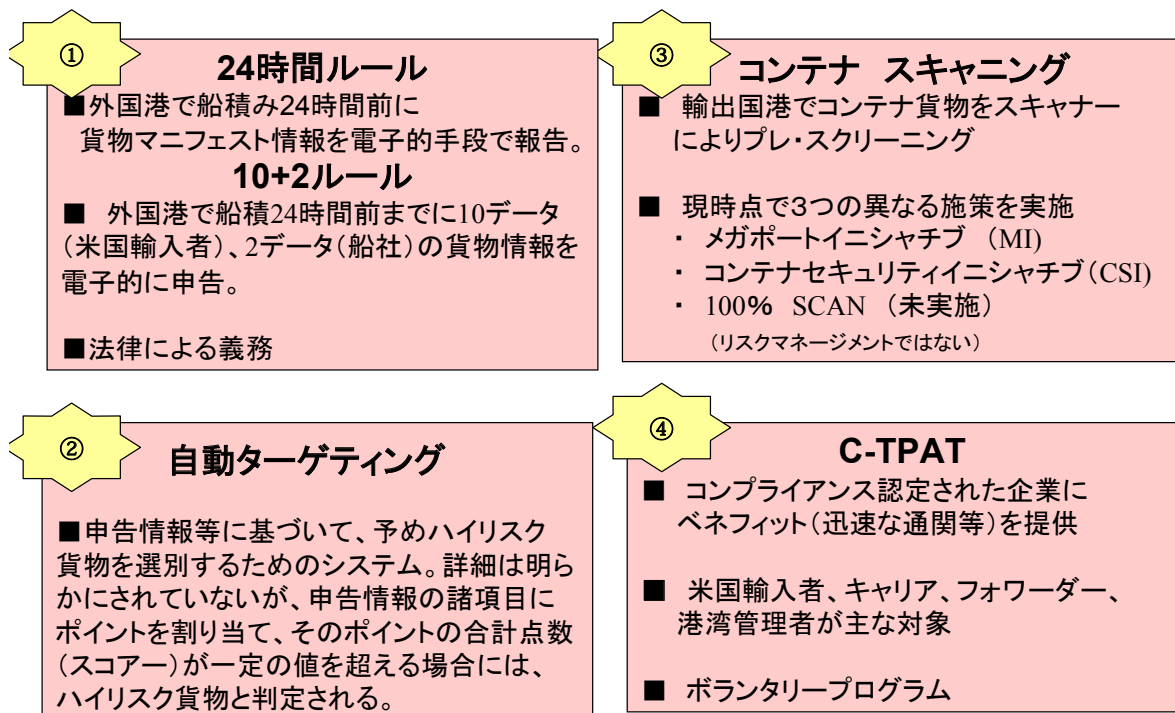
改正京都規約で示されている管理原則:

- 税関業務の透明性と予見可能性
- 貨物申告及び付属書類の標準化と簡素化。
- 認定された事業者に対する簡素化手続き
- 貿易事業者とのパートナーシップ。
- ITの最大利用。
- 規則遵守確保について必要最小限度の税関管理。
- リスク・マネジメントとオーディット・ベースの管理。
- 他の国境管理当局との調和化された検査体制。

米国のサプライチェーン・セキュリティ



米国のセキュリティプログラム



5

米国の動向(1) 通関申告

(1) 輸出通関

- ① 商務省統計局(センサス)が自動輸出システム(AES)を所管。電子申告が義務化されている(申告はどこからでもできる)。
CBPはAESのDBにアクセスし輸出申告データからターゲティングを行う。
海上貨物は船積み24時間前までに申告。輸出24時間ルールへの対応
- ② 船積み後申告(輸出後10暦日以内)=Post Departure Filing (Option 4)
 - ✓ 承認された輸出者のみが利用できる。新規の利用者の承認は停止している。
 - ✓ 利用承認は、国務省DDTC、国土安全保障省CBP、商務省BIS、商務省センサスの関係4当局から事前に承認されなければならない。
 - ✓ 約2900社、総輸出額の約20%がOption4により輸出されている。
- ③ 2011年12月7日開催の米国商務省の「規則及び手続に関する技術諮問委員会」で商務省BISから、Option4維持のために、EAR該当品については船積み後申告は利用できないとCBPに譲歩する考えが提示され、民間側委員の強い反発を受けた。

(2) 輸入通関

電子申告:ACEの遠隔地申告(Remote Location Filing)の実施

- ① 米国国土安全保障省は、輸入港以外の場所から輸入申告できる遠隔地申告(Remote Location Filing)を2010年1月29日から開始した。(19 CFR Part 143, Subpart E)
- ② 対象者: 輸入者 または 通関業者
- ③ RLFが可能な手続き: 通関申告(Entry)および納税申告(Entry Summary)。今後、対象手続きを拡張する予定
- ④ 条件
 - ✓ ABI(Automated Broker Interface)、EIP(Electronic Invoice Program)、ACH(Automated Clearing House)が利用できていること
 - ✓ 通関業者はNational Permitを取得していること
 - ✓ 包括ボンド(Continuous Bond)

6

米国の動向(2) 通関申告 と セーフティ

(3) 輸入通関

簡易通関(Simplified Entry)のテスト参加者募集 2011年11月9日発表

- ① 12データ(+3つのオプションデータ)の申告で輸入通関ができる。手続き簡素化のための試験
- ② 12データはほぼ10+2ルールの10データと同じ
- ③ 申告のタイミング:貨物の米国到着前 いつでも
- ④ テスト参加者資格: 輸入者=C-TPAT Tier 2認定者、通関業者=C-TPAT認定通関業者
- ⑤ 航空貨物輸送のみ
- ⑦ C-TPAT認定者に対する手続き簡素化のベネフィット(C-TPATでは初めて)

(4) セーフティ

- ① CTAC(Import Safety Commercial Targeting Analysis Center)の設置
2009年12月9日、国土安全保障長官は、CTAC(輸入貨物安全ターゲティングセンター)の設置を発表。輸入貨物の安全性検査を集中的に実施する。CTACはCBPの下に4つの関係当局を統合する。
 - － 国土安全保障省 Immigration and Customs Enforcement (ICS)
 - － 消費財安全委員会 Consumer Product Safety Commission (CPSC)
 - － 保健福祉省 Food and Drug Administration (FDA)
 - － 農務省 Food Safety Inspection Service (FSIS)
- ② Customs Facilitation and Enforcement Reauthorization Act of 2009 (S1631)
 - － 事前申告データをセキュリティ目的だけでなく、通関ターゲティング目的でも使用。
 - － 通常の通関業務に関する税関 - 民間パートナーシップ・プログラム(Customs Facilitation Partnership Program)
 - － C-TPAT認定事業者に対する追加的ベネフィット
 - － 知財保護の強化
 - － CBP内にCommercial Targeting Divisionを設置する。

7

米国の動向(3) 通関申告 と セーフティ

(5) 輸入通関

- ① 輸入通関データへのアクセスについてCBPとCPSCが合意書に署名
2010年4月26日、米国税関(CBP)と消費者製品安全委員会(CPSC)はMOUに署名し、CBPの輸入通関データ・ベース・システムACS(Automated Commercial System)へ、CPSCがアクセスできることになった。

8

Importer Self Assessment (1)

必要条件

- 少なくとも過去に2年間の輸入記録があり米国に実際に居住している輸入者
- 現C-TPATメンバー

自己査定申請を準備し以下の項目に同意する：

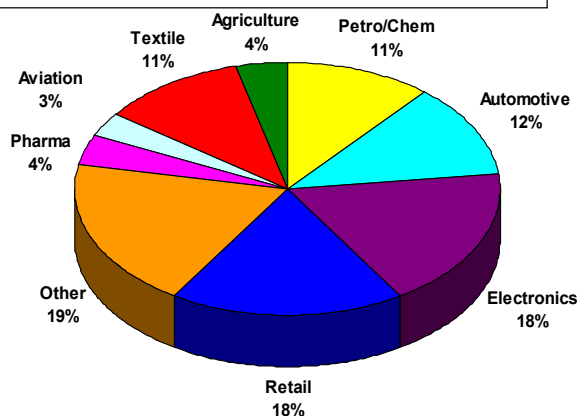
- 全ての適用される税関法と規則を遵守
- 内部統制を作成、文書化し、実行
- 危険性評価を元にした自己テストを実施
- 必須情報を含む年次報告書を提出
- 内部統制に対し適切な調整を行う。
- 財務記録から輸入記録文書までの監査を実施する。
- 適切な情報公開を実施する。
- 継続した取り組みの年次報告をする。
- 自己テストと結果の保管を3年間継続する。
- 覚書に明記された規定を順守する。

ISA のベネフィットと参加企業数



- 複雑な監査の免除
 - 集中的な査定
 - ドローバックとFTZの監査（輸入者自己査定申請に含まれている場合）
- 複数のビジネス単体に対する支援
- 更なるビジネスの確実性
 - より正確なデータ
 - プロセスに対する企業の管理

011年9月現在で223社がISAに参加認定



セキュリティ&セーフティに対応した将来の管理モデル・コンセプト(案)ー 1

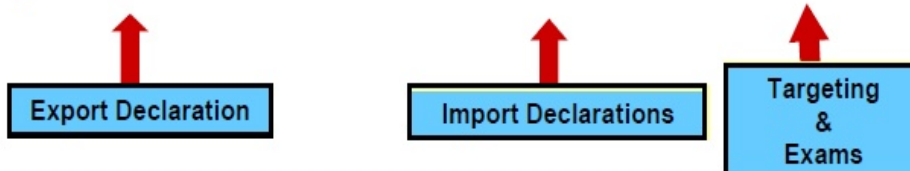
出典: Samuel Banks, Bice President, Sandler & Travis Trade Advisory Service Inc.

World Customs Forum 2009 配布資料



Export Nation Customs

US Customs & Border Protection



11
11

セキュリティ&セーフティに対応した将来の管理モデル・コンセプト(案)ー 2

出典: Samuel Banks, Bice President, Sandler & Travis Trade Advisory Service Inc.

World Customs Forum 2009 配布資料

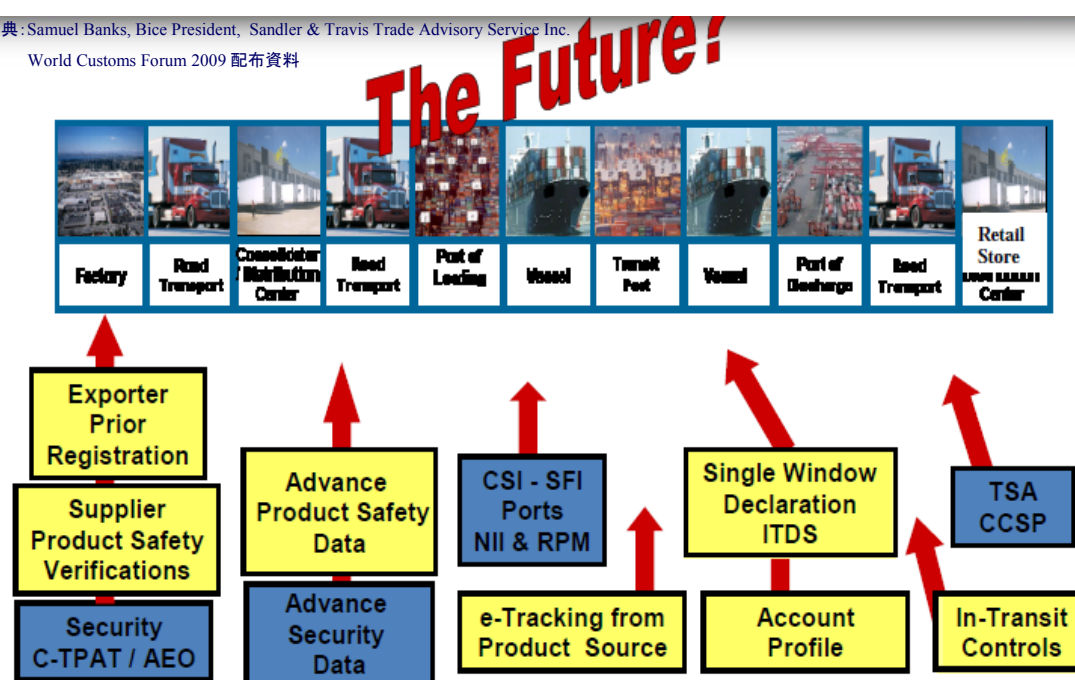


12
12

セキュリティ&セーフティに対応した将来の管理モデル・コンセプト(案)ー 3

出典: Samuel Banks, Bice President, Sandler & Travis Trade Advisory Service Inc.

World Customs Forum 2009 配布資料

13
13

EUのサプライチェーン・セキュリティ



14

EUの新関税法



1992 EU関税法制定

2004.11

1992年に発効した関税法 (Customs Code, 欧州理事会規則No.2913/1992) 以来の諸環境の変化に対応する税関近代化を目的として、関税法のオーバーホールといえる改正に取り組む。

2005.4 関税法の改正 (「AEO制度」+「24時間ルール」)

改正取組みの一環として、サプライチェーン・セキュリティ確保の必要性から「事前報告制度」と「AEO」について、2005年5月改正を実施した。

2008.1 AEO制度発足

2008.6 MCC (Modernised Customs Code) 発効

2009.7 24時間ルール導入予定だったが2011.1まで本格実施は延期

2012.2 UCC (Union Customs Code) MCCの見直し提案

15



AEOのタイプ別ベネフィット

- (1) AEO通関手続き簡素化 AEO Customs Simplification (AEOC)
- (2) AEO セキュリティ&セーフティ AEO Security and Safety (AEOS)
- (3) AEO通関手続き簡素化+セキュリティ&セーフティ
AEO Customs Simplification / Security and Safety (AEOF)

	1	2	3
低い検査率(現物検査／書類検査)	○	○	○
検査の際の優先取扱い	○	○	○
検査場所の選択を申し出ることができる	○	○	○
簡素化手続資格認定を容易にする	○		○
貨物事前申告データ項目を少なくする		○	○
要検査についての事前通知		○	○

16

欧州新関税法の趣旨

共同体関税法を定める2008年4月23日の欧州議会及び理事会規則
(EC)No. 450/2008(新関税法)の前文より抽出

- (5) 正当な貿易を促進し、不正行為に対抗するためには、簡素で、迅速で、且つ基準となる税関の手続や処理方法が必要となる。したがって、税関手続や貿易手続についての簡素で、ペーパーレス環境に関して欧州委員会から出された通報の内容に沿って、関税関連法令を簡素化し、新しいツールや技術の使用を認め、関税関係法令の統一的な適用及び税関の管理に関して最新のアプローチを一層進め、これによって効率的で、簡素な通関手続のための基盤を確保することが適当である。税関手続は、ビジネス上の競争力を強化するため、統合し、整合性をもたせ、また手続の数を削減し、経済的に正当化されるものに制限すべきである。
- (6) 域内市場が完成し、国際的な貿易や投資に対する障壁が削減され、また共同体の域外との境界線でのセキュリティやセーフティを確保することがこれまで以上に必要となったため、税関当局の任務は変貌し、サプライチェーンの面で主導的な任務を担うこととなり、また国際貿易を監視し、管理する過程で、国家や企業の競争力を促進する役割を担うこととなった。したがって、関税関連法令には、新たな経済の実態、及び税関当局の新たな任務や使命を反映させるべきである。
- (7) 税関及び貿易を取り巻くペーパーレス環境についての欧州議会及び理事会の決定に定められているように、情報及び通信技術の活用は、貿易の促進を確保し、同時に税関の管理の効率性を確保し、もって経済活動に要する費用や社会に対するリスクを削減する上で、重要な要素である。したがって、関税法において、上記の決定を実施できるような法的な枠組みを設け、特にすべての税関業務や貿易取引が電子的に処理され、経済事業者が、それぞれの加盟国において、税関の業務のための情報や通信の制度から同一の便宜を受けられるような法的な原則を設ける必要がある。
- (11) 法令を遵守し且つ信頼できる経済事業者は、「認定経済事業者」として、簡素化の措置を広い範囲で最大限利用できるようにすべきであり、またセキュリティ面やセーフティ面を勘案して、税関の管理レベルを緩和することによる便益を享受すべきである。これによって、「税関手続の簡素化」の面での認定経済事業者の地位、又は「セキュリティ及びセーフティ」の面での認定経済事業者の地位を享受することができる。認定経済事業者は、上記のいずれか一方の地位を受けることもでき、両地位を併せて受けることもできる。
- (26) 経済事業者が、貨物の許可に係わる管理をリスクを基に行うために必要な情報を事前に提供している場合には、貨物を迅速に引渡すことを原則とすることが適当である。財政及び貿易政策面の管理は、経済事業者の所在地を管轄する税関官署が一義的にこれを行うべきである。
- (27) 税関申告のルールや貨物を税関手続の下におくためのルールは、最新の内容のもので、簡素なものとするべきである。特に、税関申告は、原則として電子的に行われるようにし、また単一の簡素化された申告様式を定めるべきである。
- (28) 改訂京都条約では、貨物が到着する前に税関申告書を提出し、登録し、また審査することが望ましいとしており、さらに、申告書を提出する場所が、貨物が実際に蔵置されている場所と離れていてもよいことから、経済事業者のある場所において一元的に通関できるよう定めることが適当である。一元的な通関には、簡素化された申告書、完全な申告書とそれに必要な書類の提出期限の猶予、包括申告書及び納付期限の延長を利用できる便宜的な措置を含むべきである。

出所：EU新関税法、日本関税協会、平成21年9月7日、6-25頁より抽出・作成。

EUの動向 新関税法 (MCC: Modernized Customs Code)

EUの新関税法(MCC)内容と運用の方向。

- ① EUの関税法のオーバーホールを目指すもの。既に2008年に採択され、2013年から実施予定。
- ② 現在は具体的な運用に係る実施規則(Implementing Provision(欧州委員会規則))を審議中。

新関税法第106条: 通関申告の一元化(Centralization)。

- ① 欧州域内のどこで輸出入を行うとしても、一か所の税関に申告するだけでよい。(例)オランダで輸入陸揚げを行う場合でも、ロンドンの事業所で申告できる。

新関税法第112条(Entry in the Declarant Record)

- ① 企業のシステムに収納されている申告データに税関がアクセスする。すなわち企業から税関へ電子申告するのではなく、税関が企業のシステムにある申告データにアクセスする。企業が自社のシステムに申告データを記録した時点で申告は受理されたものとみなす。

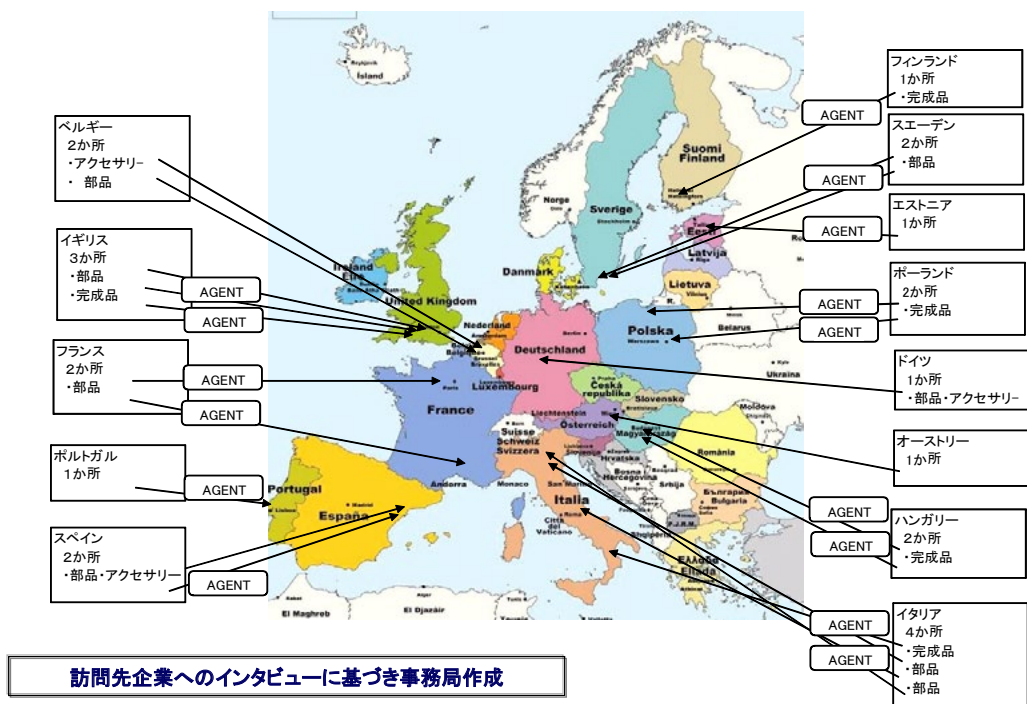
※ 第106条については、AEOC又はAEOFであれば利用できる。AEO以外でも使える認定制度を検討中。
第112条については、AEOC又はAEOFであれば利用できる方向で検討中。AEOに限定されるべきか、さらに適用対象者を拡げるかについても検討中。

新関税法116条(Simplification of customs formalities and controls)

- ① 輸入／輸出関税の自己評価などを含め、原則として税関が行うべき業務を、企業が行うことが認められる。
- ② この認可に他のEU加盟国が関わる場合、当該企業はAEO認定企業でなければならない。
- ③ 当該企業に対する管轄税関が法令遵守をモニターし、当該税関と企業は管理プランを策定する。
- ④ 企業は貨物が港に到着する毎に申告する必要はない。すなわち、この制度によって「申告」という行為が無くなる(No Declaration)。Transactionベースの管理からAuditベースの管理へ

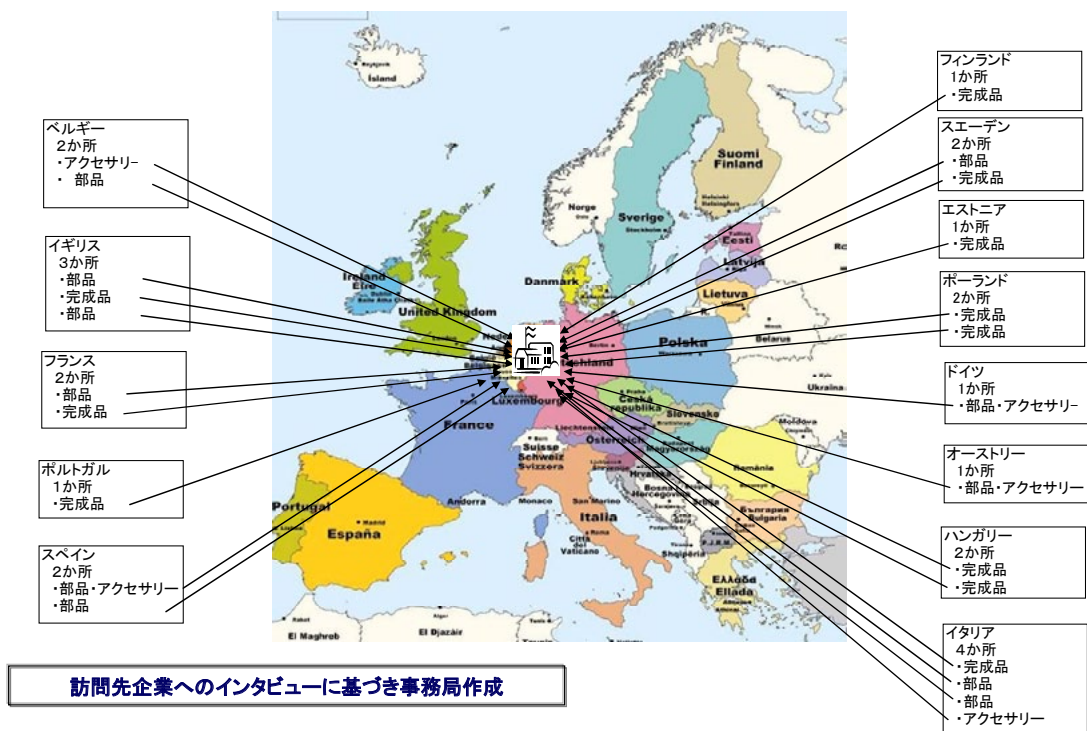
18
18

MCCと欧州企業のプランー現在



19
19

MCCと欧州企業のプランー中央一元化2013年以降



20

参 考 資 料

TPPにおける「貿易円滑」についての議論の状況

I TPP（Trans Pacific Partnership）とは

- (1) シンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、チリの4カ国（Pacific4）が合意して2006年に自由貿易協定を発効（P4協定）させた。2008年に米国がこれに対して参加の意図を表明し、また同年、オーストラリア、ペルー、ベトナムも加入を検討すると発表したことから俄然注目を浴びるようになった。
- (2) 2010年に、上記8カ国によりTPPの第1回交渉が開始され、また同年にマレーシアが加わり、現在9カ国が協議に参加している。
- (3) 我が国は2011年APEC首脳会合で協議参加を表明し、これに触発されてカナダ、メキシコも参加を表明した。
- (4) 加盟国間で取引される品目については原則関税を撤廃することを目標に掲げるなど、高水準で広範囲の貿易・投資の自由化をカバーしている。24の作業部会を設置して以下の21項目について検討されている。
 1. 物品市場アクセス、2. 原産地規制、3. 貿易円滑化、4. SPS（衛生植物検疫措置）、5. TBT（貿易の技術的障害）、6. 貿易救済措置、7. 政府調達、8. 知的財産、9. 競争政策、10. 越境サービス貿易、11. 電気通信サービス、12. 商用関係者の移動、13. 金融サービス、14. 電子商取引、15. 投資、16. 環境、17. 労働、18. 制度的事項、19. 紛争解決、20. 協力、21. 分野横断的事項
- (5) TPP交渉は、当初目標としていた2011年APEC閣僚会合での合意が困難となり、2011年11月12日、TPPの大筋合意（Outline）が発表され、今後の予定をTPPの12月会合で決めることとした。米国通商代表部（USTR）から同日付けで、大筋合意（Outline）のファクト・シートが公表されている。
<http://www.ustr.gov/about-us/press-office/fact-sheets/2011/november/outlines-trans-pacific-partnership-agreement>
 （別紙－1 USTR TPP outline Fact Sheet 抜粋参照）

II 貿易円滑化についての議論の状況

1. 交渉で扱われている内容
貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。
2. 交渉の現状
P4協定のテキストをベース（別紙－2 P4協定テキスト第5章「税関手続（Chapter5 Customs Procedures）」（仮訳）参照）に、貿易規則の透明性の向上、貿易手続の簡素化や国際標準への調和化のための規定に、電子証明や窓口一本化（シングル・ウィンドウ）等の要素を加える形で議論が行われており、大きな対立もなく、交渉が進展している模様。（どの程度P4協定をベースにしているか詳細は不明）
3. 既存の協定の内容
 - (1) TPP協定交渉参加国間のFTA
税関手続の国際標準への調和、関税関連法令等の透明性向上、税関当局間の協力及び情報交換などが規定されている。
 - (2) 日本のEPA
我が国のEPAの貿易円滑化章の規定内容は、上記（1）と大きな違いはない。但し、以下のような先進的な規定を含むEPAもある。
 - (ア) 両締約国の税関当局が知的財産権の保護のために協力し、情報交換を行う規定（シンガポール、マレーシア、チリ、ブルネイ、ベトナムとのEPA）。
 - (イ) 相手国から我が国経由で他国に向けた物品の通過に関する手続の円滑化に関する規定（シンガポール、マレーシアとのEPA）。

2011 年 11 月 日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ

別紙－1 2011 年 11 月 12 日付け USTR TPP outline Fact Sheet 抜粋

Outlines of the Trans-Pacific Partnership Agreement ENHANCING TRADE AND INVESTMENT, SUPPORTING JOBS, ECONOMIC GROWTH AND DEVELOPMENT: OUTLINES OF THE TRANS-PACIFIC PARTNERSHIP AGREEMENT	T P P 協定合意のアウトライン 貿易および投資の拡大、雇用支援、経済成長および開発： T P P 協定合意のアウトライン
o Customs. TPP negotiators have reached agreement on key elements of the customs text as well as on the fundamental importance of establishing customs procedures that are predictable, transparent and that expedite and facilitate trade, which will help link TPP firms into regional production and supply chains. The text will ensure that goods are released from customs control as quickly as possible, while preserving the ability of customs authorities to strictly enforce customs laws and regulations. TPP countries also have agreed on the importance of close cooperation between authorities to ensure the effective implementation and operation of the agreement as well as other customs matters.	o 税関。TPP交渉担当者は、予見可能で、透明性があり、貿易を促進、円滑化する税関手続を確立するという基本的な重要性とともに、税関デキストの主要エレメントに関して合意に達した。これは、TPP域内企業を地域の生産およびサプライチェーンに繋げることになるだろう。 同デキストは、税関法令・規則を厳格に執行するための税関当局の能力を確保すると同時に、物品ができるだけ速く税関管理の下からリリースされることを確保することになる。TPP加盟国は、また、他の税関関連事項とともに、本合意の効果的な実施と運用を確保するため税関当局間の緊密な協力の重要性についても合意した。

別紙－2 P4 協定テキスト 仮訳

CHAPTER 5 CUSTOMS PROCEDURES	第 5 章 税関手続
Article 5.1: Definitions For the purposes of this Chapter: customs law means any legislation administered, applied or enforced by the customs administration of a Party; customs offence means any breach or attempted breach of customs law; customs procedures means the treatment applied by the customs administration of each Party to goods, which are subject to customs control.	5. 1 条： 定義 本章の目的のため、 関税法とは、加盟国税関当局によって運用、適用、あるいは執行されるいかなる法律を意味する； 関税法違反とは、いかなる関税法違反あるいは意図された関税法違反を意味する； 税関手続とは、加盟国税関当局によって物品に適用される取扱いのこと を言い、その物品とは税関管理に服するものである。
Article 5.2: Objectives The objectives of this Chapter of the Agreement are to: (a) ensure predictability, consistency and transparency in the application of customs laws and other customs administrative policies of the Parties; (b) ensure efficient, economical administration of customs procedures, and the expeditious clearance of goods; (c) facilitate trade among the Parties; (d) apply simplified customs procedures; and (e) promote cooperation among the customs administrations.	5. 2 条： 目的 本協定における本章の目的とは： (a) 加盟国の関税法および他の税関行政政策の適用における予見可能性、一貫性および透明性を確保すること； (b) 税関手続の効率性と経済性、及び物品クリアランスの円滑化を確保すること； (c) 加盟国間の貿易を円滑化すること； (d) 簡素化された税関手続を適用すること；及び (e) 税関当局間の協力を促進すること。
Article 5.3: Scope This Chapter shall apply, in accordance with each Party's respective international obligations and customs law, to customs procedures applied to goods traded among the Parties.	5. 3 条： 範囲 本章は、各加盟国の国際的義務および関税法に準拠して、加盟国間で貿易される物品に適用される税関手続に適用される。
Article 5.4: Customs Procedures and Facilitation	5. 4 条： 税関手続と円滑化

2011 年 11 月 日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ

1. Customs procedures of the Parties shall, where possible and to the extent permitted by their respective customs law, conform with the standards and recommended practices of the <i>World Customs Organisation</i>, including the principles of the <i>International Convention on the Simplification and Harmonisation of Customs Procedures</i>. 2. Each Party shall ensure that its customs procedures and practices are predictable, consistent, transparent and facilitate trade. 3. The customs administrations of the Parties shall periodically review their customs procedures with a view to their further simplification and the development of further mutually beneficial arrangements to facilitate trade.	1. 加盟国の税関手続は、可能な場合で且つ加盟国関税法の許容する範囲で、税関手続の簡素化と調和化に関する国際規約を含む世界税関機構(WCO)の標準および推奨されている運用(プラクティス)に適合すべきである。 2. 各加盟国は、その税関手続および運用について、その予見可能性、一貫性、透明性、及び貿易円滑化を確保するべきである。 3. 加盟国税関当局は、さらなる簡素化と貿易円滑に向けて相互にさらなる利益をもたらす仕組みの開発という視点を持って、定期的にその税関手続を見直すべきである。
Article 5.5: Customs Cooperation 1. To the extent permitted by their domestic law, the customs administrations of the Parties may, as they deem fit, assist each other, in relation to originating goods, by providing information on the following: (a) the implementation and operation of this Chapter; (b) the movement of goods among the Parties; (c) investigation and prevention of <i>prima facie</i> customs offences; (d) developing and implementing customs best practice and risk management techniques; (e) simplifying and expediting customs procedures; (f) advancing technical skills and the use of technology; (g) application of the Customs Valuation Agreement; and (h) additional assistance in respect to other matters. 2. Where a Party providing information to another Party in accordance with this Chapter designates the information as confidential, the other Party shall maintain the confidentiality of the information.	5. 5 条： 税関協力 1. 国内法の許容する範囲において、加盟国税関当局は、物品の原産地に関連して、以下に関して情報提供することによって、相互に支援することができ： (a) 本章の実施と運用； (b) 加盟国間の物の移動； (c) 調査と明白な税関違反の防止； (d) 税関のベストプラクティスおよびリスクマネジメント技術の開発と実施 (e) 税関手続の簡素化と円滑化； (f) 技術技能と技術の使用の促進； (g) 関税評価協定の適用； および (h) その他の事項についての追加的支援。 2. 本章にしたがって、別の加盟国に情報を提供するある加盟国が当該情報の秘密保持を指定した場合、情報提供を受ける加盟国は、当該情報の秘密保持を維持するべきである。
Article 5.6: Customs Valuation The Parties shall determine the customs value of goods traded among them in accordance with the provisions of Article VII of GATT 1994 and the Customs Valuation Agreement.	5. 6 条： 関税評価 加盟国は、加盟国間で貿易される物品の関税評価を、GATT1994 第 7 条および関税評価協定の規定に従って決定すべきである。
Article 5.7: Advance Rulings	5. 7 条： 事前教示

1. Each Party, through its customs administration, shall provide in writing advance rulings in respect of the tariff classification and origin of goods and whether a good qualifies for entry free of customs duty in accordance with Article 3.5 (<i>Goods Re-entered After Repair or Alteration</i>) (hereinafter referred to as “advance rulings”), to a person described in Subparagraph 2(a). 2. Each Party shall adopt or maintain procedures for advance rulings, which shall: (a) provide that an importer in its territory or an exporter or producer in the territory of another Party may apply for an advance ruling before the importation of goods in question; (b) require that an applicant for an advance ruling provide a detailed description of the goods and all relevant information needed to issue an advance ruling; (c) provide that its customs administration may, at any time during the course of issuing an advance ruling, request that the applicant provide additional information within a specified period; (d) provide that any advance ruling be based on the facts and circumstances presented by the applicant, and any other relevant information in the possession of the decision-maker; and (e) provide that an advance ruling be issued to the applicant expeditiously, or in any case within 60 days of the receipt of all necessary information. 3. A Party may reject requests for an advance ruling where the additional information requested by it in accordance with Subparagraph 2(c) is not provided within a specified time. 4. Subject to Paragraph 5, each Party shall apply an advance ruling to all importations of goods described in that ruling imported into its territory within 3 years of the date of that ruling, or such other period as required	1. 各加盟国は、税関当局を通じて、文書で、関税分類及び物品の原産地、並びに、ある物品が、3. 5 条（修理後あるいは取替え後の物品の再輸入）¹の規定にしたがって無関税で輸入通関できる適格性があるか否かに関する規則の解釈と運用（以下「事前教示」という）を、次項 2(a)で規定されている人に、文書で行うべきである。 2. 各加盟国は事前教示に関する手続を取り入れる、又は維持すべきであり、事前教示制度とは； (a) 自国領域内の輸入者、あるいは他の加盟国領域内の輸出者または製造者が、当該物品の輸入前に事前教示手続を申請できる； (b) 事前教示の申請者は当該物品についての詳細な説明書、及び事前教示を開示するのに必要とされる全ての関連情報を提供することを要件とする； (c) 事前教示プロセスの中でいつでも、申請者が定められた期限内に追加的な情報を提出することを、税関当局は求めることができる； (d) いかなる事前教示も、申請者によって提示された事実と証拠、及び事前教示内容の決定者の所有する他のいかなる関連情報に基づく；および (e) 事前教示内容は申請者に迅速に通知されるか、または、いかなる場合においても、必要とされる全ての情報を受理した後 60 日以内に申請者に通知される。 3. サブパラグラフ 2(c)項にしたがって請求した追加情報が期限内に提出されなかった場合、加盟国は事前教示を拒否してよい。 4. パラグラフ 5 項の規定にしたがって、各加盟国は、事前教示の日から 3 年以内、あるいは当該加盟国法によって義務化されている他の期間内に、事前教示で記述されている全ての物品の自国領域内への輸入に事前教示の内容を適用すべきである。
---	--

¹ P4 協定第 3 章「物品貿易 (Trade in Goods)」の中の条項

2011 年 11 月 日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ

by that Party's laws. 5. A Party may modify or revoke an advance ruling upon a determination that the ruling was based on an error of fact or law, the information provided is false or inaccurate, if there is a change in domestic law consistent with this Agreement, or there is a change in a material fact, or circumstances on which the ruling is based. 6. Subject to the confidentiality requirements of a Party's domestic law, each Party shall publish its advance rulings. 7. Where an importer claims that the treatment accorded to an imported good should be governed by an advanced ruling, the customs administration may evaluate whether the facts and circumstances of the importation are consistent with the facts and circumstances upon which an advanced ruling was based. 8 The importing Party may apply measures as provided in Article 5.12.	5. 当該事前教示が事実誤認や誤った法に基づいていた、提出された情報に虚偽や不正確であった、本協定に沿った国内法の変更があった、あるいは、事前教示が根拠として踏まえていた事実や状況に変化があったという判断に基づいて、加盟国は事前教示を修正あるいは廃止することができる。 6. 加盟国の国内法の情報保護要件にしたがって、各加盟国は事前教示を公表すべき； 7. 輸入物品に相応しい取扱が事前教示によって運用されるべきであると輸入者が要求した場合、当該輸入に係る事実と状況が、事前教示の根拠となった事実・根拠と矛盾しているか否か、税関当局は評価してよい。 8. 輸入国は、5. 1 2 条で規定されている措置を適用してよい。
Article 5.8: Review and Appeal 1. Each Party shall ensure that the importers in its territory have access to: (a) administrative review independent of the official or office that issued the determination subject to review; and (b) judicial review of the determination taken at the final level of administrative review, in accordance with the Party's domestic law. 2. Notice of the decision on appeal shall be given to the appellant and the reasons for such decision shall be provided in writing. 3. The level of administrative review may include any authority supervising the customs administration.	5. 8 条： 審査と不服申し立て 1. 各加盟国は自国の輸入者が以下にアクセスできることを確保すべきである； (a) 審査に従って決定した官吏または行政事務所から独立した行政審査；および (b) 加盟国の国内法に準拠して、行政審査の最終レベルで下された決定についての法的審査。 2. 不服申し立てについての決定の通知は申立者に与えられるべきであり、かかる決定の理由は文書で提供されるべき； 3. 行政審査のレベルは税関当局を監督するいかなる政府機関を含んでもよい。
Article 5.9: Consultation The customs administrations of the Parties will encourage consultation with each other regarding significant customs issues that affect goods traded among the Parties.	5. 9 条： 協議 加盟国の税関当局は、加盟国間で貿易される物品に影響を及ぼす重要な税関問題について相互に協議を促進する。

Article 5.10: Paperless Trading 1. The customs administrations shall each endeavour to provide an electronic environment that supports business transactions between it and its trading communities. 2. In implementing initiatives that provide for paperless trading, the customs administrations of the Parties shall take into account the methods developed in APEC and the <i>World Customs Organisation</i>.	5. 1 0 条： ペーパーレス貿易 1. 税関当局は、貿易業界の商業通信を支援する電子環境を提供するよう努力すべきである。 2. ペーパーレス貿易を提供する取組を実施するに際して、加盟国税関当局は、APEC および世界税関機構において開発された方法を考慮に入れるべきである。
Article 5.11: Express Consignments Each Party shall ensure efficient clearance of all shipments, while maintaining appropriate control and customs selection. In the event that a Party's existing system does not ensure efficient clearance, it should adopt procedures to expedite express consignments to: (a) provide for pre-arrival processing of information related to express consignments; (b) permit the submission of a single document covering all goods contained in a shipment transported by the express shipment company through electronic means if possible; and (c) minimise, to the extent possible, the documentation required for the release of express consignments.	5. 1 1 条： 急送貨物 各加盟国は全ての貨物について、適切な管理と税関選別を維持しつつ、効率的な通関（クリアランス）を確保するべきである。加盟国の現行体制において効率的な通関を確保していない場合には、急送貨物を迅速化するため、以下の手続を取り入れるべきである： (a) 急送貨物に関連する到着前情報処理を提供すること； (b) 急送貨物業者によって輸送される出荷に含まれている全ての物品をカバーする単一文書で、可能であれば電子的方法を通じた申告を許容すること； および (c) 可能な範囲で、急送貨物のリリースに求められる書類を最小化すること。
Article 5.12: Penalties Each Party shall adopt or maintain measures that provide for the imposition of civil, criminal or administrative penalties, whether solely or in combination, for violations of its customs laws consistent with the provisions of this Chapter.	5. 1 2 条： 罰則 各加盟国は、本章の規定と矛盾しない加盟国の関税法の違反に対して、単独または組み合わせによって、民事、刑事あるいは行政罰を科す措置を取り入れるか維持すべきである。
Article 5.13: Risk Management 1. The Parties shall administer customs procedures so as to facilitate the clearance of low-risk goods and focus on high-risk goods. To enhance the flow of goods across their borders the customs administrations shall regularly review these procedures. 2. Where a customs administration deems that the inspection of	5. 1 3 条： リスクマネージメント 1. 加盟国は、ローリスク貨物の通関を円滑化しハイリスク貨物に焦点をあてるよう税関手続を運用すべきである。国境を跨る物品の流れを促進するため、税関当局は定期的なその手続を見直すべきである。

2011 年 11 月 日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ

goods is not necessary to authorise clearance of the goods from customs control, the Party shall endeavour to provide a single point for the documentary or electronic processing of all imports and exports.	2. 物品の通関を許可して税関管理から解放するのに貨物検査が必要でないとは税関当局が見做す場合は、加盟国は、全ての輸出入に関して文書あるいは電子的処理のためのシングルポイントを提供するよう努めるべきである。
Article 5.14: Release of Goods Each Party shall adopt or maintain procedures allowing, to the greatest extent possible, goods to be released: (a) within 48 hours of arrival; and (b) at the point of arrival, without temporary transfer to warehouses or other locations.	5. 1 4 条： 物品のリリース 各加盟国は、最大限可能な範囲で、以下のように貨物がリリースされるような手続を取り入れる、または維持すべきである。 (a) 到着の 48 時間以内； および (b) 倉庫あるいはその他の地点へ一次的に移動させることなく、到着地点で。
Article 5.15: Enquiry Points Each Party shall designate one or more enquiry points to address enquiries from interested persons concerning customs matters, and shall make available on the Internet or in print form information concerning procedures for making such enquiries.	5. 1 5 条： 問合せ先 加盟各国は、税関に関連する事項について利害を有する人からの問い合わせに対応するため 1 以上の問合せ先を指定し、かかる問合せのための手続に関する情報をインターネットあるいは文書で入手できるようにすべきである。
Article 5.16: Confidentiality Nothing in this Chapter shall be construed to require any Party to furnish or allow access to confidential information pursuant to this Chapter the disclosure of which it considers would: (a) be contrary to the public interest as determined by its legislation; (b) be contrary to any of its legislation including but not limited to those protecting personal privacy or the financial affairs and accounts of individual customers of financial institutions; (c) impede law enforcement; or (d) prejudice the competitive position of the person providing the information.	5. 1 6 条： 情報保護 本章の規定にしたがった情報開示によって以下のようなものになると考えられる場合には、いかなる加盟国に対しても秘密情報の提供やアクセスを求めるものと本章が解釈されるべきではない。： (a) 法律によって決定された公共の利益に反する； (b) 個人のプライバシー、あるいは金銭に係る事柄および金融機関の個別の顧客の口座内容の保護に限らず、当該加盟国のいずれの法律にも反する (c) 法律執行を阻害する； または (d) 情報提供する個人に競争上の特権を与える。

以上

アメリカの輸入簡易申告のテスト ACE Simplified Entry

CBP は輸入申告に簡素化手続を導入するためのテストを開始 しましたのでその概略を以下に解説します¹⁾。

1. 概要

この計画は NCAP (National Customs Automation Program) の新自動申告システム ACE (Automated Commercial Environment) によるテストであり、通常の輸入申告 (Formal Consumption Entry) 及び略式輸入申告 (Informal Consumption Entry) の申告手続を簡素化する試みである。貨物が米国へ到着する前に申告し引渡しの早期化をはかることを意図する。テストは航空輸送から始める。

2. テストへの参加者及び条件

- 参加者は輸入者及び通関業者であり、ACE に登録し ACE により簡易申告 (Simplified Entry) と納税申告 (ACE Entry Summary) ができること。
- 申告は貨物が米国の到着港へ荷揚げのため到着する前何時でもできる。
- なお、輸入者は C-TPAT のティア 2 以上の資格を有し、通関業者は C-TPAT の認証を受けていることがテストへの参加の条件となる。
- 基本的な有税消費申告 (Consumption Entries, Entry Type = 01 or 02) であること。
- 分割船積ではないこと。
- 揚げ荷港、申告港、到着港が同一でなければならない。
- マニフェストの数量は引渡数量と一致しなければならない。
- 通常申告に際しては単一取引ボンド (Single Transaction Bond) ではなく継続ボンド (Continuous Bond) を使用しなければならない。
- 当初は他法令に関係しない申告のみ受理する。
- テストは第一段階として航空輸送から始めトラックと鉄道、海運はテストの後半に追加される。テストは 2011 年 12 月 31 日に開始し約 2 年間継続する。
- テストは当初 9 社に限定する。

なお、今回のテストにかかわる通関業者、輸入者と申告港は以下の通りである。

通関業者：FedEx Trade Networks, Expeditors International, UPS, A.N. Delinger,
Kuhne +Nagel, Livingstone International, Janel Group of New York, Page &
Jones, Inc., FH Kaysing.

輸入者： Nike, New Balance, Ford Motor Co., Boeing Co., L.L. Bean, Chrysler, GE

Energy

申告港： シカゴ、アトランタ、インディアナポリス（エクスプレス）

3. 申告データ

引取申告（Customs Form 3461）に代わり輸入者又は通関業者は次の 12 のデータを簡易申告データ（Simplified Entry Data Set）として CBP に申告する。

- (1) Importer of Record Number.
- (2) Buyer name and address.
- (3) Buyer Employer Identification Number (consignee number).
- (4) Seller name and address.
- (5) Manufacturer/supplier name and address
- (6) HTS 10-digit number
- (7) Country of origin
- (8) Bill of lading/house air waybill number.
- (9) Bill of lading issuer code.
- (10) Entry number.
- (11) Entry type.
- (12) Estimated shipment value.

航空輸送で行なわれる最初のテスト段階では、任意で、次の 3 項目のデータを申告する。

- (13) Ship to party name and address (optional).
- (14) Consolidator name and address (optional)
- (15) Container stuffing location (optional).

注

・現在の引取申告（CBP Form 3461）のデータ数は 27 項目。上記の(1) と(6) から(12) は現在の引取申告の申告データと共通。データ項目 (2) から (5) と (13) から (15) は ISF (Importer Security Filing (19 CFR 149.3))の申告データと共通。

4. 申告の期限

貨物が米国の港へ荷揚げのため到着する前までに何時でも申告することができる（The Simplified Entry Data Set may be filed at any time prior to the arrival of the cargo in the United States port of arrival with the intent to unlade.）。

5. 簡易申告のベネフィット

● 貨物のセキュリティ強化

CBP と業界はプロセスの前段階で重大な危険を認知し対処することができる。

● 輸送コストの削減

- ・データの申告を一回にすることにより輸入者と CBP の手続コストを削減する。
- ・予知性の拡大； 輸入者は貨物到着の前にロジスティクスの効率手配ができる。

- ・ 貨物到着後に特別手続を必要とする“例外規定”を削減する。
- 貨物引渡の迅速化
 - ・ データの提出を早め貨物引渡しの決定を迅速化する。

6. 現行手続との比較

現在の引取申告（CBP Form 3461）の手続では、航空貨物は航空機が発地離陸後、海運貨物は本船の到着 5 日前から申告（27 データ項目）ができることになっている。今回の簡易手続の導入により商品が輸送機材により米国に到着する前までに 12 項目と任意の 3 項目のデータを CBP に申告し、引取りの許可を受けることができる。それにより、輸入者は商品の早期引取りのベネフィットを享受する。

これまでアメリカの輸入通関は、ボンド制度の導入により貨物の到着前の通関など引取を迅速化する手続が実施されていたが、それらの手続はセキュリティプログラムである C-TPAT と関連することなく別個に運営されてきた。しかし、今回の“貨物の到着前の引渡し”に関する簡易手続の運営については C-TPAT の認証が条件となっている。ベネフィットは申告データ数の削減と貨物の到着前に何時でも申告し引渡許可を受けることにある。

なお、納税申告はこの貨物引取りの簡易申告とは切り離し ACE による月極め支払いが行われることとなるが、今後はさらに進めて会社の経理処理に合わせて支払うことが可能になるという²⁾。

7. 特例輸入申告との比較

わが国の特例輸入申告制度も貨物の到着前に申告し許可を受け貨物の引き取り後に納税申告を行うことを可能とするとされていることから、アメリカの簡易申告の条件と同じである。ただし、アメリカの引取申告のデータ項目が従来の 27 項目から 12+3 項目に削減されたこと、継続ボンドが必要とされているため延納担保は不要であること、さらに、輸入者にはセキュリティ施策 C-TPAT のティア 2 以上の資格を保有している（通関業者は C-TPAT の認証を受けている）ことが簡易申告制度利用の要件とされていることから、アメリカの簡易申告制度は、税関手続円滑化とセキュリティの強化を両立させる新たな試みといえよう。

わが国の特例輸入の引取申告に必要とされるデータ数は 40 項目であるが、日本版 24 時間ルールの実行に関連し引取申告のデータ項目の削減が可能になれば特例輸入申告制度の利用拡大が期待できる。そして、CY における保税搬入原則やデータの伝達方法などの見直しが行われ、通関手続の迅速化が実現すれば、さらに大きなリードタイムの短縮化が期待される。

注

1) *National Customs Automation Program Test Concerning Automated Commercial Environment (ACE) Simplified Entry*, Federal Register Vol. 76, No. 217 / Wednesday, November 9, 2011 / Notices.

Simplified Entry, U.S. Customs and Border Protection, May, 2012.

2) *CBP makes headway on simplified entry*, American Shipper, 9/29/2011.

日本とアメリカの輸入通関制度の比較メモ（税関ボンドに関連して）

	日本	アメリカ
関税制度の基本的な姿	・外国貿易は開かれた開港において行われる。 ・外国貨物については陸揚げされた後、一定の場所に搬入・蔵置する。輸出入手続は、輸出入しようとする貨物を当該区域に搬入した後に行う。 ・税関は、貨物の通関時に関税を賦課・徴収するとともに併せて輸出入に係る規制を行う。 ・貨物そのものを関税の担保として捉え、国内への輸入貨物の引取は、関税納付が確認された後に初めて認められる。 その後コンプライアンスが優良であることを条件として次のような改正が行われてきている。 ・貨物を保税地域へ搬入することなく輸出申告を行い輸出の許可を受けることを可能とする特定輸出申告制度が導入された。なお、一般輸出处も平成 23 年度の関税法改正により保税地域外で申告できるようになった（最終審査・許可は保税地域搬入後）。 ・輸入については、輸入引取申告と納税申告を分離し、納税申告の前に貨物を引き取れることを可能とする特例輸入申告制度及び特例委託輸入申告制度」が導入された。 （「関税法研究会とりまとめ」平成 18 年 6 月より抜粋。）	・米国における輸入通関手続は、貨物到着後 15 業務日以内に貨物引取申告を行い、引取を許可された貨物については、貨物引取後 10 業務日以内に納税申告（Entry Summary）を行った後、税関当局が 1 年以内に清算（Liquidation）と呼ばれる最終的な関税額の決定を行うことを原則とし、同一の輸送手段で同一原産地、輸出港より同一荷主宛に積みだされている場合、最初の貨物引取申告から 10 業務日内であれば複数の引取申告を 1 件の納税申告にまとめることが可能となっている。（「関税法研究会とりまとめ」）。 ・米国では、輸出手続は商務省の管轄下にあり AES（Automated Export System）の強制適用により全米で一元管理されている。申告時間、場所の規制は行われていない。 ・なお、EU における輸入通関手続は、原則として、わが国と同様、貨物の引取申告と納税申告が同時になされる。ただし、コンプライアンスの優れた者には簡易申告制度（Simplified Procedure）が認められており、複数の引取申告（Simplified Declaration）を 1 回の納税申告（Supplementary Declaration）にまとめることが可能である（「関税法研究会とりまとめ」）。
ボンド制度	ボンド制度は導入されていない。	関税は清算後確定するためボンド制度を導入し関税収入を確保している。ボンドは関税の支払いを保証するのみならず税関手続を保証する。すなわち、ボンドによる保証を条件として貨物の到着前申告と許可、貨物の輸入許可前の条件付引渡しなどが可能となる。その他、保税運送、ISF（Importer Security Filing：輸入者セキュリティ申告）を含め税関がかわるすべての行為をボンドにより保証させている。ボンドは税関を保護するための制度であるが、費用は輸入者が負担する。輸入者は税関の行為を保証することにより手続簡素化のベネフィットを享受できる。
ボンドのコスト		全米の港での輸入申告をカバーする継続ボンドの金額は過去 12 カ月間に支払った関税、税金、料金の 10%。ボンドの料金はボンド金額の 1,000 ドル当たり 5.50 ドル程度、あるいはそれ以下である。
関税、税金の納期限	・関税等の納付については、税額に相当する担保の提供を条件として関税	・関税は引取申告の許可後 10 日以内に支払う。支払いはチェックか ACH

延長	等の納付を猶予する納期限延長制度（個別延長方式、包括延長方式、特例延長方式）がある。個別延長、包括延長の期限はそれぞれ3カ月、特例延長は2カ月。 ・特例輸入申告の場合、「保全担保」の提供は不要であるが、特定の条件に合致する場合は必要となる。その際、担保の額は特例申告により納付した関税等の合計額が最も多い月の合計額、提供期間は原則として1年間。 ・特例委託輸入申告の場合、保全担保は必要である。 ・当該納税額に相当する額の担保は通例銀行保証による。銀行保証手数料は、一般的には年率0.45%から1.05%の程度の範囲、さらに低い場合がある。 ・輸入許可前の貨物引取り制度の場合の担保は通常は銀行保証で「申告税額の10%増しの額」となる（関税関係基本通達73-3-3）。ただし、担保免除の可能性はある。	(Automated Clearinghouse：銀行振込) による。 ・継続ボンドの条件でACEによる引取許可の翌月15日締め月の月極め支払いができる。担保は不要。 上記以外の関税等にかかわる延納制度はない。
申告手続の簡素化	・海運のオペレーションをみると、AEO輸入者は貨物の到着前の通関（申告・許可）ができる。しかし、一般輸入者は貨物が保税地域へ搬入されなければ申告ができない。CYにおける作業はAEO、非AEOにかかわらず一括して行われるため、AEO輸入者は貨物到着前に許可を受けたとしても必ずしも早期引取りができるとは限らない。保税搬入原則を廃止しすべての貨物を到着前に申告し許可を受けるとできればリードタイムの短縮が可能となる。なお、主要国際空港では税関は24時間稼働しているが、主要港湾では24時間稼働ではない。24時間稼働により港湾内作業の迅速化が期待できる。	・特別配達許可（Special Delivery Permit）によりすべての貨物は到着する前に申告することができる（ID（Immediate Delivery））。保税地域へ搬入後申告する必要がある。 ・いまCBP（米国税関）は民間の協力を得 Simplified Entry（簡易申告）のテストを実施している。申告データは12+任意の3項目。データ項目のうち8項目が引取申告と共通、7項目がISFと共通。条件として、輸入者はC-TPATの資格ティア2以上、継続ボンドの所持者であること、通関業者はC-TPATの認証者であることである。ここで税関手続簡素化とセキュリティの要件が連結することとなる。
非居住者による通関	国際ビジネスの拡大によりインコンタームズのEXWやDDPなどの条件による取引が海外では増加している。わが国でも非居住者がわが国で輸入者となりわが国で在庫管理などを直接行うVMI（Vendor Managed Inventory）などに対処するため「税関事務管理人」（関税法第95条）の制度が制定されたが、必ずしも利用されていない。国税通則法基本通達第117条第2項には納税管理人の業務範囲として(3)国税の納付及び還付金等の受領が定められているが、非居住輸入者に代わり関税等の支払義務を有するか明確ではない。通関業者は非居住輸入者から委任状を取得しておれば関税や税金の支払義務はないと解釈される。しかし、非居住輸入者による関税等の支払いが不能になった場合、関税等の非居住輸入者による支払いの保証が明	わが国のメーカーなどの輸出者がアメリカで現地事務所を設立することなく非居住者のままアメリカで輸入者となることは可能である（19 CFR 141.18）。法定代理人を選定し、シェアティ（ボンド会社）と継続ボンドを契約し、通関業者に委任状を渡せばビジネスを開始できる。アメリカではEXWやDDPの取引が多く、輸出入ともフォワーダーや通関業者に業務を委任し非居住者として輸出入手続を行うことに問題はない。わが国に比較しVMIの運営は容易である。

	確ではない。一方、わが国では未だに FOB や CIF 条件が多く、内陸地点を起点とする取引が一般化されていない。	
許可前引取の条件	事例として、分割船積の最初の船積分は許可前引取し、最終的に貨物がそろった時点で輸入（納税）申告をする、又は「原産地証明証の提出猶予」の承認を受けた場合、など。しかし、当 BP (Before Permit) の制度は一般化されているわけではない。	すべての輸入貨物はボンドにより保証されているので、 ID (Immediate Deliver) により貨物を直ちに引き取り、10 日後に関税を支払う。この ID の制度は特例貨物に対してではなくすべての貨物に適用される。関税等納税前の引取り許可である。
関税の貨物引渡し後の追徴	「輸入事後調査」により輸入を許可した貨物について調査をし、調査の結果、関税等の追徴があるとき、しかし、輸入者が倒産した場合、追徴関税などは回収できない。	貨物の引取り時に支払う関税は予想関税であり、納税申告後 1 年以内に清算 (Liquidation) され関税が確定する。関税が追徴されるが輸入者が倒産の場合はセキュアティ（保険会社）が支払う。
セキュリティ施策との関連	わが国も輸入貨物について 24 時間ルールを導入することとなる。輸入貨物の情報が事前に入手されるなかで「貨物そのものを関税の担保として捉え、国内の輸入貨物の引取は、原則として関税納付が確認された後に初めて認められる。」とする制度を見直す必要はないか。	アメリカはテロ対策として官民共同のプログラム C-TPAT に加え 24 時間ルールや 10+2 など、特に外国からのコンテナによる輸入に焦点をあてセキュリティの強化をはかってきた。貨物の到着後の管理ではなく、ターゲットは貨物情報の早期入手である。ボンド制度はセキュリティ情報の入手に関連する。
まとめ	いま、国際市場では 2 国間の FTA、EPA、さらに地域内の貿易自由化が進められている。参考までに、以下の各項目がそれぞれ 1%改善された場合に、貿易量に与える影響を相対的に示すと、関税削減による貿易創出効果が 40%と最も大きいのが、港湾インフラの効率化 (29%)、通関手続の透明化 (10%)、通関手続の簡素化・迅速化 (17%) といった貿易円滑化措置の改善の合計は 56%と関税削減の効果をしのぐ（通商白書 2006、177～178 頁）。 ・そのような背景のもとで、わが国の輸出入通関手続においては AEO 制度の導入にともない手続の改善にかかわる法改正が行われてきた。しかし、ここでさらなる効率化を実現するためアメリカの輸入通関手続に使用されている「ボンド制度」をわが国の輸入通関手続へ導入することが可能か、そして、その効果について検討したい。 ・アメリカのボンドは関税収入を確保し、税関が定めた手続の実施を保証するものである。コストは輸入者の負担となるが規則の遵守を担保することにより貨物が到着する前の引渡許可、条件付の引渡しなどが可能になる。目下テスト中の ACE 簡易輸入申告は、C-TPAT の資格と継続ボンドの取決めを条件として、ISF に定められたセキュリティデータを共通の申告データとし少数のデータ項目 (12 項目 + 任意 3 項目) の申告により到着前に引取許可を与えることとしている。 ・関連して、日本版 24 時間ルールの導入にあわせ特例委託輸入申告のさらなる改善が望まれる。また、輸出申告については、アメリカでは船積後申告、EU では船積時に少数項目の申告、船積後に詳細申告をする制度があり利用されているが、わが国でも同様な制度の導入が望まれる。 ・ちなみに、EU における AEO 資格の 2012 年 4 月現在の取得状況をみると、税関手続簡素化の AEO (AEOC) が 4,419 者、セキュリティの AEO (AEOS) が 267 者、税関手続簡素化とセキュリティ双方の AEO (AEOF) は 4,819 者となっている。やはり大勢は税関手続簡素化の方向に向かっている。わが国のセキュリティ環境はアメリカなどとは異なる。他国の制度も参考のうえわが国としてさらに効率的な手続とオペレーションの改革が望まれる。	

出所：関連法令他より平田義章作成。

<貿易円滑化と税関手続等に関する研究会参考資料>

2012 年 5 月 18 日

平田義章

アメリカのボンド制度について

(CFR Title 19: Customs Duties Part 113 Customs Bond)

アメリカのボンド制度につき以下に要旨を列記しますので研究会での参考資料としてご検討いただければ幸いです。なお、税関ボンドについての CFR（米国連邦規則）の一部を邦訳し添付しますのでご参照ください。

§ 113.1 セキュリティ（保安措置）又はボンドの設定を必要とする権限（Authority to require security or execution of bond.）

関税局長官は税関長に関税を確保し又は該当する法律、規則または指令を遵守するためボンド又はその他の保全処置を必要とする権限を与える。

§ 113.11 ボンドの承認（Bond approval.）

税関の職務を保全するためボンドを設定する者は税関書式 301 によりボンドを提出しなければならない。税関手続が特定の一港で行なわれる場合は、当該港の税関長へ申請し承認を受ける。業務が複数の港にまたがる場合は、いずれかの港の税関長へ申請し承認を受けることができる。特定の活動に対し継続ボンドのみが各主体者（輸入者）に対して承認される。税関長はボンドが書式上適正であり当該取引（手続）に対して十分なセキュリティを提供しているかを確認する。ドローバック（関税払戻し）ボンドはドローバック事務所の承認を受ける。

注：

- ・主体者（Principal）は輸入者（非居住輸入者を含む）。
- ・シュアティは税関が承認した保険会社。
- ・税関は受益者となる。

§ 113.12 ボンドの申請（Bond application.）**(a) シングル・エントリィボンド（Single entry bond application）**

関税の回収を確保するため税関長は商品の輸入手続にかかわる者に対して手紙形式でボンドの申請を要求する。申請書には価額、商品の材質を記載しなければならない。十分な金額のボンドが納税申告書（Entry Summary）や申告書とともに提出されるか又は申告の際納税申告書が提出される場合はボンドの申請は必要ない。

(b) 継続ボンド（Continuous bond application）

輸入又は保税倉庫の運営に関して複数の手続を行う場合は、手紙形式でボンドの申請書を税関長に提出しなければならない。

(1) 必要な情報**(i) 輸入する商品の概要**

(ii) 申請時の前歴年に輸入者により輸入されたすべての商品に課税された通常の関税（関税とみなされる税金を含む）の総額、及び税関により徴収される商品に対するその他の税金の予想額。

申請の前年度に輸入がなかった場合は本年度の予想関税及び税額の見積書を提出しなければならない。

§ 113.13 ボンドの額 (Amount of bond)

(a) ボンドの最低金額

税関ボンドは 100 ドルを下回ってはならない。

(b) ボンド額決定のガイドライン

ボンドの金額が十分であるかの決定に際して税関長又はドローバック事務所は以下を考慮しなければならない：

- (1) 輸入者が税関手続に関し関税、税金および諸掛を期限内に支払った記録；
- (2) 輸入者が税関の要求にしたがって貨物を回収した記録、未検査貨物をそのままインタクトで保管する義務、その他税関及び関連法規の施行にかかわる要件遵守の記録；
- (3) 保全すべき手続に関与する商品の価格と性質；
- (4) 手続に関し税関が行使する監督の程度と種類；
- (5) 輸入者の損害賠償額の支払いを含むボンド条件の遵守の記録；
- (6) ボンドの申請書に含まれている追加情報。

注：

1. ボンドの設定額

(a) シングル・エントリィボンド

- (1) 商品価格（FOB 又は課税価格）＋関税＋料金、1,000 ドル単位に切り上げ。
- (2) 他法令貨物など規制品目の場合は、商品価格 $\times 3$ 。

(b) 継続ボンド

- (1) 前歴年に支払った関税、税金、料金の 10%。又は今後 12 ヶ月間の関税、税金、料金の 10%。
- (2) 前年度に支払いがない場合は本歴年に支払うべきすべての関税、税金、料金の 10%。
- (3) ボンドの最低金額は 50,000 ドル。

2. ボンドの料金

(a) シングル・エントリィボンド

- (1) 最低料金は 27.00 ドル。
- (2) ボンド金額の 1,000.00 ドルあたり 3.00 ドル。

(b) 継続ボンド

- (1) 最低料金は年間 350.00 ドル（50,000 ドルの最低ボンドに対して）。
- (2) ボンド金額の 1,000.00 ドルあたり 5.50 ドル。

- ・ シュアティには財務報告書の提出が必要。
- ・ シュアティは税関の認可が必要。
- ・ CBP によるボンドの承認は 10 日程度を要する。

- ・ボンドの料金はシュアティにより異なる。上記は一例。

§ 113.62 基本的な輸入とエントリーボンドの条件 (Basic importation and entry bond conditions)

- (a) 関税、税金と諸掛を支払う合意。
- (b) エントリー作成についての合意。
- (c) 書類と証拠の提出についての合意。
- (d) 商品を回収する合意。
- (e) 入国の規定違反を改正する合意。
- (f) 商品検査の合意。
- (g) 合衆国の弁償と免責。
- (h) 免税申告又は蔵出申告についての合意。
- (i) 空港のセキュリティ地域に適用する税関規則を遵守する合意。
- (j) 輸入者は本章の 149 節に定めた規則に規定された方法と期限に基づきセキュリティの申告情報を CBP に提供するすべての輸入者のセキュリティ申告 (ISF) の要件を遵守することに合意する。
- (k) 電子申告および事前貨物情報の申告遵守についての合意。
- (l) ソフトウッド木材の輸出許可証の発行と輸出料金の徴収にかかわる合意。
- (m) 不履行の結果。

アメリカのボンド制度についての考え方

アメリカは輸入通関に対して厳格な保税管理を実行している。原則として貨物を保税地域に搬入しない限り申告は受理されない。保税地域でない荷主やフォワーダーの施設で輸入通関を行うことはできない。しかしながら、ボンド制度の導入により貨物の到着前の通関が行われ、書類の事後提出により手続が迅速化し、引取申告と納税申告が分離され関税の後納が可能となる。厳密な担保を提供する必要はない。セキュリティ関連手続にもボンドが適用される。わが国の輸出者がアメリカで現地会社を設立しなくても非居住輸入者としてアメリカで輸入通関ができる。ボンドは AEO など特定の輸入者にのみ適用される制度ではなくすべての輸入者に強制適用される制度である。

わが国では、一般輸入者には保税搬入原則が適用され、非居住者による VMI も通関業者に過重な責任を負わすことになり実現していない。AEO にもセキュリティの強化が厳しく要求されている。

ただし、アメリカのボンドは輸入者を保護するのではなく米国政府を保護するための制度である。輸入者の責務を軽減さすものではない。シュアティも輸入者と同様の義務と責任を負う。輸入者がボンドの条件に従わなければシュアティが代行することとなる。

ここでアメリカのボンド制度を改めて認識しわが国へのボンド制度の導入を検討すべきと考える。

2012 年 5 月 21 日

米国 Surety Bond と日本の税関担保 メモ

日本機械輸出組合 橋本

1. 米国ボンド：税関手続を保全することが基本目的
関税等納付に加え、法令遵守等カバレッジが広い。
申告 関税納付 関税確定 清算 この期間が長い
2. 税関担保：関税等（関税、消費税、地方消費税等）の徴収を確保するためのもの
申告 関税納付 納付確認 貨物引取（修正手続き？）
3. なぜ米国式の Surety Bond が魅力的に見えるか？
前年実績に基づいて預託額を算定するので、事務負担が少ない
Bond 預託のためのキャッシュ負担が少ない
その他
4. 日本の AEO（特例輸入者）が担保免除を望む理由（Surety Bond とは別の議論）
具体的な AEO ベネフィットとして担保免除が望まれている。
AEO 認定を通じて企業情報を税関は把握している。
社内近プライアンス管理、コンプライアンス履歴、財務状況について審査を受け認定されているのでリスクが低い。
※ 欧州 MCC の実施規則案（MCCIP 案）では、AEOC（税関手続簡素化のための AEO 資格）認定事業者には一括担保（Comprehensive Guarantee）の 50%、70%、全額免除が提案されている。
5. 9.11 以降、米国はセキュリティ強化対策として CSI、24 時間ルールを実施してきた。
しかし、輸入通関手続きそのものについては一切変更されていない。24 時間ルール 10+2 ルールなどの船積前申告は、基本的に海外事業者の負担によってセキュリティ確保を図ろうとするものと言える。
6. 非居住者による輸入
Surety Bond のメリットを検討する場合、具体的な業務に照らしてメリットを考えてみるという視点はどうか？
『グローバル化により国際分業が進んでいる。Just in Time オペレーションによりリードタイムの短縮が厳しく求められている中で、受発注をコンピュータネットワークを利用して行う電子商取引は今後さらに盛んになっていくと思われ、DDPやDDUなどによる取引も増えていくことになると思われる。非居住者が輸入し易くなる環境作りとはどのようなものかという視点からBond/担保の機能を検討』

以上

税関ボンド

CFR Title 19: Customs Duties, Part 113—Customs Bond (CFR 連邦規則集第 19 部：税関の職務、第 113 節—税関ボンド)

CFR	原文	概要
§113.1	Authority to require security or execution of bond. Where a bond or other security is not specifically required by law, the Commissioner of Customs, pursuant to Treasury Department Order No. 165 Revised, as amended (T.D. 53654, 19 FR 7241, November 6, 1954), may by regulation or specific instruction require, or authorize the port director to require, such bonds or other security considered necessary for the protection of the revenue or to assure compliance with any pertinent law, regulation, or instruction.	セキュリティ（保金措置）又はボンドの実行を必要とする権限 ボンド又はその他のセキュリティ措置が法律により特定されていない場合、関税局長官は、財務省指令 165 号改正 (T.D. 53654, 19 FR 7241, 1954 年 11 月 6 日) により、税関長に規則又は特別指令に基づき関税を確保し又は該当する法律、規則又は指令を遵守するためボンド又はその他の他の保全処置を必要とするための権限を与える。
§ 113.11	Bond approval. Each person who is required by law, regulation, or specific instruction to post a bond to secure a Customs transaction or multiple transactions must submit the bond on Customs Form 301. If the transaction(s) will occur at one Customs port, the bond shall be filed with and approved by the director of that port where the transaction(s) will take place. If the transactions will occur in more than one port the bond may be filed with and approved by any port director. Only one continuous bond for a particular activity will be authorized for each principal. The port director will determine whether the bond is in proper form and provides adequate security for the transaction(s). A bond relating to repayment of an erroneous drawback payment containing the bond conditions set forth in §113.65 shall be filed with the appropriate drawback office for approval.	ボンドの承認 税関の手続を保全するため法律、規則又は特別指令によりボンドを設定する者は税関書式 301 によりボンドを提出しなければならない。税関手続が特定の港で行なわれる場合は、当該港の税関長へボンドを申請し承認を受ける。業務が複数の港にまたがる場合は、いずれかの港の税関長へ申請し承認を受けることができる。特定の活動に対し一継続ボンドのみが各主体者（輸入者）に対して承認される。税関長はボンドが書式上適正であり当該取引（手続）に対して充分なセキュリティを提供しているかを確認する。§113.65 に規定された条件に基づくドロウバック（関税払戻）支払いの戻り関する再支払いについてのボンドはドロウバック事務所の承認を受ける。
§ 113.12	Bond application.	ボンドの申請

CFR	原文	概要
	(a) <i>Single entry bond application.</i> In order to insure that the revenue is adequately protected the port director may require a person who will be engaged in a single Customs transaction relating to the importation or entry of merchandise to file a written bond application which may be in the form of a letter. The application shall identify the value and nature of the merchandise involved in the transaction to be secured. When the proper bond in a sufficient amount is filed with the entry summary or with the entry, or when the entry summary is filed at the time of entry, an application will not be required. (b) <i>Continuous bond application.</i> If a person wants to secure multiple transactions relating to the importation or entry of merchandise or the operation of a bonded smelting or refining warehouse, a bond application, which may be in the form of a letter, shall be submitted to the port director. (1) <i>Information required.</i> The application shall contain the following information: (i) The general character of the merchandise to be entered; and (ii) The total amount of ordinary Customs duties (including any taxes required by law to be treated as duties) accruing on all merchandise imported by the principal during the calendar year preceding the date of the application, plus the estimated amount of any other tax or taxes on the merchandise to be collected by Customs. The total amount of duties and taxes shall be that which would have been required to be deposited had the merchandise been entered for consumption even though some or all of the merchandise may have been entered under bond. If the value or nature of	(a) シングル・エントリーボンド（単一ボンド）の申請 関税の回収を確保するため税関長は商品の単一輸入手続にかかわる者に対して手紙形式でボンドの申請を要請する。申請書には手続保全のため価格、商品の性質を記載しなければならない。充分な金額のボンドが納税申告書（Entry Summary）や申告書とともに提出されるか、又は申告の際に納税申告書が提出される場合はボンドの申請は必要ない。 (b) 継続ボンドの申請 輸入又は保税製錬倉庫などの運営に関して複数の手続を行う場合は、手紙形式でボンドの申請書を税関長に提出しなければならない。 (1) 必要な情報。申請書には次の情報を記載しなければならない。 (i) 申告する商品の概要；及び (ii) 申請時の前歴年に輸入者により輸入されたすべての商品に課税された通常の関税（関税とみなされる税金を含む）の総額、及び税関により徴収される商品の関税（関税とみなされる税金の予想額。関税と税金の合計額は、商品の一部又はすべてに対するその他の税金の予想額。関税と税金の合計額は、商品の一部又はすべてが保税のまま輸入されたとしても、輸入の際納めることが必要とされる金額をいう。商品の価格と材質が翌年変更になる場合はその変更を明確にしなければならない。申請の前年度に輸入がなかった場合は本年度の予想関税及び税額の見積書を提出しなければならない。

CFR	原文	概要
	the merchandise to be imported will change in any material respect during the next year the change shall be identified. If no imports were made during the calendar year prior to the application, a statement of the duties and taxes it is estimated will accrue on all importations during the current year shall be submitted. (2) <i>Application updates.</i> If the port director approves a bond based upon the application, whenever there is a significant change in the information provided under this paragraph, the principal on the bond shall submit a new application containing an update of the information required by paragraph (b)(1) of this section. The new application shall be filed no later than 30 days after the new facts become known to the principal. (c) <i>Certification.</i> Any application submitted under this section shall be signed by the applicant and contain the following certification: I certify that the factual information contained in this application is true and accurate and any information provided which is based upon estimates is based upon the best information available on the date of this application.	(2) 申請の更新 税関長が申請に基づいてボンドを承認した後、提出した情報に大きな変更があった場合ボンドの当事者は本節の(b)(1)項で定められた最新情報を含む新たな申請書を提出しなければならない。新たな申請書の提出は当事者が新たな事実を知った後 30 日以内に提出しなければならない。 (c) 証明 本節に基づき提出された申請書は申請者の署名と以下の証明が必要である。 原文参照。
§ 113.13	Amount of bond (a) <i>Minimum amount of bond.</i> The amount of any Customs bond shall not be less than \$100, except when the law or regulation expressly provides that a lesser amount may be taken. Fractional parts of a dollar shall be disregarded in computing the amount of a bond. The bond always shall be stated as the next highest dollar. (b) <i>Guidelines for determining amount of bond.</i> In determining whether the	ボンドの額 (a) ボンドの最低金額 法律又は規則がより低い金額を容認する場合を除き、税関ボンドは 100 ドルを下回ってはならない。ドル以下の端数はボンドの計算にあたり切り捨て。ボンドは次のドル単位に切り上げる。 (b) ボンド額決定のガイドライン

CFR	原文	概要
	amount of a bond is sufficient, the port director or drawback office in the case of a bond relating to repayment of erroneous drawback payment (see §113.11) should at least consider: (1) The prior record of the principal in timely payment of duties, taxes, and charges with respect to the transaction(s) involving such payments; (2) The prior record of the principal in complying with Customs demands for redelivery, the obligation to hold unexamined merchandise intact, and other requirements relating to enforcement and administration of Customs and other laws and regulations; (3) The value and nature of the merchandise involved in the transaction(s) to be secured; (4) The degree and type of supervision that Customs will exercise over the transaction(s); (5) The prior record of the principal in honoring bond commitments, including the payment of liquidated damages; and (6) Any additional information contained in any application for a bond. (c) <i>Periodic review of bond sufficiency.</i> The port directors and drawback offices shall periodically review each bond filed in their respective port or drawback office in the case of a bond relating to repayment of erroneous drawback payment (see §113.11) to determine whether the bond is adequate to protect the revenue and insure compliance with the law and regulations. If the port director or drawback office determines that the bond is inadequate, the principal shall be immediately notified in writing. The principal shall have 30 days from the date of notification to remedy the	ボンドの金額が十分であるかの決定に際して税関長又はドローバック誤支払いの再支払い (§113.11 参照) に際するドローバック事務所は以下を考慮しなければならない: (1) 輸入者が税関手続に関し関税、税金および諸掛を期限内に支払った記録; (2) 輸入者が税関の要求にしたがって貨物を回収した記録、未検査貨物をそのままインタクトで保管する義務、その他税関及び関連法規の施行にかかわる要件遵守の記録; (3) 保全すべき手続に関与する商品の価格と性質; (4) 手続に関し税関が行使する監督の程度と種類; (5) 輸入者の損害賠償額の支払いを含むボンド条件の遵守の記録; (6) ボンドの申請書に含まれている追加情報。 (c) ボンドの有効性についての定期的な見直し。 税関長とドローバック事務所は該当する港又はドローバック誤支払いの再支払い (§113.11 参照) に関しドローバック事務所においてボンドが十分関税収入を保護し法律と規則の遵守を確保しているかについて確認しなければならない。税関長又はドローバック事務所が当該ボンドが不充分と決定した場合、輸入者は直ちに書面で通知される。輸入者はその通知から 30 日以内に不備を改善しなければならない。

CFR	原文	概要
	deficiency. (d) <i>Additional security</i>. Notwithstanding the provisions of this section or any other provision of this chapter, if a port director or drawback office believes that acceptance of a transaction secured by a continuous bond would place the revenue in jeopardy or otherwise hamper the enforcement of Customs laws or regulations, he shall require additional security.	(d) 追加のセキュリティ 本節又はその他の本章の規定にもかかわらず、税関長又はドローバック事務所が継続ボンドによる手続の受理が関税収入を確保できない又は税関法規の執行が阻害されると判断する場合、当該税関長又はドローバック事務所は追加のセキュリティを要求する。
§ 113.62	Basic importation and entry bond conditions. A bond for basic importation and entry shall contain the conditions listed in this section and may be either a single entry or a continuous bond. Basic Importation and Entry Bond Conditions (a) <i>Agreement to Pay Duties, Taxes, and Charges.</i> (1) If merchandise is imported and released from Customs custody or withdrawn from a Customs bonded warehouse into the commerce of, or for consumption in, the United States, or under §181.53 of this chapter is withdrawn from a duty-deferral program for exportation to Canada or Mexico or for entry into a duty-deferral program in Canada or Mexico, the obligors (principal and surety, jointly and severally) agree to: (i) Deposit, within the time prescribed by law or regulation, any duties, taxes, and charges imposed, or estimated to be due, at the time of release or withdrawal; and (ii) Pay, as demanded by Customs, all additional duties, taxes, and charges subsequently found due, legally fixed, and imposed on any entry secured by this bond. (2) If the principal enters any merchandise into a Customs bonded	基本的な輸入とエントリーボンドの条件 基本的な輸入とエントリーのためのボンドは本節に記載した条件を含みシリングルエントリーか継続ボンドのいずれかである。 基本的な輸入とエントリーボンドの条件 (a) 関税、税金と諸掛を支払う合意 (1) 商品が税関管轄から又は税関保税倉庫から米国合衆国の市場へ消費のため輸入され引渡された場合、又は本章の§181.53のもとで関税後納プログラムによりカナダやメキシコへ輸出された場合、又は同プログラムによりカナダやメキシコへ輸入された場合、債務者（輸入者とシュアティ会社は共同で）は以下に合意する： (i) 法律や規則で定められた期限内に、すべての課せられた又は予想される関税、税金と諸掛を引渡し又は蔵出しの際積立てる；そして (ii) 税関の要求にしたがい、このボンドにより保証されたすべてのエントリーについて満期となり、法的に確定したすべての追加関税、税金と諸掛を支払う。 (2) 輸入者が商品を税関の保税倉庫へ搬入した場合、債務者は以下に合意する；

CFR	原文	概要
	warehouse, the obligors agree; (i) To pay any duties, taxes, and charges found to be due on any of that merchandise which remains in the warehouse at the expiration of the warehousing time limit set by law; and (ii) That the obligation to pay duties, taxes, and charges on the merchandise applies whether it is properly withdrawn by the principal, or by the principal's transferee, or is unlawfully removed by the principal or any other person, without regard to whether the merchandise is manipulated, unless payment was made or secured to be made by some other person. (3) Under this agreement, the obligation to pay any and all duties, taxes, and charges due on any entry ceases on the date the principal timely files with the port director a bond of the owner in which the owner agrees to pay all duties, taxes, and charges found due on that entry; provided a declaration of the owner has also been properly filed. (b) <i>Agreement to Make or Complete Entry</i>. If all or part of imported merchandise is released before entry under the provisions of the special delivery permit procedures under 19 U.S.C. 1448(b), released before completion of the entry under 19 U.S.C. 1484(a), or withdrawn from warehouse under 19 U.S.C. 1557(a) (see §10.62b of this chapter), the principal agrees to file within the time and in the manner prescribed by law and regulation, documentation to enable Customs to: (1) Determine whether the merchandise may be released from Customs custody; (2) Properly assess duties on the merchandise;	(i) 法律で定められた在庫期限が満期になった時保税倉庫に蔵置されているすべての商品についてすべての関税、税金と諸掛を支払う；そして (ii) 輸入者又は輸入者より譲渡を受けた者により適正に蔵出しをされたか、又は輸入者又は他の者により不法に取り出されたか、又は商品が不当に処理されたかにかかわらず、他の者により支払いがなされ又は保証されない限り商品に対してすべての関税、税金及び諸掛を支払う義務を有する。 (3) この契約のもとで、オーナーの申告書が正当に届出されたことを条件として、輸入者が税関長に対してどのエントリについてもすべての関税、税金と諸掛を申告期限内に支払うとするオーナーのボンドを提出した日に輸入者がすべての関税、税金と諸掛を支払う義務は終了する。 (b) エントリ作成についての合意 すべて又は一部の輸入商品が特別配達許可の手続 19 U.S.C. 1448(b),のもとで申告する前に引渡された場合、19 U.S.C. 1484(a)により申告書が完結する前に引き渡された場合、又は 19 U.S.C. 1557(a) (本章 §10.62b 参照),により保税倉庫から蔵出しされた場合、輸入者は法律や規則に規定されている期限、方法により税関が以下を行えるよう書類を申告することに合意する： (1) 商品が税関管轄から引渡されるか否かを決定する； (2) 商品の関税を適正に査定する。

CFR	原文	概要
	(3) Collect accurate statistics with respect to the merchandise; and (4) Determine whether applicable requirements of law and regulation are met. (c) <i>Agreement to Produce Documents and Evidence</i>. If merchandise is released conditionally to the principal before all required documents or other evidence is produced, the principal agrees to furnish Customs with any document or evidence as required by law or regulation, and within the time specified by law or regulations. (d) <i>Agreement to Redeliver Merchandise</i>. If merchandise is released conditionally from Customs custody to the principal before all required evidence is produced, before its quantity and value are determined, or before its right of admission into the United States is determined, the principal agrees to redeliver timely, on demand by Customs, the merchandise released if it: (1) Fails to comply with the laws or regulations governing admission into the United States; (2) Must be examined, inspected, or appraised as required by 19 U.S.C. 1499; or (3) Must be marked with the country of origin as required by law or regulation. It is understood that any demand for redelivery will be made no later than 30 days after the date that the merchandise was released or 30 days after the end of the conditional release period (whichever is later). (See §141.113(b),	(3) 商品に対する正確な統計を収集する；そして (4) 法律と規則の該当する要件が満たされているか否かを確認する。 (c) 書類と証拠の提出についての合意 商品がすべての必要とされる書類とその他の証拠が提出される前に条件付きで輸入者に引渡された場合、輸入者は法律又は規則で定められた書類と証拠を、法律又は規則で定められた期限内に税関に提出することに合意する。 (d) 商品を回収する合意 すべての必要な証拠が提出される前、その数量と価格が確認される前、又は米国合衆国への入国の権利が確認される前に商品が条件付きで引渡された場合、輸入者は、以下の場合、税関の要求に従い引渡された商品を速やかに回収することに合意する： (1) 合衆国への入国を規定する法律又は規則に違反する； (2) 内容検査、検査又は 19 U.S.C. 1499 に定められた評価を受けなければならない；又は (3) 法律又は規則に定められた原産地を表示しなければならない。 回収の要求は商品の引渡後 30 日以内又は条件付き引渡期間が終了する 30 日後以内(いずれか遅い方)になされると解釈する。(§141.113(b), 12.73(b)(2), 及び本章の 12.80 参照。)

CFR	原文	概要
	12.73(b)(2), and 12.80 of this chapter.) (e) <i>Agreement to Rectify Any Non-Compliance with Provisions of Admission.</i> If merchandise is released conditionally to the principal before its right of admission into the United States is determined, the principal, after notification, agrees to mark, clean, fumigate, destroy, export or do any other thing to the merchandise in order to comply with the law and regulations governing its admission into the United States within the time period set in the notification. (f) <i>Agreement for Examination of Merchandise.</i> If the principal obtains permission to have any merchandise examined elsewhere than at a wharf or other place in charge of a Customs officer, the principal agrees to: (1) Hold the merchandise at the place of examination until the merchandise is properly released; (2) Transfer the merchandise to another place on receipt of instructions from Customs made before release; and (3) Keep any Customs seal or cording on the merchandise intact until the merchandise is examined by Customs. (g) <i>Reimbursement and Exoneration of the United States.</i> The obligors agree to: (1) Pay the compensation and expenses of any Customs officer, as required by law or regulation; and (2) Exonerate the United States and its officers from any risk, loss, or expense arising out of principal's importation, entry, or withdrawal of	(e) 入国の規定違反を改正する合意 商品が合衆国への入国の権利が決定される前に条件付きで輸入者に引渡された場合、輸入者は、通知を受領の後、マークをし、掃除をし、燻蒸し、廃棄し、輸出するなど通知書に記載された期間内に合衆国への入国を規定する法律及び規則を遵守するためその他の措置を講じること合意する。 (f) 商品検査の合意 輸入者が税関職員が管轄する埠頭又はその他の場所以外の場所で商品の検査を受ける許可を受けた場合、輸入者は以下につき合意する： (1) 商品が正当に引渡されるまで商品を検査場に留め置く； (2) 引渡す前に税関から指示を受け次第商品を他の場所へ移動させる；そして、 (3) 税関により商品の検査が行われるまで商品への税関のシールやコードをそのままにしておく。 (g) 合衆国の弁償と免責 債務者は以下に合意する： (1) 法律又は規則に規定された税関職員への報酬と支出を支払う；そして (2) 合衆国と職員を輸入者の輸入、納税、蔵出申告から発生するすべての危険、損失又は支出から免責する。

CFR	原文	概要
	merchandise. (h) <i>Agreement on Duty-Free Entries or Withdrawals</i>. If the principal enters or withdraws any merchandise, without payment of duty and tax, or at a reduced rate of duty and tax, as permitted under the law, the principal agrees: (1) To use and handle the merchandise in the manner and for the purpose entitling it to duty-free treatment; (2) If a fishing vessel, to present the original approved application to Customs within 24 hours on each arrival of the vessel in the Customs territory of the United States from a fishing voyage; (3) To furnish timely proof to Customs that any merchandise entered or withdrawn under any law permitting duty-free treatment was used in accordance with that law; and (4) To keep safely all withdrawn beverages remaining on board while the vessel is in port, as may be required by Customs. (i) <i>Agreement to comply with Customs Regulations applicable to Customs security areas at airports</i>. If access to the Customs security areas at airports is desired, the principal (including its employees, agents, and contractors) agrees to comply with the Customs Regulations in this chapter applicable to Customs security areas at airports. If the principal defaults, the obligors (principal and surety, joint and severally) agree to pay liquidated damages of \$1000 for each default or such other amount as may be authorized by law or regulation. (j) The principal agrees to comply with all Importer Security Filing	(h) 免税申告又は蔵出申告についての合意 法律の許可に従い、関税や税金を支払うことなく、又は減額された率で関税や税金を支払う場合、輸入者は以下に合意する： (1) 関税フリーの処理と同様な方法で商品を取扱う； (2) 漁船の場合は漁業航海から米国の領域へ到着する 24 時間前に税関に認可申請書の原本を提示する。 (3) 関税フリーの処理を認める法律のもとで商品を申告又は蔵出した証拠を税関に提示する；そして (4) 税関の要求に従い、輸入した飲料を本船が港に停泊している間安全に保つ： (i) 空港のセキュリティ地域に適用する税関規則を遵守する合意 税関の空港のセキュリティ地域へのアクセスを望む場合、輸入者（その従業員、代理人、下請けを含む）は税関のセキュリティ地域に適用する本章の税関規則を遵守することに合意する。輸入者が違反した場合は債務者（輸入者とシェアデ、共同し単独で）は一違反 1,000 ドル又は法律や規則で認められる損害賠償額を支払うことに合意する。 (j) 輸入者は本章の 149 節に定めた規則に規定された方法と期限に基づきセキュ

CFR	原文	概要
	requirements set forth in part 149 of this chapter including but not limited to providing security filing information to Customs and Border Protection in the manner and in the time period prescribed by regulation. If the principal defaults with regard to any obligation, the principal and surety (jointly and severally) agree to pay liquidated damages of \$5,000 for each violation. (k) <i>Agreement to comply with electronic entry and/or advance cargo information filing requirements.</i> (1) If the principal is qualified to utilize electronic entry filing as provided for in part 143, of this chapter, the principal agrees to comply with all conditions set forth in part 143 and to send and accept electronic transmissions without the necessity of paper copies. (2) If the principal elects to provide advance inward air or truck cargo information to Customs and Border Protection (CBP) electronically, the principal agrees to provide such cargo information to CBP in the manner and in the time period required, respectively, under §122.48a or 123.92 of this chapter. If the principal defaults with regard to these obligations, the principal and surety (jointly and severally) agree to pay liquidated damages of \$5,000 for each violation. (l) <i>Agreement to ensure and establish issuance of softwood lumber export permit and collection of export fees.</i> In the case of a softwood lumber product imported from Canada that is subject to the requirement that the Government of Canada issue an export permit pursuant to the Softwood Lumber Agreement, the principal agrees, as set forth in §12.140 of this chapter, to assume the obligation to ensure within 10 working days of release of the merchandise, and establish to the satisfaction of CBP, that the	リティの申告情報を CBP に提供するすべての輸入者のセキュリティ申告 (ISF) の要件を遵守することに合意する。輸入者が如何なる義務に違反した場合でも、輸入者とシュアティ (共同かつ個別に) は一違反に対し 5,000 ドルの損害賠償額を支払うことに合意する。 (k) 電子申告および事前貨物情報の申告遵守についての合意 (1) 輸入者が本章の第 143 節に基づき電子申告の使用資格がある場合、輸入者は第 143 節に規定されたすべての条件を遵守することに合意し紙によるコピーを必要とすることなく電子送信をし受信することに合意する。 (2) 輸入者が CBP に事前に電子的に輸入の航空又はトラック貨物の情報を提供する場合、輸入者は、本章の§122.48a 又は 123.92 に基づき規定された方法と期限によりその貨物情報を CBP に提出することに合意する。輸入者がこれらの義務に違反した場合、輸入者とシュアティは (共同でかつ個別に) 各違反について 5,000 ドルの損害賠償額を支払うことに合意する。 (1) ソフトウッド木材の輸出許可証の発行と輸出料金の徴収にかかわる合意 カナダからのソフトウッド木材製品の輸入についてはカナダ政府がソフトウッド木材協定により輸出許可証を発行する要件に基づくこととなっている。輸入者は、本章の§12.140 の規定に従い、貨物の引渡後 10 日以内に該当する輸出許可証がカナダ政府から発行され CBP の了承を得たことを確認する義務を負うことに合意する。

CFR	原文	概要
	applicable export permit has been issued by the Government of Canada. (m) <i>Consequence of default.</i> (1) If the principal defaults on agreements in this condition other than conditions in paragraphs (a), (g), (i), (j), (k)(2), or (l) of this section the obligors agree to pay liquidated damages equal to the value of the merchandise involved in the default, or three times the value of the merchandise involved in the default if the merchandise is restricted or prohibited merchandise or alcoholic beverages, or such other amount as may be authorized by law or regulation. (2) It is understood and agreed that whether the default involves merchandise is determined by Customs and that the amount to be collected under these conditions shall be based upon the quantity and value of the merchandise as determined by Customs. Value as used in these provisions means value as determined under 19 U.S.C. 1401a. (3) If the principal defaults on agreements in this condition other than conditions (a) or (g) and the default does not involve merchandise, the obligors agree to pay liquidated damages of \$1,000 for each default or such other amount as may be authorized by law or regulation. (4) If the principal defaults on agreements in the condition set forth in paragraph (a)(1)(i) of this section only, the obligors (principal and surety, jointly and severally) agree to pay liquidated damages equal to two times the unpaid duties, taxes and charges estimated to be due or \$1,000, whichever is greater. A default on the condition set forth in paragraph (a)(1)(i) of this section shall be presumed if any monetary instrument authorized for the payment of estimated duties, taxes and charges by §24.1(a) of this chapter	(m) 不履行の結果 (1) 輸入者が本節の(a), (g), (i), (j), (k)(2), 又は (l)の各項の条件と異なる当条件の合意に違反する場合は、債務者は違反にかかわる商品の価格と同等な損害賠償額、又は商品が制限又は禁止商品又はアルコール飲料の場合は商品の3倍、又は法律や規則で認められるその他の金額を支払うことに合意する。 (2) 違反が商品を含むかについては税関により決定されそしてこれらの条件のもとで徴収されるべき金額は商品の品質と価格により税関が決定するものと理解し合意する。これらの規定に使用される価格は 19 U.S.C. 1401a のもとで決定される価格をいう。 (3) 輸入者が (a) 又は (g) の条件以外の条件の合意に違反した場合、そしてその違反が商品を含まない場合、債務者は各違反に対して 1,000 ドル又は法律や規則で認められた他の金額の損害賠償額を支払うことに合意する。 (4) 輸入者が本節の(a)(1)(i)項にのみ規定された条件の合意に違反した場合、債務者（輸入者及びシュアティ、共同でかつ個々に）は未払い関税、税金又は諸掛の2倍に相当する損害賠償額又は 1,000 ドルのいずれかの大きい方の損害賠償額を支払うことに合意する。本章の§24.1(a)項による予想関税、税金及び諸掛の支払いに承認された支払い 手段が銀行により支払い不能で返却された場合、又は自動支払い（本章の§24.25 参照）のもとで承認された支払いが期限内に電子的に税関へ送信されない場合、本節の(a)(1)(i)項に規定された条件の違反とみ

CFR	原文	概要
	is returned unpaid by a financial institution, or if a payment authorized under Automated Clearinghouse (see §24.25 of this chapter) is not transmitted electronically to Customs in a timely manner. If the principal defaults on agreements in both of the conditions as set forth in paragraphs (a)(1)(i) and (b) of this section, the measure of liquidated damages assessed shall be as provided in paragraph (m)(1) of this section for a default of the agreements in the condition set forth in paragraph (b) of this section. For purposes of this paragraph, the phrase “unpaid duties, taxes and charges” shall include any appropriate ad valorem fees described in §24.23 of this chapter, fees relating to dutiable mail described in §24.22(f) of this chapter, and harbor maintenance fees described in §24.24(e)(3) (i) and (ii) of this chapter. (5) If the principal defaults on agreements in the condition set forth in paragraph (l) of this section only, the obligors agree to pay liquidated damages equal to \$100 per thousand board feet of the imported lumber.	なされる。輸入者が(a)(1)(i)項及び本節の(b)に定められた双方の条件に違反した場合、査定される損害賠償額は本節の(b)項に規定された条件の合意の違反に対して定められた本節の(m)(1)項の規定に基づき査定される。本項において、“未払い関税、税金と諸掛”とは本章の§24.23の規定に相当する従価税、本章§24.22(f)に規定の課税郵便、及び本章§24.24(e)(3) (i) 及び (ii)に規定のハーバー・メイntenダンス・フィーを含む。 (5) 輸入者が本節の第(1) 項に規定された条件の合意のみに違反する場合は、債務者は輸入木材の千ボードフィート 100 ドルに相当する損害賠償額の支払いに合意する。

出所：Code of Federal Regulations (平田義章試訳)

Title 19: Customs Duties (目次)

(<http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?c=ecfr&SID=c8ac755d65f53db0a6fde1f1ffe9a7a8&rgn=div5&view=text&node=19:1.0.1.1.17&idno=19>)

PART 113—CUSTOMS BONDS

Section Contents

§ 113.0 Scope.

Subpart A—General Provisions

- § 113.1 Authority to require security or execution of bond.
- § 113.2 Powers of Commissioner of Customs relating to bonds.
- § 113.3 Liability of surety on a terminated bond.
- § 113.4 Bonds and carnets.

Subpart B—Bond Application and Approval of Bond

- § 113.11 Bond approval.
- § 113.12 Bond application.
- § 113.13 Amount of bond.
- § 113.14 Approved form of bond inadequate.
- § 113.15 Retention of approved bonds.

Subpart C—Bond Requirements

- § 113.21 Information required on the bond.
- § 113.22 Witnesses required.
- § 113.23 Changes made on the bond.
- § 113.24 Riders.
- § 113.25 Seals.
- § 113.26 Effective dates of bonds and riders.
- § 113.27 Effective dates of termination of bond.

Subpart D—Principals and Sureties

- § 113.30 Information pertaining to principals and sureties on the bond.
- § 113.31 Same party as principal and surety; attorney in fact.
- § 113.32 Partnerships as principals.
- § 113.33 Corporations as principals.
- § 113.34 Co-principals.
- § 113.35 Individual sureties.
- § 113.36 Partner acting as surety on behalf of a partner or on behalf of a partnership.
- § 113.37 Corporate sureties.
- § 113.38 Delinquent sureties.
- § 113.39 Procedure to remove a surety from Treasury Department Circular 570.
- § 113.40 Acceptance of cash deposits or obligations of the United States in lieu of sureties on bonds.

Subpart E—Production of Documents

§ 113.41 Entry made prior to production of documents. § 113.42 Time period for production of documents.

§ 113.43 Extension of time period.

§ 113.44 Assent of sureties to an extension of a bond.

§ 113.45 Charge for production of a missing document made against a continuous bond.

Subpart F—Assessment of Damages and Cancellation of Bond

§ 113.51 Cancellation of bond or charge against the bond.

§ 113.52 Failure to satisfy the bond.

§ 113.53 Waiver of Customs requirement supported by a bond.

§ 113.54 Cancellation of erroneous charges.

§ 113.55 Cancellation of export bonds.

Subpart G—Customs Bond Conditions

§ 113.61 General.

§ 113.62 Basic importation and entry bond conditions.

§ 113.63 Basic custodial bond conditions.

§ 113.64 International carrier bond conditions.

§ 113.65 Repayment of erroneous drawback payment bond conditions.

§ 113.66 Control of containers and instruments of international traffic bond conditions.

§ 113.67 Commercial gauger and commercial laboratory bond conditions.

§ 113.68 Wool and fur products labeling acts and fiber products identification act bond conditions.

§ 113.69 Production of bills of lading bond conditions.

§ 113.70 Bond condition to indemnify United States for detention of copyrighted material.

§ 113.71 Bond condition to observe neutrality.

§ 113.72 Bond condition to pay court costs (condemned goods).

§ 113.73 Foreign trade zone operator bond conditions. § 113.74 Bond conditions to indemnify a complainant under section 337 of Tariff Act of 1930, as amended.

§ 113.75 Bond conditions for deferral of duty on large yachts imported for sale at United States boat shows.

Appendix A to Part 113—Airport Customs Security Area Bond

Appendix B to Part 113—Bond To Indemnify Complainant Under Section 337, Tariff Act of 1930, as Amended

Appendix C to Part 113—Bond for Deferral of Duty on Large Yachts Imported for Sale at United States Boat Shows

Appendix D to Part 113—Importer Security Filing Bond

2012 年 6 月 6 日

平田義章

わが国の VMI にかかわる法規制（参考メモ）

- 税関事務管理人

関税法第 95 条 添付

- 納税管理人

国税通則法第 117 条 添付

国税通則法基本通達第 117 条関係納税管理人 添付

- 通関業者

通関業務の委任関係を証するもの 添付

関税法第 13 条の 3（関税の納付不足がある場合の補完的納税義務） 添付

注：

わが国の非居住者による輸入通関の制度はアメリカの非居住者通関（19 CFR 141.18 Entry by nonresident corporation）を参考にして制定されたものと思われるが、わが国の場合、関税の追徴などをどのようにして保証するか不明確である。アメリカではボンドにより最終的に保証される。

なお、通関業者は非居住輸入者から正式に委任状を取得していれば追加関税を含め関税や税金を支払う義務はない。また、独立した税関事務管理人は輸入業務には精通していないため関税の査定などについて輸入者を代弁することは難しい。したがって、国税通則法基本通達の第 117 条関係の 2 の(3)に規定された「国税の納付および還付金額等の受領」の意味が明確ではない。

＜関税法＞

（税関事務管理人）

第九十五条 個人である申告者等（税関関係手続を行うべき者をいう。以下この条において同じ。）が

本邦に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有せず、若しくは有しないこととなる場合又は本邦に本店若しくは主たる事務所を有しない法人である申告者等が本邦にその事務所及び事業所を有せず、若しくは有しないこととなる場合において、税関関係手続及びこれに関する事項（以下この項及び第三項において「税関関係手続等」という。）を処理する必要があるときは、その者は、当該税関関係手続等を処理させるため、本邦に住所又は居所（法人にあつては、本店又は主たる事務所）を有する者で当該税関関係手続等の処理につき便宜を有するもののうちから税関事務管理人を定めなければならない。

2 申告者等は、前項の規定により税関事務管理人を定めたときは、政令で定めるところにより、当該税関事務管理人に係る税関関係手続に係る税関長にその旨を届け出なければならない。その税関事務管理人を解任したときも、また同様とする。

3 税関関係手続等を処理した税関事務管理人は、当該税関関係手続等に係る申告者等が第七条の九第一項及び第六十七条の八第一項（帳簿の備付け等）並びに前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により保存すべきこととされている帳簿書類について、税関長から提示を求められた場合には、当該税関長に当該帳簿書類を提示しなければならない。この場合において、当該申告者等は、当該税関事務管理人に対して、その提示のため必要な便宜を与えなければならない。

4 第一項及び第二項において「税関関係手続」とは、輸入申告その他この法律又は関税定率法 その他の関税に関する法律の規定に基づく手続（本邦に入国する者又は本邦から出国する者がその入国又は出国の際に行うものその他政令で定めるものを除く。）をいう。

国税通則法

(昭和三十七年四月二日法律第六十六号)

(納税管理人)

第百十七条 個人である納税者がこの法律の施行地に住所及び居所(事務所及び事業所を除く。)を有せず、若しくは有しないこととなる場合又はこの法律の施行地に本店若しくは主たる事務所を有しない法人である納税者がこの法律の施行地にその事務所及び事業所を有せず、若しくは有しないこととなる場合において、納税申告書の提出その他国税に関する事項を処理する必要があるときは、その者は、当該事項を処理させるため、この法律の施行地に住所又は居所を有する者で当該事項の処理につき便宜を有するもののうちから納税管理人を定めなければならない。

2 納税者は、前項の規定により納税管理人を定めたときは、当該納税管理人に係る国税の納税地を所轄する税務署長(保税地域からの引取りに係る消費税等に関する事項のみを処理させるため、納税管理人を定めたときは、当該消費税等の納税地を所轄する税関長)にその旨を届け出なければならない。その納税管理人を解任したときも、また同様とする。

＜国税通則法基本通達＞

第 9 章 雑則

第 117 条関係 納税管理人

（納税者）

- 1 この条第 1 項の「納税者」には、国税に関する法律の規定により還付を受けるための申告書または確定損失申告書を提出することができる者も含まれる。

（納税管理人の事務範囲）

- 2 この条第 1 項の「納税申告書の提出その他国税に関する事項」とは、次に掲げる事項をいう。ただし、不服申立てに関する事項は含まれない。

なお、次に掲げる事項の一部だけの管理は認められない。

- (1) 国税に関する法令に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の作成ならびに提出
- (2) 税務署長等(その所属の職員を含む。)が発する書類の受領
- (3) 国税の納付および還付金等の受領

通関業務の委任関係を証するもの

1、通関業法第2条（定義）

通関業務について定義している。

2、通関業法第22条（記帳・届出・報告等）

通関業者の記帳義務等について定めている。

3、通関業法施行令第8条（記帳及び書類の保存）

第8条2項第2号

通関業務に関し、依頼者から依頼を受けたことを証する書類

4、通関業法基本通達 第一章 総則

2-1（委任関係の取扱い）

- ・ ・ ・（前段略）通関業者は法第22条第1項及び政令第8条2項第2号の規定により通関業務に関し、依頼者から依頼を受けたことを証する書類（包括的なものであってもさしつかえない）を保存しなければならない。

以上の根拠に基づいて「通関委任状」を発行するものである。

＜関税法＞

（関税の納付不足がある場合の補完的納税義務）

第十三条の三 輸入の許可又は第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定による税関長の承認を受けて引き取られた貨物について、納付された関税に不足額があつた場合において、当該許可若しくは承認の際当該貨物の輸入者とされた者の住所及び居所が明らかでなく、又はその者が当該貨物の輸入者でないことを申し立てた場合であつて、かつ、当該貨物の輸入に際してその通関業務を取り扱つた通関業者（通関業法第二条第三号（定義）に規定する通関業者をいう。以下同じ。）が、その通関業務の委託をした者を明らかにすることができなかつたときは、当該通関業者は、当該貨物の輸入者と連帯して当該関税を納める義務を負う。

CFR TITLE 19 CUSTOMS DUTIES (目次)

PART 141—ENTRY OF MERCHANDISE

(<http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?c=ecfr&SID=5c6daf30c22cc721d8d1b0d73be7c6ea&rgn=div5&view=text&node=19:2.0.1.1.1&idno=19>)

Contents

§ 141.0 Scope.

§ 141.0a Definitions.

Subpart A—Liability for Duties and Requirement To Enter Merchandise

§ 141.1 Liability of importer for duties.

§ 141.2 Liability for duties on reimportation.

§ 141.3 Liability for duties includes liability for taxes.

§ 141.4 Entry required.

§ 141.5 Time limit for entry.

Subpart B—Right To Make Entry and Declarations on Entry

§ 141.11 Evidence of right to make entry for importations by common carrier.

§ 141.12 Right to make entry of importations by other than common carrier.

§ 141.13 Right to make entry of abandoned or salvaged merchandise.

§ 141.14 Deceased or insolvent consignees and court-appointed administrators.

§ 141.15 Bond for production of bill of lading or air waybill.

§ 141.16 Disposition of documents.

§ 141.17 Entry by nonresident consignee.

§ 141.18 Entry by nonresident corporation.

§ 141.19 Declaration of entry.

§ 141.20 Actual owner's declaration and superseding bond of actual owner.

Subpart C—Powers of Attorney

§ 141.31 General requirements and definitions.

§ 141.32 Form for power of attorney.

§ 141.33 Alternative form for noncommercial shipment.

§ 141.34 Duration of power of attorney.

§ 141.35 Revocation of power of attorney.

§ 141.36 Nonresident principals in general.

§ 141.37 Additional requirements for nonresident corporations.

§ 141.38 Resident corporations.

§ 141.39 Partnerships.

§ 141.40 Trusteeships.

§ 141.41 Surety on Customs bonds.

§ 141.42 Protests.

§ 141.43 Delegation to subagents.

§ 141.44 Designation of Customs ports in which power of attorney is valid.

§ 141.45 Certified copies of power of attorney.

§ 141.46 Power of attorney retained by customhouse broker.

Subpart D—Quantity of Merchandise To Be Included in an Entry

§ 141.51 Quantity usually required to be in one entry.

§ 141.52 Separate entries for different portions.

§ 141.53 Procedure for separate entries.

§ 141.54 Separate entries for consolidated shipments.

- § 141.55 Single entry summary for shipments arriving under one transportation entry.
- § 141.56 Single entry summary for multiple transportation entries consigned to the same consignee.
- § 141.57 Single entry for split shipments.
- § 141.58 Single entry for separately arriving portions of unassembled or disassembled entities.

Subpart E—Presentation of Entry Papers

- § 141.61 Completion of entry and entry summary documentation.
- § 141.62 Place and time of filing.
- § 141.63 Submission of entry summary documentation for preliminary review.
- § 141.64 Review and correction of entry and entry summary documentation.
- § 141.65 [Reserved]
- § 141.66 Bond for missing documents.
- § 141.67 Recall of documentation.
- § 141.68 Time of entry.
- § 141.69 Applicable rates of duty.

Subpart F—Invoices

- § 141.81 Invoice for each shipment.
- § 141.82 Invoice for installment shipments arriving within a period of 10 days.
- § 141.83 Type of invoice required.
- § 141.84 Photocopies of invoice for separate entries of same shipment.
- § 141.85 Pro forma invoice.
- § 141.86 Contents of invoices and general requirements.
- § 141.87 Breakdown on component materials.
- § 141.88 Computed value.
- § 141.89 Additional information for certain classes of merchandise.
- § 141.90 Notation of tariff classification and value on invoice.
- § 141.91 Entry without required invoice.
- § 141.92 Waiver of invoice requirements.

Subpart G—Deposit of Estimated Duties

- § 141.101 Time of deposit.
- § 141.102 When deposit of estimated duties, estimated taxes, or both not required.
- § 141.103 Amount to be deposited.
- § 141.104 Computation of duties.
- § 141.105 Voluntary deposit of additional duties.

Subpart H—Release of Merchandise

- § 141.111 Carrier's release order.
- § 141.112 Liens for freight, charges, or contribution in general average.
- § 141.113 Recall of merchandise released from Customs and Border Protection custody.

PART 142—ENTRY PROCESS

(<http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?c=ecfr&SID=5c6daf30c22cc721d8d1b0d73be7c6ea&rgn=div5&view=text&node=19:2.0.1.1.2&idno=19>)

Section Contents

- § 142.0 Scope.

Subpart A—Entry Documentation

- § 142.1 Definitions.
- § 142.2 Time for filing entry.
- § 142.3 Entry documentation required.
- § 142.3a Entry numbers.
- § 142.4 Bond requirements.
- § 142.5 [Reserved]
- § 142.6 Invoice requirements.
- § 142.7 Examination of merchandise.
- § 142.8 Failure to file entry timely.

Subpart B—Entry Summary Documentation

- § 142.11 Entry summary form.
- § 142.12 Time for filing or submission for preliminary review.
- § 142.13 When entry summary must be filed at time of entry.
- § 142.14 Delinquent payment of Customs bills.
- § 142.15 Failure to file entry summary timely.
- § 142.16 Entry summary documentation.
- § 142.17 One entry summary for multiple entries.
- § 142.17a One consolidated entry summary for multiple ultimate consignees.
- § 142.18 Entry summary not required for prohibited merchandise.
- § 142.19 Release of merchandise under the entry summary.

Subpart C—Special Permit for Immediate Delivery

PROHIBITED MERCHANDISE, NO OTHER ENTRY FILED

- § 142.21 Merchandise eligible for special permit for immediate delivery.
- § 142.22 Application for special permit for immediate delivery.
- § 142.23 Time limit for filing documentation after release.
- § 142.24 Special permit.
- § 142.25 Discontinuance of immediate delivery privileges.
- § 142.26 Delinquent payment of Customs bills.
- § 142.27 Failure to file documentation timely.
- § 142.28 Withdrawal or entry summary not required for prohibited merchandise.
- § 142.29 Other procedures applicable.

Subpart D—Line Release

- § 142.41 Line Release.
 - § 142.42 Application for Line Release processing.
 - § 142.43 Line Release application approval process.
 - § 142.44 Entry number range.
 - § 142.45 Use of bar code by entry filer.
 - § 142.46 Presentation of invoice and assignment of entry number.
 - § 142.47 Examinations of Line Release transactions.
 - § 142.48 Release procedure.
 - § 142.49 Deletion of C-4 Code.
 - § 142.50 Line Release data base corrections or changes.
 - § 142.51 Changing election of entry or immediate delivery.
 - § 142.52 Port-wide and multiple port acceptance of Line Release.
-